

ISSN 1936-5349 (print)
ISSN 1936-5357 (online)

HARVARD

JOHN M. OLIN CENTER FOR LAW, ECONOMICS, AND BUSINESS

CONTRACTING FOR SEX IN THE PACIFIC WAR: A RESPONSE TO MY CRITICS

J. Mark Ramseyer

Discussion Paper No. 1075

01/2022

Harvard Law School
Cambridge, MA 02138

This paper can be downloaded without charge from:

The Harvard John M. Olin Discussion Paper Series:
http://www.law.harvard.edu/programs/olin_center

The Social Science Research Network Electronic Paper Collection:
<http://ssrn.com/abstract=4000145>

日本語訳

「史実を世界に発信する会」

「太平洋戦争における性サービスの契約」：

私の論文に対する批判に対する回答

J.マーク・ラムザイヤー

ハーヴァード・ロー・スクール

（日本語訳：「史実を世界に発信する会」）

キーワード：売春、年季奉公、日本、韓国

アブストラクト：

拙著「太平洋戦争における性サービスの契約」（The International Review of Law and Economics 誌(IRLE) (2020)）に於いて、私が研究調査の対象としたのは、日本人・韓国（朝鮮）人の売春婦が仕事場の売春宿と契約を結ぶに至った背後に、どのような経済的論理があったかということであった。私が説明を試みた契約条件の中に、莫大な前払い金と奉公期間の期限がセットになっていたという事実があった。わたしは、この契約条件を古典的な経済学の難題として、を説明しようと努めたのである。

私のこの論文は甚だしい批判を招くことになった。しかし、契約に対する私の経済学的分析に異論を唱えた批判はほとんどなかった。いやいや、批判する人々は、契約条件に関する私の分析について言及することさえなかったのである。ところが実は、私が IRLE にこの論文を発表することになったのは、この問題に焦点を当てることが目的だったのである。

むしろ逆に、批判する人の中には、私が現実の売春契約を調査していないと誹謗する者もいた。実際に私の論文を読んだ読者は、私が実際の契約文書のデータを持っているなどとは主張していないことを分かって下さっているはずだ。私の知っている限りでは、実際に使われた契約書が戦後まで残っていた例は皆無に等しい。論文の中でも明らかにしたことであるが、私が利用したのは、政府文書の中に残っている売春婦契約に関する情報であり、戦時の回顧録であり、新聞の広告であり、慰安所の会計日誌の要約などである。

また、私の論文の引用文には不正確・不適切・解釈の間違いが多いと言って、そのリストまで提出した人もいた。それに対しては、私は以下で、いちいち反駁をする。間違いだという指摘はほとんど全部指摘が間違っている。少数ながら、私に非のある箇所もあった。しかし、そういう欠陥は、契約条件の分析には影響を及ぼしていない、

たいていの批判者は、慰安婦制度が不道德であると強調する。特に、騙されて慰安婦にされたり、慰安所の経営者に詐欺的手法などで虐待された女性たちがいるのに、私がそういう事実を目を向けていないと主張する人が少なくない。しかし私は論文の中で、きちんとそういう点に触れている。論文の原文を読んで下さった方は、そのことをよく理解なさっているだろう。

批判者の大半は、多数の韓国女性、韓国に駐留していた日本軍によって、強制的に徴用（銃剣を突き付けられ、あるいは意志に反して連行され）されたと主張する。私の IRLE の論文では、この問題には触れなかったが、今回この反論で論じてみよう。**批判者のこのような主張は偽りである。韓国女性たちは、韓国駐留の日本人兵士によって計画的・強制的に徴発されて、慰安所へ送り込まれたわけではなかった。**強制的な徴発があったという証拠は、当時の記録には全く残っていない。1945年に戦争が終わった後も、三十五年間にわたって、そのような証拠は出て来なかった。1980年代の末になってようやく、韓国女性若干名が、強制的に徴発されたという苦情を口にし始めたのだった。

1983年に椿事が出来た。吉田清治という日本人文筆業者が、著書を出版した。日本人兵士の集団が、韓国人の女性たちに銃剣を突き付けてレイプし、その後で、性奴隷として働かせるために連行したという趣旨だった。吉田自身もそれに加担したのだと言う。1996年の有名な国連の報告書は、韓国女性の強制連行に関するものだったが、この吉田の著書がタネ本だった。そして、この著書が出た後、少数の韓国女性が、自分たちがその被害者で、強制連行をされたと訴え始めたのだった。しかるに、その女性たちの中には、以前には違う証言をしていた者も混じっていたのだった。吉田は死ぬ前に、その著書全体が虚偽の内容だったと認めた。吉田が捏造記事を書いていたという事実は、アジアを含めた世界各国で相当な注目を惹き、ニューヨークタイムズもこれを取り上げた。

そもそも慰安婦論争というものは、吉田のこの詐欺的行為によって始まったのだった。しかし、私を批判する人たちは、この決定的な捏造報道については口を噤んでいる。なん

と、その中には、日本・韓国に関する専門家も少なからずいる。彼らは捏造のことを知っているとは思われない。

Ｊ・マーク・ラムザイヤー
ハーバード・ロースクール
ramseyer@law.harvard.edu

Draft of January 4, 2022

Key words: Prostitution, Indentured servitude, Japan, Korea

J. Mark Ramseyer
Harvard Law School
ramseyer@law.harvard.edu

Draft of January 4, 2022

「太平洋戦争における性サービスの契約」：
私の論文に対する批判に対する回答

Ｊ・マーク・ラムザイヤー

ハーヴァード大学ロー・スクール

目次

戦時の売春についての研究（ゴードン・エッカート、ソック・ジョンへの反論を含む）

Appendix I: スタンレイらに対する反論

Appendix II: 吉見への反論

Appendix III: 慰安婦契約についての情報

参考文献

戦時の売春についての研究について

J・マーク・ラムザイヤー

私は、国際学術雑誌「International Review of Law and Economics (IRLE) (法と経済学の国際レビュー)」の2021年3月号に「太平洋戦争における性サービスの契約」という8ページの論文を発表した。この論文の中で、私は、日本人および朝鮮人の女性が戦時の「慰安所」で働いていた契約の性質を研究した(ラムザイヤー2021)。ここで言う慰安所とは、1930年代に始まり、第二次世界大戦の終結に至るまでの間、日本軍基地の近くで営業していた売春宿のことであった。私のこの論文は、甚だしい論争的になった。学界の従来の習慣によれば、他人の論文に異議を唱える人は、反論を書き、独立のとして論文として他の研究者みよる査読を経る必要がある。ところが、私を批判する人々は、こうした手続きを踏まず、学術雑誌の編集部に私の論文を撤回するよう要求した。現在、日本と韓国は歴史をめぐって微妙な関係に陥っている。そのような事情を反映して、私を攻撃する人々の多くは、男女を問わず、韓国人、また韓国と連携する西欧人学者である。

そういう批判をする人たちは、私の言いたいことが分かっていないのではあるまいか。私の主題は、「売春宿と売春婦の契約関係の経済学的根拠」であった。この論文の中で、私は二つの疑問を提出した。(i)「売春宿および募集業者は何故に多額の前払金を支払ったのか」、(ii)「女性たちの契約期間の長短は契約のどのようなメカニズムによって決まったのか」という点だった。いずれの点についても、批判する人々これを無視している。

その代わりに、批判者たちは、「私にとっては捏造としか思われない主張」と「真実ではあるが、私が取り上げていない主張」の二つを故意に混同しているということである。批判者によっては、証拠書類に問題点があるのを、私の引用方法の欠陥だと非難する人もいた。 こういうご指摘には感謝の意を表明したい。しかし、大半は、私が一番問題にしている(i)と(ii)の疑問点には触れていないのである。

さらに具体的に言うならば、批判者たちは、3つの主張を行っているように見える。第一に、ある批判者たちは、慰安婦は契約して働いていたわけではないという。私が集めた資料を見れば、そのような指摘が間違っていることは一目瞭然である。日本人売春婦も朝鮮人売春婦も、戦前から契約を結んで仕事に従事しており、戦時中になっても契約が継続していた。私は原論文で、この点について重要な証拠を提出した。今、この反論をするに際して、さらなる証拠を提出したい。言うまでもなく、契約を結んでいたからと言って、その契約が公平かつ公正なものであったという証拠にはならない。しかし、(この反論の中で何度も述べるが、)私の論文はかくあるべしという規範論を語っているのではない。

第二に、批判者の大部分は、日本軍が朝鮮人女性に銃剣を突き付けて、慰安婦として働くことを強要したと主張する。日本軍が犯した戦争犯罪を弁護するつもりはなくても、このような主張もまた真っ赤な嘘である。朝鮮でそのような犯罪が行われたという当時の証拠を私は全く見いだせなかった。あるいは前線ではそのようなこともあったかも知れない。しかし、私の論文は日本人、朝鮮人の女性に限って論じているのである。朝鮮人女性の中には、強要されたと主張してい

る人もいる。彼女たちの証言には耳を傾けなければならない。しかし、目障り耳障りではあっても、これから詳細に述べることを読んでいただければ分かると思うが、彼女たちの証言が信頼できるものであるとはどうも思われぬのである。

第三に、私を批判する人々は、慰安婦が募集業者に騙されて、慰安所の経営者に虐待されたこともあったと主張する。この点は事実であり、特に注意する必要がある。だからこそ、私は、原論文でその点についてきちんと指摘したのである。しかし、忘れてならないことは、慰安所経営者が当初の契約条件に違背するリスクがあったからこそ、女性たちは、相当の前払金を要求したという事実である。ここが重要なポイントである。このことについて、私は再三再四明確に述べたつもりだ。私の主張の基礎となっているのはこの点なのである。

慰安所で働く慰安婦は日本人も朝鮮人も（日本人の方が多かったが）、長期にわたる年季奉公の契約を結んでいた。一番普通には、慰安所の経営者は、多額の前払金を払って、最大2年間の拘束をすることになったが、慰安婦が十分の額を稼いだ場合には、早期に退職する権利が与えられていた（IRIE, p.6）。こういう取り決めは（批判者たちは触れようとしないが）経済学の論理に照らして合理的なものであり、間然する余地はなかった。もちろん、経営者が慰安婦の労働意欲を掻き立てるために将来の収入の予測を実際よりも過大に言うリスクはありえた。そこで、女性の方も、多額の前払い金を要求したのだ。また、前線に送られるリスクもあったので、契約期間はなるべく短くすることを望んだ。一方、業者の方は、女たちがいったん雇用された後にきちんと仕事をしなくなるのではないかと懸念があったから、働けばトクになるという契約条件を作成することを望んだ。（IRIE, p.6）。私の論文の主旨は、この契約を経済学的に分析することだった。

この導入文において、私は批判者たちが一番よく取り上げる問題に答えるつもりである。すなわち、「朝鮮人慰安婦は、銃剣で脅されて売春をさせられたのであり、契約を結んで働いたのではなかった」のではないかという問題である。この問題に答えるに当たって、私が一番焦点を当てたのは、ハーバード大学の歴史学者アンドルー・ゴードン（Andrew Gordon）とカーター・エックート（Carter Eckert）の主張である。この二名は、二つの経済学的に間違った概念に束縛され、その誤解の上に私の原論文批判を構築したのではないと思われるのである（Sec. B）。私は、ある朝鮮人女性が、自分のした選択を説明した例を示す（Sec. C）。その上で、ゴードンとエックートに対して、出て来た証拠がどのようなものであるかを説明し、銃剣で脅したというまともな証拠などまったく存在しないということを論じてみたい（Sec. D）。その後さらに、ソク・ジョン（Suk-Gersen）の批判について論じてみたい（Sec. E）。そして、最後に、英語で書いている学者たちがよく言うこの問題について、学問的に『合意』されていることなどは存在しない、という考案について論じるつもりである。実祭、明らかにみえる一致は単にそれと違うことを書くと周囲から叩かれるから口を噤むということに過ぎない（Sec. F）。

私は、この反論に、若干の付録を付けた。スタンリー（Stanley）などへの反論（2021a）（Appendix I）。吉見への反論（2021a）（Appendix II）。そして、入手できた契約関係の証拠のいくつか要約である。（Appendix III）。

A. 断り書き

まずは予備的な断り書きを若干付けておく。何よりもまず、これはもっぱら経験的な研究である。性サービス産業の中で、男女が関係を結ぶ際の契約の背後にある経済的な論理を私は探求する。政府が買春を合法化したり許可したりしてよいものかという問題にはここでは触れない。また、こういう契約に対して、司法がどう対応すべきかについても論じない。吉見（2021a）やソク・ジョン（ツイッターで）のような批判者は、長々と道徳的な説教を垂れて下さる。しかし、そんな感情的な言い分は私のテーマへの反論にはなっていない。そういう感情を持ってはいけぬなどと言うつもりはない。私の論文はもっぱら――もっぱら（一にも二にも）――事実を述べているだけである。道徳的な判断を下すということは素晴らしいことではある。しかし、我々は学者として、現実世界の男女がなにゆえにそのような契約を締結するに至ったかを解明

する努力をしなければならない。このような契約の道徳的性格を評価することは、私の研究対象から遠くはずれることになる。

第二に、私の分析は明確に日本人と朝鮮人の女性に限定している。大衆ジャーナリズムに掲載された批判の大多数（マイケル・チュー(Michael Chwe)の『『憂慮する経済学者たち』の申し立て、[2021]』および学者たちの議論（ゴードン[2003]やスタンリー）[2021a]）は広範なアジア出身の女性たちへの虐待を十把ひとからげに扱っている。（1930年代には、朝鮮は日本の一部であり、朝鮮人は日本国民だった。（二級国民だったという説もあるが。）戦場で銃を突き付けていた国の女性に何らかの強要をしたという明白な証拠はある。特に明白なのは、インドネシアの捕虜収容所だった。しかし、戦場や捕虜収容所で朝鮮の女性をどのように扱ったとしても、自国民の女性を虐待したという証拠にはならない。どちらも重要な問題ではある。もちろん、私は捕虜を虐待した日本人を許す気持ちにはなれない。ただ私の論文が対象とする範囲は限られている。私は日本人と朝鮮人の慰安婦の問題を論じているのである。

第三に、論文を発表した IRLE の論文は、慰安所や国内の売春宿で使われていた契約にしばって論じているのである。私がもともと IRLE に寄稿した文は2倍の長さで、内容も違っていた。その論文は、慰安所や売春宿の実態を歴史的な流れの中で詳述し、それに関する歴史的な論争を調査したものだった。この長い方の論文は、SSRN（Social Science Research Network／法律学社会科学関係の世界最大のオンライン研究発表ネットワーク）で検索可能。
(https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3822439)

ゴードンとエッカートは、私が「より大きな政治的経済的な状況を見無視している」ということに「驚いた」とクレームを付けている。そのより広い政治的経済的な状況と、歴史的な論争に関心のある読者には、この長い方の原稿を読んで頂きたいと思う。

第四に、私は断じて、朝鮮人慰安婦の契約と日本人慰安婦の契約を比較しようなどとは思っていない。ところが奇妙なことに、ゴードン氏とエッカート氏は、その比較が私の論文の根底になっていると言っているように思われる。それは間違いである。これっぽちも書いてない。そんな比較は私の論文のどこにもない。それについては、下の Sec. D.3 で理由を説明しよう。

第五に、言う必要はないのだが、敢えて言おう。私の結論に不満のある方は、論文を書いて反論して欲しい。発表するのは、査読付き学術誌にすべきである。（リー（Lee）・斎藤（Saito）・トツレス（Todres）のケースのように）。残念ながら、このように言うことが論争のタネになっているようである。この米国でもまた韓国でも。私の論文に対する反応を理解するためには、韓国政府がどの程度までこの問題の論議を制限しているかを知る必要がある。韓陽（ハンヤン）大学副教授のジョセフ・イー(Joseph Yi)と延世（ヨンセイ）大学副教授ジョー・フィリップス（Joe Philips）は、次のように書いた(2021)。

韓国では、「慰安婦」に関する調査研究や議論をすると、社会や国家体制の中で、グループ思考に陥ってしまい、通常のような自由な議論ができなくなる。学者が敢えて「慰安婦」の強制連行について、公然と論争を挑んだりすると、活動家からいやがらせを受けたり、大学からの調査が入ったり、政府から起訴されたりすることがある。

ジョセフ・イー副教授の言う所(2021)によると、慰安婦問題は、この韓国という大衆の意見を尊重する国で、最後のタブーになっているとのことである。

学者が、このタブーに挑戦しようとする（例 朴 2014、李 2019、2020、イー2018／）、その代償は驚くべきものである。ジョー・フィリップス、ウオンドン・リー(Wondong Lee)とジョセフ・イー(2019, 452-53)は、そういう代償について語っている。

2013年には、世宗大学教授パク・ユハ（Pak Yu-ha）教授は、その著書の中で、慰安婦の様態が様々

であったこと、証言の中には信頼できないものがあることを指摘した。これに対して、慰安婦活動家9人が、名誉毀損で民事と刑事の訴訟を起こし、検察側は懲役3年の求刑をした。ソウルの民事裁判所は、朴の韓国語の著書を調査し、名誉毀損に対して9,000万ウォン（74,000ドル）の損害賠償を命じた。刑事裁判については、ソウル刑事裁判所は、名誉毀損について、朴に無罪の判決を下した。しかし、文在寅が大統領に選出された後、2017年10月27日には、ソウル高等裁判所は、一審の無罪判決を覆して、1,000万ウォン（8,848ドル）の罰金刑に処した。検察側は上告し、改めて懲役3年を求刑した。2017年4月26日、国立順天大学のソン（Song）教授は教室で、韓国女性の中には「たぶん」自ら志願して慰安婦になった者もいたと語った。大学はソン教授を解雇し、法廷は懲役6カ月の判決を下した。

もっと最近になってからの話だが、延世大学の社会学者リー・ソクチュウン（Lew Seok-choon）氏は、大学での講義中、慰安婦は日本軍によって強制連行されたのではなく、「売春の一形態」だったと述べ、名誉棄損罪で刑事事件として起訴された。（Martin & Yoon, 2021）¹

韓国では法体制がこんなふうになっているために、大部分の学者は自分の意見を述べるができなくなっている。イー氏とフィリップス氏とリー氏は、さらに次のように語る。

社会的環境と法的環境がこんな具合であるために、異論を唱える学者や、ジャーナリストや人々は、メディアや限定されたフェイスブックで匿名で主張を述べている。

私の論文に対する攻撃が米国で起こっていることに関して、イー氏とフィリップス氏とリー氏は、次のように述べている。

明確な反論が比較的に少ないために、たいていの韓国人は反日キャンペーンをやすやすと受け入れてしまう。海外在住の韓国人も同断である。そのために、日本は駄目だ、駄目な日本人が選んだリーダーも駄目だという考えに凝り固まってしまうのである。

こうした攻撃にもかかわらず、勇気ある韓国の学者が次第に主張を表に出し始めている。その結果、韓国では慰安婦問題について活発な知的な議論が行われ鵜ようになっている。わたしは、ここアメリカで主張しているが、学問の自由に対する脅威はあからさまである。

もし、マイケル・チュウ（Michael Chwe）が誰かが、私に対して異を立てるのなら、正しい抗議の方法は、論文撤回を要求したり、編集者にいやがらせをすることではないはずだ。学者としての適切な対応策は、（2021年にリーやサイトウやデロスがしたように）、反論を書いて、査読付き学術誌に発表することであるはずだ。

慰安婦問題について、通説になっている意見に反対する者を刑事犯罪として起訴することは、韓国特有の現象であろう。しかし、西欧の人文科学学界の日本研究の偏狭なことは韓国の学界と大差はないように思われる。² 11月

¹ ウォール・ストリート・ジャーナルにマーチンとヨーンの論文が出た後、ルーは、フェイスブック(Uooru 2021)で、ウォール・ストリート・ジャーナルは私の問題に大いに注目してくれた。両陣営からのコメントを入れたから、これで公平を保つことができる。しかし、私はインタビューに応じ、元慰安婦たちの話がコロコロ変わったこと、国連のクマラスワミ報告書が吉田清治の著書「私の戦争犯罪」（捏造であることが明白になった）に依拠していること、チョン・デヒョプと尹美香が今では横領の容疑で起訴されていることなどを詳細に説明した。なんということか、ウォール・ストリート・ジャーナルは、その内容を全く記事にしてくれなかったのだ。

² この問題に対して、米国の人文科学学界はとめどのない検閲によって言論の自由を奪っている。少なくとも私にはそう見える。H-Japan は"H-Net Humanities & Social Sciences Online"の中の日本関係のウェブサイトである。学者、大学院生、教授たちに、日本の歴史、文化、宗教、社会について、自由に討議する場を提供することを目的にしている。2021年11月20日、ポーラ・カーティスはこのサイト(Curtis 2021b)で私を攻撃した。11月23日には、ジェズン・モーガン(2021a, 2021b, 2021c)が、慰安婦問題に関して、早稲田大学の歴史学者・有馬哲夫とのインタビューを三回に分けて行い、それをこのサイトに載せてくれと依頼した。ウェブサイトの編集者と歴史学者のジャネット・グッドウィンは「この記事はポーラ・カーティスの論

半ば、著名な韓国人経済学者・李宇衍(Lee Wooyoun／イ・ウヨン)は、アジアに焦点を当てた雑誌「ザ・ディプロマット」に寄稿し、朝鮮人慰安婦は強制連行されたのだという意見に反論した。デービッド・アンバラス(David Ambaras)氏(Appendix I に付けた攻撃文の共著者)はツイッターに李宇衍氏の論文のスクリーンショットを載せ、「慰安婦否認論者は軽蔑に値する」とアンバラスは言い、かつ「@Diplomat_APAC」はなぜこんなクソ記事を掲載したのか」と言い募った。エイミー・スタンリー(Amy Stanley) (同じく共著者)はこの論文をリツイートした。茶谷さやか氏も同調した。その数時間後、同誌の記者ミッチ・シン(Mitch Shin)がアンバラスに返信した。「この問題を私は解決したい。申し訳ない」。それだけでは足りないと思ったのか、さらに続けて、「この記事は撤回する。このような恐ろしい受け入れがたいミスをしたことを本当に遺憾に思っている」³ と述べたのである。念のためにと考えたのであろうか、シン氏は、さらにツイートをして、「我が社のウェブサイトにもこのような記事を載せたことを心からお詫びする。記事は撤回した」⁴ と述べた。読者から賛同の投稿があった。「よいニュースだ。なかなか素直な撤回はできないものだ」。ディプロマットの問題の記事は今では全く痕跡をとどめていない。⁵

私の論文はさんざんに酷評されたが、最後に、そのうちの四つ批評に触れておこう。まずはアンドルー・ゴードンとカーター・エッカートからのクレームだ(2021)。次がソク・ジョンがニューヨーカー誌に寄稿する人気アカウント(2021)。三番目は、エイミー・スタンリー氏、ハナ・シェパード(Hannah Shepherd)、茶谷さやか、デイビッド・アンバラス、チェルシー・センディ(Chelsea Szendi)氏による長文の非難(2021a)。四番目が吉見義明氏のエッセーだ(2021)。この四件を選んだ理由を説明しておこう。ゴードン／エッカートは、「ラムザイヤーは契約の証拠書類を持っていない」という線で攻撃を始め、大衆ジャーナリズムでの攻撃の主演となった。ソク・ジョンは、韓国の一部の人々の間では幅を利かせている超国家主義の歴史観と人権派の日本研究家たち個人的な日本攻撃とを結びつけている。スタンリーを始めとする他の学者たちは、30ページを超える長文で、学問的な装いを凝らしている。そして、吉見は、慰安婦問題を騒ぎ立てる陣営の中では、断然一番の著名人である。他の学者たちからの非難も、アジア太平洋ジャーナルの Japan Focus に出ている

文に対する返答である」と返事をくれた。その上で、「本サイトは、慰安婦が契約をしていたということに関連して、具体的な論争を提起したり、その証拠を持ち出すような記事を掲載する余裕はない」というよく分からない根拠で、モーガンの依頼を却下した。

³ <https://twitter.com/dambaras/status/1460099767279755269>. 李(2021b)は自分の経験を語っている。「慰安婦問題を解決するためには、第一に、事実から目をそむけてはいけない。第二には、聞きたくないこと意見だからと言って封殺してはいけない」

⁴ <https://twitter.com/dambaras/status/1460112141684559875>

⁵ アンバラスにとっては、これでも十分ではない：「編集部は、まず第一に、こんな論文がなぜ公開されることになったのか、第二にこの過ちがその後も大手を振って歩くことを阻止するためにどんな手段をとったのかを説明する義務がある」と述べたのである。これに対して、シンは返答した：「デービッド、すぐに公的なアカウントで説明します。再び言いますが、お詫びの言葉もありません。私は南北朝鮮に関する主任通信員でもあることですので、組織の外部からの寄稿者の論文を見直すに当たっては、編集部一同、もっと丁寧な仕事をするように、全力を尽くすつもりであります」

アンバラス：「ありがとう、ミッチ。歴史修正主義を扱う段になると、よくよく気を付けなければならないのだよ」しかし、シンはまだ謝り続けた。「最後に、皆様にお礼を言いたいと思います。この問題を取り上げて、直接私と我が社に遅くなり過ぎないうちに策を講じるように注意して下さった方々のおかげで助かりました。これからも、我が社の行動をチェックして、ことあるたびにご意見を下さるようお願いします。ありがとうございます」

<https://twitter.com/dambaras/status/1460266541434429455/photo/1>.

アンバラス、スタンリー、チャタニ(茶谷)がディプロマット誌に検閲を強要した記事に興味のある読者は、Lee(2021b)、および

<https://archive.ph/20211115071637/https://thedi diplomat.com/2021/11/anti-japantribalism-on-the-comfort-women-issue/>を参照のこと。

(<https://apjif.org/>)。これは、前述の四件ほどには注目を集めていないが、大筋に於いて、ゴードン／エッカートやスタンリー一派の言うことと重複している。

1930年代の朝鮮で、何が起ったのかということは、すぐれて学問的な問題である。従って、大衆ジャーナリズムに寄稿して私の論文を叩いている連中を、私は眼中に入れないことにしている。こういう大衆ジャーナリズムに載った批判の中で一番有名になったのは、『『憂慮するエコノミスト』のアピール』（2021）であろう。これは奇怪な声明文であり、おそらくマイケル・チェが書いたものであろう。その内容は、「何十万人もの女性たちが、慰安婦制度の中に強制的に組み込まれた。年齢は11歳から20歳。そのうちの4分の3がレイプされたり拷問されたりして死亡し、戻って来なかった」というものである。まことに胸の悪くなるような反日の歴史であり、いささかなりと学問的な根拠に基づいているものではない。なんとそれなのに、この声明文は、IRLE 誌に対して、私の論文を撤回するように要求したのである。これに同意する署名をした学者は数千人に上った。

B. 経済学的な誤解

1. 契約構造の決定 ヒュン・ビンスクは元慰安婦であり、下記の Section C で詳述する。この人が契約条件について、交渉をして、自ら取り決めに参加したことは間違いない。金額について交渉し、年季についても交渉した。さらに、慰安所が彼女との契約を譲渡する権利についても交渉した。ほとんどの慰安婦はたいていの場合、おそらく特定の個々の条件については交渉することはなかっただろう。そして、私を批判する人々の間で、慰安所の取り決めについての誤解は、契約構造を決定するに当たって、明確な交渉が果たした役割について誤解があることから来ているのであろう。

経済学の素養のある読者なら、このポイントを本能的に理解できるはずだ。市場には競争があるのだから、売り手も買い手も、明確な交渉のあるなしにかかわらず、少しでも効率的な契約条件を模索することになる。たとえば、労働市場に雇用者と労働者が十分にいる場合を想定してみよう。両当事者が使う契約を使用者側が決める習慣になっていると仮定しよう。この世界では、労働者を引き付けるために、雇用者同士が競争しなければならない。賃金ベースの競争が一番顕著である。しかし、契約構造の中で、賃金以外にも労働者にとって重要と思われる要素があったら、雇用者はそういう要素にも気を配らなければならない。競争に勝つ雇用者とは、両当事者にとって一番利益の上がる価格金額と契約条件とをセットにして呈示する雇用者である。

これが経済学の ABC である。コースの定理の変形だと言ってもよからう。例外は無数にある——そして、その例外というのがことごとく重要なものなのである。特定の事例を分析して行くと、そういう例外の多くが当てはまることがある——言うまでもないことだ。

しかし、この経済学の基本が、多くの批判者にとっては、基本にはなっていないように思われる。20世紀の朝鮮や日本の農業社会は貧困に喘いでいた。特に朝鮮では、識字率の低さは目を覆うばかりのものがあつた。どんなに悲惨な状況であつたかは、歴史学者なら分らないはずはない。歴史学者は、そのような社会から出て来た人々が、募集業者や慰安所の経営者と、他の契約条件について交渉することなどできるはずがない、と主張する。その結果、出て来た契約条件が、農家の福利を改善することになると言われても本能的に拒絶するのである。しかも道徳的に攻撃的な態度で。

2. 限界労働者、限界以下労働者。批判者の中には、契約条件を決定する際に、「限界値」が大きな役割を果たしていることを見落としている人が多い。労働市場に多くの労働者と多くの雇用者がおり、自由な競争があるともう一度仮定しよう。ここでもまた、賃金以外の要素は無視してみよう。平衡点に達した賃金というものは、限界収入と限界コストが釣り合う賃金である。今、雇用主側は金額差別をすることができないと仮定してみよう。低賃金でも喜んで働いて

いたであろう労働者は、限界労働者が雇用契約を受け入れるようなより高い賃金を受けとることになる。もし、労働者が、雇用契約の中の賃金以外の要素をも気に掛けるようになれば、この平衡プロセスの理窟から言って、雇用者は限界労働者の賃金以外の要素でも競争せざるを得なくなる。

経済学では、これも基本的なことである。ここでまた、無数の例外が出て来る。さらにまた、こういう例外が大きな問題となって来る。しかし、こういう限界分析を批判者の多くは理解しないようである。

ところがまた、このような限界分析をしなければ、詐術を用いる募集業者や金のことしか考えない親が売春婦の労働市場で果たしている役割は理解できないのである。この論文の中で、私は繰り返し指摘しているのだが、慰安婦の中には騙されてこの業界に入った者がいたことは間違いない。親に売られた娘もいた。（その親たちの中には、娘がどんな目に遭うかをきちんと理解している者も、していない者もいた）そして、親に売られた場合には、前払金が少なくなつたろうと考えられる――所詮、業者が個別的に金額を決めるからである。（したがって、金額差別があった）

しかし、募集業者は価格差別をすることができたとはいえ、標準的な契約様式に従ってはいた。金額の差別はあったが、一般的には、契約条項に関しては、差別はなかった。契約条項の差別がなければ、結果として出来上がった契約条件は、限界労働者にとっては、一番受け入れやすいものになっていたはずだ。こういう面から考えると、詐術に誘われた女性たち、親に売られた女性たちは、限界以下だったのである。慰安所経営者は、自分たちのしていることを理解している女性を相当数雇用しなければならない。そうすると、労使双方の福利を促進する標準契約様式に従わなければならないはずだ。

もっとも、それだからと言って、女性たちの悲惨な状況が改善されることになるわけではない。私がこういうことを言うのは、一にも二にも、私になぜ、一般的に仕事の内容を理解している女性たちに焦点を当てているかを説明するためなのである。彼女たちは「限界」労働者なのである。ミクロ経済学では、契約構造を決定する目的のためには、問題となるのは女性たちなのである。

C. 予備的な事例

朝鮮人慰安婦だったヒョン・ビンスクは、自分が選択した契約の例を説明している。これをちょっと見てみよう。このインタビュー記事は2003年に出版されたが、著名な経済史学者李宇衍（イ・ウヨン）によって引用された。読みやすくするために、私が話し手を特定し、カッコ内にコメントを入れることにした。

問：その店からどのくらい金もらったのですか。

ヒョン：500ウォンです（朝鮮のウォンと日本の円との交換レートは1：1だった）。2年契約で。その500円を私は両親に渡しました。2年後に家へ帰りましたが、ぶらぶらしていても何にもなりません。そこで、別の場所へ行って、金を稼ぎ、両親に渡したいと思いました。村にずっといようとは思いませんでした。

ヒョン：私は博川（パクチョン）へ行って、パク・カという人に会いました。旅館へ行って、「女を買いに来ている人がいると聞きましたが、その人はどこにいるのですか」と尋ねました。すると、「向こうの方の旅館だよ」というのが答でした。「その人は中国から女を買いに来たんだよ。行ってみたらどうだね」と言われたので、訪ねて行ってみますと、そこに男が座っていました。「女を買いに来たのですか」と私は訊きました。「何のことだね。お嬢さん」という返事だったので、「中国へ行って、お金を稼ぎたいのです」と言いました。

問：おばあさん。其の当時、中国のどこへ行くのかは分かっていたのですか。ヒョンさん。

ヒョン：分かっていました。

問：たくさんの日本兵を相手にすることも分かっていたか。

ヒュン：もちろんです。

問：そのことをどこで聞いたのですか。

ヒュン：噂で聞きました。いろんな話を聞きました。さんざん捜し回ってからやっとその人を見つけたのです。私はその人に、「私を買ってくれますか」と訊きました。「もちろん買ってあげるよ。いくら欲しいのかね」と訊き返されました。「両親が困るので、三年契約にしたいのですが、それだったらいくらもらえますか」と訊くと、「2000ウォン上げよう」ということでした。「2000ウォンでは、年に1000ウォンにならないじゃないですか。私は年に1000ウォン欲しいのです」と言いました。すると、「いいよ。3000ウォン払おう。家へ帰って両親の許可をもらっておいで」と言ってくれました。

〔著者注：金額と契約期間についてはっきりと交渉していることが分かる〕

問：ご両親の判をもらいましたか。

ヒュン：もちろんです。両親を連れて来たら、金を上げると言うのです。でも、祖父母の判も必要だということでした。その当時は、細かいことにまでうるさかったのです。

問：あなたは何歳だったのですか。

ヒュン：16歳になったばかりだったと思います。私は父を川の土手へ連れて行き、話をしました。「お父さん。女を買いに来ている人がいるの。金額もちゃんと言ってくれた。遠くへ行ってお金を稼いで来る」私は父の生活を楽にさせてやりたかったのです。好きな物を食べさせてあげたかった。「お父さん。私、働くわ」

〔著者注：当時の売春宿の説明では、16歳の女性はまれで、たいていは20代だった〕

李：親が自分でやって来ない限り、前払金は払ってもらえなかったのです。両親だけでなく、祖父母の同意も必要でした。父親以外に、母親や祖父母の判（or印鑑）まで必要だった理由が分かりません。多分、共同親権を持っていたのでしょうね。

ヒュン：「そういうことなら、行かせて上げよう」と父は言いました。そして、両親が署名をして、判を押しました。父と一緒に博川へ行きました。父は男に言いました。「娘をあなたに売ろう。ただ、他の所には売らないでくれ」。「父はこう言っています」と私が言うと、男は「了解した」と答えました。「じゃあ、行きますよ」と私は言いました。

李：この人は、最初の場所ではあまり客が付かなかったそうです。本人は、容姿がよくなかったせいだろうと言っています。そこで、中国の奉天へ移ることに決心したとのこと。

ヒュン：それしか仕方がなかったのです。最初の場所では、お客さんは一人も付いてくれませんでした。私は魅力的ではなかったのです。お客さんはみんな美人を選びました。パツとしない娘を誰が選ぶでしょうか。私は、そこまで連れて来てくれた男の息子に言いました。「ここに残っていても、借金の返済はできません。他の場所へ連れて行ってくれませんか」彼は、「しかし、あなたのお父さんに、他の場所へは連れて行かないと書面で約束したんだよ」と答えました。「私本人が同意すれば問題はないのではありませんか」と私は言いました。「そうだね。では、奉天の紹介所へ行ってみよう。客が付けば金が入る」と彼は答えました。「利息はどうなりますか」と私は訊きました。「利息は要らないよ」と彼は言いました。「一生懸命働けば家に帰れる」。

〔著者注：彼女は、三年の契約期間が経過する前に、借金を返済して家に帰れるかどうかを心配していた〕

李：可哀想なことに、彼女は奉天でも、金を稼ぐことができませんでした。そこで、今度は、軍隊の後を追って、中国国内の別の場所の慰安所へ移動しました。その経営者も朝鮮人でした。

李：前払金の額は、交渉で決まりました。契約期間の長さもはっきり決まっていました。移動に関する条項もあ

りました。家長の同意と判が必要でした。慰安婦とその両親は、日本の兵士相手にどんな仕事をするのかを理解していましたし、移動した場合に、前払金の債権者が新しい経営者に変わることも分かっていました。これが契約であったことを証明するのに、他にどんな証拠が必要だというのでしょうか。

D.ゴードンとエッカート

1. その主張。 私の論文に対する批判者の中で、一番顕著だったのは、ハーバード大学の歴史学者アンドルー・ゴードンとカーター・エッカートだった。この二人は、批判文の中では、朝鮮でどんなことが起こったと思っているかについては論じていないが、ゴードンは他の場所でこう書いている。

「終戦直後には、戦争の被害者の中では、この朝鮮人女性たちほどに一般の注目を浴びているグループは他にはなかった。戦争の最前線の近くまで連れて行かれて、「慰安婦」という婉曲的な名で働かされていた少女たち婦人たちは何千何万といた。そのうちの80%が朝鮮人。残りは中国人、日本人。少数ながらヨーロッパ人もいた。女性の中には、募集業者に、ウェイトレスや女中として働くのだと言われていた者もいた。更に慰安婦を銃剣を突き付けて確保した。いったん前線に出ると、女性たちは全員、日本軍のための慰安婦として働かせられた。兵士たちは、ふつうは、その売春行為の対価を支払わなければならなかった。彼らの観点からすると、慰安所は、日本本土の到る所に存在する認可された売春宿とはいささか趣を異にしていた。しかし、対価をもらえない女性も少なくなかった。もらえても軍票の場合が多かった。軍票というのは、石炭や食料のような日常必需品を買うのにしか使えなかった。こういうふうに、女性たちは、売春婦というよりは奴隷に近い境遇で働かされていた。そういう女性たちが、十万人から二十万人もいたのである」

これだけの所説を引用するに足らず、脚注が一つしかないこと、その典拠が二つしか取り上げられていないのはまったく理解できないことである。二つに英語資料のうち、一つはジョージ・ヒックスのものであるが、下に詳細に紹介する。伝聞を事実であるように伝える人であり、これも資料分析に厳密な立場を取る人から見ればおかしいことである。大変な捏造部分があるのに、ゴードンはそのことには触れていない。これを取り上げれば、慰安婦の話全体が信憑性をなくしてしまう。このことについても、下で触れる。

この反論文で私が説明していることであり、また、ゴードン／エッカートが必死で出版を邪魔しようとした IRLE への私の寄稿でも触れていることであるが、2003年のゴードンの説明はすべて嘘である。女性の大多数は日本人であって朝鮮人ではなかった。20万人という数字は、北朝鮮政府の主張（クマラスワミ報告）に過ぎず、実数はおそらく、10万よりもずっと少ないであろう。認可を受けた朝鮮や日本の売春婦と同様に、慰安婦は巨額の前払金を受け取り、さらに職に就いてからも相当な金額の報酬をもらっていた。正規の報酬の外に「軍票」をもらう場合もあったが、報酬はもともとの現金での前払金の返済に使われた。さらに、実家に送金したり、貯金を持って実家に帰ったりした女性も少なくなかった。「酌婦」という言い方はごまかしではない——この時期には売春婦のことを婉曲にそう呼んでいたのだ。⁶ そして、日本人であれ、朝鮮人であれ、「銃剣を突き付けられて連行」されたものは只の一人もいなかった。

カーター・エッカートの慰安婦に関する叙述(1996)も同じような虚言である。次のように書いているのだ。(1996,n.34)

陸軍は帝国内および占領地域で、何千何万もの女性を徴発した。中には、12歳の少女たちもいた。この女

⁶ ゴードン／エッカートは、「酌婦」という言葉を使ったことで誤解を生じた向きもあると仄めかす。元満州国の警察官僚だった鈴木武雄（Hosoya 2019, 33, 35）は、この当時、女性たちは「売春婦」でも「慰安婦」でもなく、「酌婦」と呼ばれていたと証言している。早稲田大学の歴史学者で、政府関係文書の専門家である有馬(2021c, 153)は、ゴードン／エッカートが「酌婦」という言葉が曖昧だと示唆しているのは、「基本的知識がなかった」ために、読み間違えているのだらうと書いている。

性たちが、日本軍将兵の性的需要を満たすために奉仕させられた。婉曲に「慰安婦」と呼ばれたこういう女性たちの80%が朝鮮人だった。

ゴードン(2003)と同じように、エッカート(1996)もヒックス(1994)の資料に依存している。そして、これまたゴードン(2003)と同じように、エッカートの記述は、ほとんど全部が虚言である。12歳の女性などはいなかった。大半は20代だった。80%が朝鮮人というのも嘘で、大半は日本人だった。さらにまた、日本人であれ朝鮮人であれ、軍によって「徴発」された者は皆無だった。

ゴードン／エッカートは、自分たちの主張を強弁するためには前払金の証拠などは見て見ぬふりをして、こんな言い方をする。

「(ラムザイヤー)の論文は) 理窟に合わない比較の上に成り立っている。一方では、1938年から1945年までの間の、朝鮮人が大半を占めるいわゆる『慰安婦』を持ち出し、もう一方では、日本本土や植民地朝鮮での合法的な通常の売春とでも言うべきものを取り上げて、その両方の契約を比較しているのである」。

さらに、こんなことまで言っている。

「学問的な基準に従うならば、どんな理窟で考えても、ラムザイヤーは論文の中で、朝鮮内で締結された朝鮮人女性との契約書の現物もしくはそのサンプルさえ見たことはないというべきである。また、契約に関する第三者の証言もほとんど見聞きしなかったし、資料がこんなふうではそこからの判断には限界があるということを認めなければならなかったのだ」。

そういう理窟を並べ立てて、彼らは、IRLEが私の論文を撤回すべきだと要求したのだった。⁷

私は、契約書の現物を持っているなどとは一度も言ったことがない。私は契約に関する歴史的な証拠を使っただけだ。それにもかかわらず、ゴードンとエッカートは、私に向かって、「現物もサンプルも見たことがないと白状せよ」と迫るのだ。論文の中で私はくどいほどに、私の持っている情報には限界があるということを述べた。私の論文の「要約」の行間まで読み取って、署名付きの契約書の現物を持っているとでも想像したのだろうか。勇み足が過ぎるではないか。また、私が朝鮮人慰安婦と日本人慰安婦の待遇の違いを比較しようなどと試みたことが全くないことに注意して欲しい。私の論文はそんなことには手を染めていない。

しかるに、ゴードンとエッカートは、こんな虚妄の前提の上に、私の論文は掲載されるべきではないと言い募るのである。

2. 存在する証拠 私の論文では、契約の内容に関するデータを使っている。(付録IIIで証拠の詳細に触れる一リストは全5ページになる) 私は自分の知っている限り明確にどこまでデータがあるかを明らかにし、契約の性格をあぶりだすために使うつもりだ。ゴードンは私的には、慰安所と慰安婦が契約を締結したことを認めている。「編集者に出した手紙の中で、我々は、契約が存在しなかったとか、締結されなかったとかは言っていない。いや、契約は存在していたのだろうと思う」(ゴードンからの私的なeメール。2021年2月7日)⁸

私が契約書の現物を持っていない理由は単純だ。契約書が残っていないからだ。契約書は(政府ではなく)慰安

⁷ ゴードン／エッカートは、Section3.2で、私が資料の名を間違えていると言っている。この指摘は正しい。正しくは米国戦争情報局の「尋問報告書」(No.49 1944年10月1日)であり、「女性i(1998, vol. 5, 203-09)」に収録されている。これは私のミスであり、指摘して下さったことを感謝したい。

⁸ ゴードン／エッカートは、今では、サイトで公表した文書の中で、このことを認めている。この断り書きは、彼らがウォール・ストリート・ジャーナルに送った撤回要求の中にはない。

所が保管していた。慰安所と慰安婦（ときには慰安婦の親）だけが当事者であり、それ以外の人が契約書を持っているはずはなかった。東京は二度焦土となった。一回目は1923年の関東大震災の後であり、もう一回は、戦時中の絨毯爆撃の結果だった。ソウルなど韓国の主要都市は、朝鮮戦争によって破壊された。慰安所の経営者たちは1945年の後半に朝鮮と日本に逃げ帰り、そのドサクサの中では、売春婦との間で締結した契約書など持ち帰ろうと思う者は皆無に等しかった。

だから現物は存在せず、私は代わりに、他のデータをまとめて結論を出した。私の理解する限りでは、この情報によれば、日本政府は日本本土や朝鮮植民地での認可による売春制度の延長として、慰安婦の制度を作り出したと思われる。重要なことは、日本にとって、戦争とは、1930年代の中国への侵入によって始まったものだったということである。私は、手に入ったデータを分析して、政府が慰安婦制度を作るためにモデルとした日本国内の売春認可制度とはどのようなものであったかを解明するつもりである。日本の売春認可制度については、大量のデータが残っている。

この論文の中で、私はさらに進んで、この時期の朝鮮で日本政府が維持していた同様の制度を解明する。これに関しては、日本本土ほどにはデータは残っていない。しかし、それでも、結論を引き出すのに十分な資料はある。最後に、私はこういう手掛かりを繋ぎ合わせ、かつ、慰安婦制度に関する限られた情報を使って、この制度が契約を基礎として動いていたことを明らかにする（下の Section 4 を参照）。何度も言うようだが、私は、女性たちが正当な取り扱いを受けていたと言いたいのではない。そんな開き直ったことは言っていない。この契約関係の実態をできるだけ正確に再現し、実際にどう機能していたかを分析するだけだ。

ソク・ジョンはニューヨーカー誌で、ゴードンとエッカートから、私（ラムザイヤー）の情報源について、次のような指摘を受けたと言っている。

「戦時の慰安所では、（ラムザイヤーが）引用しているような朝鮮人女性がかかわった契約などは全く行われなかった。さらに、そのような契約があったという二次的な情報源もない。当該の条項を確認するような第三者の証言もない」

慰安婦（日本人についても朝鮮人についても）の契約に関する情報を私は山ほど持っている。それを Appendix III に掲載した。そのリストは5ページにも及ぶ。⁹

戦前は、日本でも朝鮮でも、売春は認可を受ければ合法の職業だった。政府は、健康や安全に関する法規に従い、また警察の調査を利用して、この産業の関係者に関する広汎なデータを集めていた。さらに、女性や慰安所がたがいに相手を訴えることもあった。訴訟になると、関連する契約の条項が法廷に出て来る。その結果、日本における認可された売春の契約構造と施行状況について、私は膨大なデータを持っている（特に東京関係が多い）。

朝鮮は、当時は日本の領土であり、朝鮮人は日本国民だった。したがって、政府は、朝鮮での認可された売春の実態についても、似たようなデータを集めていた。ここでもまた、健康関係・安全関係の規定法規および警察の調査が情報源になっている。

私は IRLE に寄稿した論文の中で、分析の資料としたデータについて明確に述べてた。引用部分を見て下されば、私が使った情報がいい加減なものではないことが分かるはずだ。それらはみんな、日本政府およびさまざまな学者たちが集

⁹ 読者は奇妙なタイミングの意味についてそれなりの解釈をできよう。私の論文が最初に公にされたのは2月1日（日曜日）のことだった。ゴードン氏が私に、ゴードン／エッカートの撤回（or 削除）要求を完全な形で私に送って来たのは、2月7日（日曜日）だった。その間の一週間、ハーバードの図書館はすべて、Covid（コロナ）のために閉鎖されていた。そして、ハーバードからの資料のコピーは、ハーバードの私のオフィスの床に山積みになっていた。ゴードン／エッカートが公に攻撃を仕掛けて来たのは私に送ったよりも後のことで、それが、2月7日にウォール・ストリート・ジャーナルに送った撤回要求だった。私に送って来たものよりも、内容は膨らんでいた。

めた契約の実情に関する資料であるのだから。その資料は、日本と朝鮮の両方の性市場および慰安所を対象としている。特に日本国内の市場については、私が証拠とした資料に記載されているのは、契約の最長期間、実際に雇用されていた期間、女性が契約に違背して仕事をやめる頻度、慰安所が契約の当初に支払った金額などであり、さらに、契約の有効期間内に、慰安所と女性がどのような比率で収益を分配したかの記録も残っている。それに比べれば、慰安所の契約についての情報はあまり完全であるとは言えないが、それでも相当なものである。ここでもまた、慰安所の契約に関する詳細を示してくれる情報のリストは 5 ページになる（Appendix III）。さらにまた、私は、慰安婦の契約について、日本の場合と朝鮮の場合を比較しようなどとはしていない。

次の表 1 には、1938 年の政府の覚書にある契約書式を翻訳したものを載せてみた。この覚書は、茨城県庁が作成したもので、神戸のある慰安所の経営者の慰安婦募集活動について論じたものである。次の点に注意されたい。(a) 契約期間は最長で 2 年である。(b) 前払金は 500 円から 1000 円の間である。(c) 新規の女性たちは、上海の陸軍慰安所に勤務することになっていた。(d) 女性たちの年齢は 16 歳から 30 歳までだった。

いくつか注目すべき点：第一に、この契約には、女性が前払金をどのように返済して行ったかの計算が示されていない——通常は、女性が稼いだ金額の 40% ないし 60% を前払金の返済に宛てる。（詳細については、英語による計算を参照／SCAP1945, 151-53）第二に、この契約は、食費と被服費と故郷へ帰る旅費は、慰安所が負担すると明記している。契約書式には、こういう規定が含まれているとは限らなかった。第三に、この契約には、慰安婦は 16 歳の場合もあったと書いてあるが、実際には、慰安婦の大半は 20 代だった。

注意して欲しいことがある。この契約は、女性が 2 年間の年季を終え、あるいは前払金を返済する前に職を辞する可能性があることを予期している。つまり、そういうことができたのである。さらに、女性がその方法を選んだ場合には、慰安所に対して未返済部分を返済する義務を負い、ペナルティを課せられることが規定されている。これは異常な規定である。

ここに出て来たデータだけでは限界があるというのは、まことにもっともな批判である。ゴードン氏、エッカート氏、その他どの批判者も、私の論文の主張に対して、自由に反論して頂きたいが、その際、私の結論が間違っているということを証明するに足る、この時期の契約書の現物を呈示すべきではなかろうか。また、私が間違っているということを証明する他の証拠書類なども自由に提出して頂きたい。私は、証拠の再調査をするのにやぶさかではない。新しいデータが出てくれば、学問的な議論を建設的に進めることができる。現在までの所、そのようなデータは全く提出されていない。

表 1 書式契約のサンプル

契約

- 一、契約期間は以下に記載されているように 2 年
- 一、前払金 [下に 500-1000 円と書いてある]
- 一、上海駐屯の第四軍の慰安所で、慰安婦（酌婦）として働く。
- 一、ボーナスは年収の 10% である。（半分は貯金に回す）
- 一、食事、衣服、備品などは経営者が負担する。
- 一、この契約が満期になる前に解消された場合には、未返済の前払金、罰金（残留元金の 10% と下に規定されている）、および雇用の際の諸費用は返済しなければならない。

条件

一、契約期間 2 年

一、前払金：500 円ないし 1000 円。ただし、前払金の 20 %は控除され、臨時の支出に宛てられる。

一、年齢—16 歳ないし 30 歳。

一、[両親の同意が必要]

一、前払金と返済の規定は、年季が明けた時には無効になる。言い換えれば、契約者が病気のために働くことができなくなった場合には、前払金は年季が明けた時に返済されたものとみなす。

一、契約期間中は利息は発生しない。契約者が契約期間中に退職した場合には、月 1 %の利息が発生する。

一、罰金は 1 年につき、前払金の 10 %とする。

一、契約者が契約期間終了前に退職した場合、清算は日割りで行う。

一、契約期間が終了した場合、本国へ帰る旅費は慰安所の経営者が負担する。

一、収益 [純益を指すと思われる]) の 10 %は月の給与として契約者 (女性) に支払われる。

一、契約期間が終了した場合、相応な感謝金が、契約者の収益 (ぎに応じて支払われる。

出典：茨城県知事。1938.「上海派遣軍内陸軍慰安所に於ける酌婦募集に関する件」 1938 年 2 月 14 日。「女性のためのアジア平和国民基金」より政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成 vol. 1, 47-52, at 50, 52 (東京：1997)

3. 強制があったという主張 (a)はじめに ゴードン／エッカートは、私を批判するに当たって、ソク・ジョンのニュー Yorker 誌への寄稿や、マイケル・チェの「憂慮する経済学者たち」の申し立ての背景にある超民族主義的な歴史観を基本的に主張しているように思われる。それは、本質的には、日本軍が朝鮮人女性に銃剣を突き付けて連行したという主張である。ゴードン／エッカートは、論文撤回の要求をした際には、この強制連行の件には触れていないが、ゴードン(2003)もエッカート(1996)も、あからさまにこのことを言っている。つまり、ゴードンは「日本兵が銃を突き付けて更に慰安婦を確保した」と言っているのである。「このクレーム以外でも、私はゴードン／エッカートが一体どうして「ラムザイヤーは自分が契約書を持っていないことを読者に告げていない」などといえるのか理解しようとした。上に述べたような理由で、私の要約を読んだ読者は、私が署名のある契約書を秘匿しているなどとは決して思いにならないだろうと信ずるのである。この強制連行のクレームは、ゴードン／エッカートの攻撃の基本的な土台となっているようなので、私は Section 3 で、その拠って来る所を検討してみた。その意味する所を理解した上で、Section 4 では、それがもつ契約構造理解のための意味を示した。

もう一度言わせて欲しい。日本兵が朝鮮人女性に銃剣を突き付けて連行したというクレームに異を立てたからと言って、日本軍が戦時中に悪事を働かなかったという弁護をしているわけではない。また、他の場所で、強制連行をしなかったと言いたいわけでもない。私の言いたいことはただ、この特定の両国で起こった特定の事件が、本当に起こったことなのかどうかを事実として明らかにしたいと思っているだけなのだ。全般的に日本軍がどういう存在だったかなどと大掛かりな話を持ち出そうとしていうのではない。私の論文も研究も、話を一般論に置き換えようという意図はないのである。

(b)吉田。朝鮮で、銃剣を突き付けて強制連行をしたという主張は、吉田清治という日本文筆家が1983年に書いた書籍から始まったと言っても大過あるまい。この著書の中で、吉田は、兵士たちと一書に朝鮮の済州島へ渡り、銃を突き付けて若い女性を駆り集め、レイプし、それから船に乗せて慰安所へ送ったと語っている。日本の著名な新聞（朝日）が、この作り話を詳細に紹介して持ち上げた。（「吉田証言」2014;秦2018）

初めから終わりまで、吉田が創作した物語だった。まことに面白い偽回顧録を書き、長々とした会話まで付けている。著名な歴史学者たちは、そもそもの初めからこんな話には疑義を呈していた。（秦1999, 2018）。歴史学者の一人は、調査のために済州島を訪れた。しかし、日本軍に襲われたという話など誰も覚えていなかった。「こんな狭い島だ」とある老人が語った。「日本軍が本当に女性たちを誘拐して売春をさせたりしていたら、誰も忘れはしないだろうよ」。他の歴史学者やジャーナリストもここへやって来た。日本人も韓国人もいた。誰一人として、吉田の話を確認する証拠を見つけることはできなかった。吉田は当初は、本当に起こった事件だったと言い張った。しかし、最後には、捏造だったことを認めた。

ここが重要なポイントである。ジョージ・ヒックスは、全般的にかつ明確に吉田の捏造した物語に沿って主張を展開した。¹⁰ そして、今度は、ゴードン(2003)とエッカート(1996)がヒックスの虚言に乗ったのである。しかも、ヒックス本人は日本語を読むことができず、翻訳に依存していたのだった（秦1999,266）。ゴードン(2003)は、日本軍が朝鮮で「さらに娘たちを銃剣を突き付けて捕まえた」という主張をするに当たって、ヒックスの著書を引用し（エッカート[1996]も同じことをした）、かつヒックス(1994, 1996)は、吉田の著書を引用していたのである。しかし、朝日新聞も、1997年までには、吉田の文書の信憑性を確かめることは不可能だと言明するに至っていた（秦1999:238）。ゴードンが彼の説を発表した2003年には、この分野の学者たちは、とうに、吉田の話は捏造の塊だということで意見が一致するようになっていた。¹¹ そして、2014年にとうとう決着がついた。朝日新聞が、吉田の報告に基づいた慰安婦の話は全部「偽り」だったと認めたのだ。¹²

(c)「証言の検証」ここに一つ重要な話がある。時期は、吉田が著書を発表してから朝日が記事を撤回するよりは前のことだった。数人の年配の韓国人女性が、日本に損害賠償を求め始めたのである。ちょうどこの時期に、国連が厳しい報告書を出して問題になった――それは明らかに吉田の記事をもとにした報告書だった（U.N.1996）。韓国系米国人である人類学者のC・サラ・ソー（2008: 154）氏は言う。「吉田の著書は、国際的な人権団体や国連が慰安婦問題のストーリーを構築するために重要な資料となった」。ここが重要な所であるが、遺憾なことに、証拠物件を見直してみると、これらの女性たちの中心者たちは、整合性のある話をしているとはとても思えないと判断するしかなかったのである。

この懐疑的な判断をおもわしく思っているわけではない。また、誰が悪いということも言いたくはない。しかし、この時期の朝鮮半島で起こったさまざまな出来事を超国家主義者がかたる場合には、ことごとくが自叙伝の寄せ集めのようなも

¹⁰ 特に、ゴードンは、ヒックスの1996年版の慰安婦の数についての統計（？）を引用している。The basic Hicks study is (1994).

¹¹ ソー（2008: 152-55）は丁寧な年表を出してくれている。ニューヨークタイムズはとりわけ私（ラムザイヤー）の意見に反対の論陣を張っていた。朝日新聞は2014年に、慰安婦報道に間違いがあったことを認め、取り消し記事だした。このとき（Fackler 2014）をニューヨークタイムズはこれを報道し、「吉田氏は20年前に信用を失っていた」と書いた。これは明らかに、1994年のことを指摘している。

¹² 「吉田証言」(2013)：自由(2014)、済州島(2014)：朝日新聞元記者(2014)。秦は吉田と時間をかけて聞き出し、吉田証言がどのように崩れて行ったかを如実に解説している。

のになってしまう。こういう申し立てを注意深く検証することが重要である。しかしもっと重要なことは、こういう申し立てをしている女性たちの大半がさる老人ホームの世話になっており、かつその施設の関係者が、途方もない金額の詐欺（慰安婦から掠め取った）の容疑で起訴されており、しかも、ずいぶん昔から、北朝鮮とのつながりを噂されている怪しげな場所だったのである。（北朝鮮のためにスパイまでしたと言われる／下の Section(e)を参照）¹³

こういう女性たちの話はコロコロ変わる場合が多い。ところが、サラ・ソー氏(2008)は、どういうわけか、そういう女性たちの話を立証しようとする。特に顕著な例をご紹介します。ご紹介するのは、特定の女性たちを貶めるためではない。客観的に見て、コロコロ変わる矛盾点があるということは、同時期の他の資料と突き合わせてみなければ、そうそう信用することはできないということになるからである。金学順（キム・ハクスン）は、もともとは売春をするようになったのは継父のせいだと言って非難していた。彼女は、母親が再婚した相手が好きではなかった。彼女の説明によると、夫を嫌う彼女を母親が売り飛ばしたのだということだった。ところが後で話が違って来た。詳しく言っただけだということもできるかも知れないが、母親は彼女を「養父母」の所へ送り、養父母は彼女を韓国版の芸者（妓生）に育て上げる訓練をしたというのである。養父は慰安所を経営していた。ある日突然、養父は姿を消し、彼女は慰安婦になった（ソー2008: 127; イー2018）。しかし、慰安婦問題が日本を席捲するようになると、金（キム）はまったく違う話を始めた：養父が北京旅行中に日本兵に逮捕され、彼女は慰安所へ送られたというのである（ハワード 1995: 34; ソー2008: 127）。金学順は、はじめは、質問に対して、自分には「子供時代がなかった。七歳の時から四回も売られた」と言っていた（Soh 2008: 11）。募集業者たちが、私の家へやって来て、両親を説得するのだった」と彼女は回想する。《16》『私は、両親に、どこへも行きたくない。もう売り飛ばさないで』と頼みました。本当に、『自殺する方法をいろいろと考えました』しかし、両親は結局は彼女を売り飛ばしてしまい、最後には満州の慰安所に落ち着くことになった。ところが、1996年に国連人権委員会のヒアリングを受けた時に、彼女は国連特別報告官ラディカ・クマラスワミ氏に対して、自分は「日本軍に誘拐された」と証言した（Devine 2016／ソーから引用）。「憂慮する経済学者たち」が主張の根拠とした国連の報告書の起草者であるクマラスワミ(1996)は、明確に、吉田の著書を証拠として引用している。

金学順と同様に、金君子（キム・グンジャ）も、初めは、自分が慰安婦にされたのは養父のせいだと言っていた。養父が彼女を「売り飛ばした」のだと彼女は回想する。彼女は「日本軍よりも父親の方が憎かった」（ソー2008: 67, 101; KIH 2016 a）。ところが2007年、彼女は米国の下院で（Protecting 2007: 30）、自分は日本軍に誘拐されたのだと証言した。当時は「鉄道の駅の前」にある家で暮らしていた、と説明した。17歳の時に、一緒に暮らしていた家族から、「お使いに出された」。そこで、彼女は捕まって、汽車で連れて行かれた。列車には「たくさんの兵士が乗っており、たくさんの女性たちが連行される所だった」。

2010年代までに、慰安婦十字軍の一番のスポークスマンは、李容珠（イ・ヨンス）になっていた。イは初めは、夜中に友人といっしょに家を出た、と言っていた。その友人が彼女に、「早く行こう」と言ったので、家を「そっと抜け出て」付いて行った、とのことだった。出て行くと、日本人男性が待っていて、「箱に入った赤い着物と革靴」をくれた。あんまり嬉しかったので、「簡単に」かつ「深く考えずに」、男に付いて行った（ソー2008: 12-13, 98-100; ハワード 1995: 89; イ 2018; イ 2020）。

次の10年までに、李容珠は、日本に金を要求するキャンペーンに参加していた。そして、今までとは全く違う話を始めていた。2002年には、彼女は日本の国会を訪れて、自分は「14歳の時に、銃剣を突き付けられて連行された」と証言した。（Moto 2002）。2007年には、米国の下院で証言し、「16歳の時に日本兵に誘拐された」と述べ

¹³ スパイ説は結局は否定された。

た。米国を訪れた直後には、東京での記者会見で、「日本兵は、私を家から引きずり出し、母親を呼ぶことができないように口を塞いだ」（ファックラー 2007; ソー 2008: 100-101 を参照; Protecting 2007: 17）。

しかし、その2年間、慰安婦キャンペーン内部の人間関係が崩壊してしまった。そして、それとともに、グループの結束が（予期せぬことだったろうが）ゆるんで来た。イは、日本軍慰安婦支援団体「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」（正義連、旧挺対協）の前代表であり、「ナナムの家」で元慰安婦たちの世話をしていた尹美香（ユン・ミヒャン）を慰安婦の金を盗んだということで告発した。尹はこれに反駁して、多くの関係者（およびたいの学者たち）がすでに結論付けていたことを述べた。つまり、李容珠が自分の人生について真実を語っていないと言ったのだった。尹は、自分のフェイスブックに、初めてイに会った時の記憶を載せた。リは電話を掛けて来た、と尹は言う。リは自己紹介をして、「私は犠牲者ではありませんが、友達が-----」と言った。ここは極めて大事なことで強調しておきます。要するに、尹（「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」〔正義連、旧挺対協〕の代表）が、公然とイ（自分が立ち上げた慰安婦団体の代表）を履歴を全部偽っていたと非難したのである（山岡 2021；室谷 2021）。

人間の記憶は時と共に移ろうことがある。この女性たちは明らかに苦しんだのである。私は、彼女たちに疑惑を突き付けたくはない。侮辱をしたくはない。むしろ、慰めを見出して欲しいと願っている。第二次世界大戦は、世界中の何百万の人々にとって恐ろしい災厄だった。我々が現在、異なった時代に生きているのが僥倖なのである。

(d) 同時代の証拠。それでも、私は、こういう口頭の証言を分析しなければならない。なにしろ、私の知っている限りでは、日本軍が朝鮮の女性を強制連行したという証拠は他には全く存在しないのだから。これには驚かすにはいられない。日本軍が本当に相当数の若い女性に銃剣を突き付けて拉致したという事実があったならば、その当時の証拠となる記録が残っていないはずはない。新聞や、警察の報告や、個人の日記に、多少なりと触れられていると考えるのが当たり前ではないか。ところが、そういう記事は、吉田の1983年の著書が出た後のものばかりなのである。しかも、その吉田の著書は捏造だということがすでに明らかになっている。

木村：当時の資料を見てみると、詐欺的な募集業者が甘言を弄して、若い女性を売春婦（or 慰安婦）に仕立て上げた証拠はいくらでも出て来る。慰安所の経営者が契約条件について嘘を言ったという報告もある。それなのに、日本軍が朝鮮の女性を強制連行したという当時の証拠は見つかっていない。しかも、日本の敗戦後の数年間に発表された記事を見ても、強制連行のキョの字も見当たらない。たとえば、神戸大学の木村幹教授（2014, 表 1-1）は、1945年から1990年までの「朝鮮日報」を調べ上げた。その結果、この45年の間、「慰安婦」への言及は一例も発見されなかった。

ソー：C・サラ・ソー（2008: 159-69）は、戦後のメディアの記事について、もっと詳細に論じている。彼女もまた、1964年以前には、慰安婦に関する記事を見つけてはいない。この1964年に、彼女（2008, 159）は、「韓国日報」に慰安婦の記事を発見して、引用している。そこには、ある慰安婦が「日帝の統治時代に、強制的に東南アジアへ連れて行かれた」と書いてあった。この女性は前年の1963年に亡くなっていたので、ソーはそれ以上は、この女性がどのようにして慰安婦になったかを調べることはできなかった。

ソー（2008, 160）は続ける：

「慰安婦問題に関する韓国の文献は、ほとんど全部が、1965年、日韓の間で二国間協定が調印されてから表に出て来た。その文献のほとんど全部が独立後の民族主義的な立場を取っており、日本が処女を「挺

身隊」として動員したことを非難している。挺身隊というのは、実質は慰安婦だったと韓国では今でも主張されている」

ソーは韓国の大学を出たが、今ではサンフランシスコで人類学を教えている。彼女は公に、「韓国の出版社が自分の著書を翻訳出版してくれるとは思われない」と述べたことがある。

ソー（2008: 160）は、韓国で、慰安婦について「公開講演」が行われた最初は、1970年の記事だったと言っている。彼女は記事の内容については多くを語ってはいない。この問題に関してときどき出版される文献についてはコメントを続けている。（千田夏光の韓国語訳をも含む）。彼女はこう書いている。

それにもかかわらず、韓国の慰安婦を題材にして韓国人が執筆した著作が初めて一般向けに出版されたのは、1981年になってからのことだった。

この著作についても、ソーはあまり触れておらず、彼女（2008: 166）は、この著書の中の慰安婦は2000ウォンを稼いだと記す。そして、次のように言う。

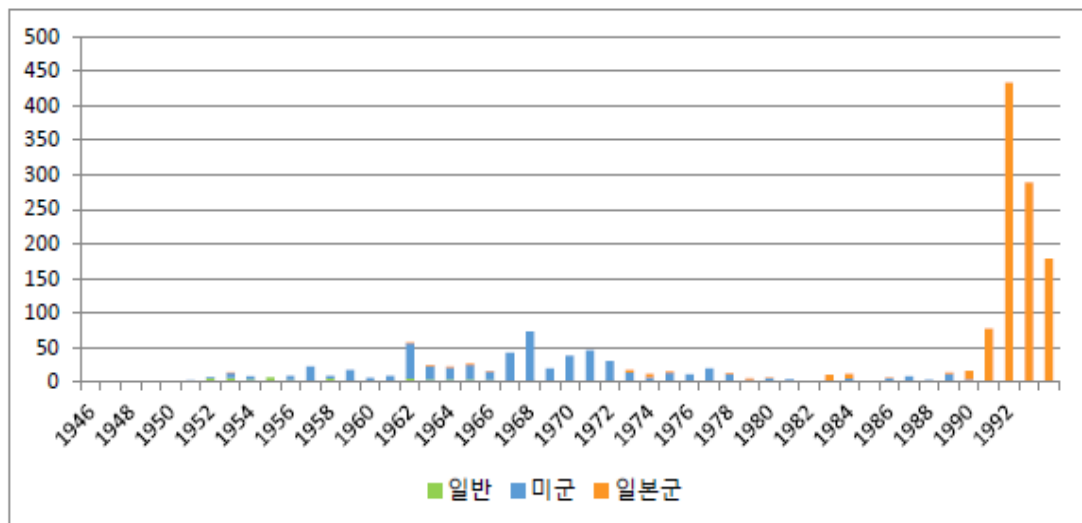
著者が、スン・イが受け取った金を2000ウォンと特定したことも驚くべきことだ。保証金を要求する運動が始まった後では、女性たちが性的なサービスをして報酬を受けていたということは禁句になっていたからだ。

最後に、ソー（2008, 166-67）は、韓国のメディアが、タイで暮らしていた、ある韓国人慰安婦に大いに関心を寄せていることに話を向ける。この元慰安婦は次のように報告している。

私は1942年に日本人警察官に強制的に引き立てられてシンガポールへ行かされました。そこで、三年間慰安婦として働かされました。

1963年以後のソーの著作の中で、女性がはっきりと、「強制的に」連れて行かれたと主張している例はこれが最初である。思い出しても頂きたい。吉田が著書を出し、それを朝日が積極的に喧伝したのが1983年のことだった。そして、韓国のメディアがこの女性の話を報告したのが1984年だった。さらに、この話を出版発表した新聞社は朝日新聞だった。

朱：朱益鍾教授は、李承晩学堂の歴史経済学者であり、ハーバード大学の招聘教授を勤めたこともある。教授は私の要請を好意的に受諾して、他の新聞二紙を検索して下さった。下に示したグラフは、教授の調査の結果であり、京郷新聞および東亜日報の紙面に、「慰安婦」という言葉が何回現れたかを示したものである。緑は、「慰安婦」全般への言及を示す。青は、米軍基地で働いていた慰安婦、オレンジ色は日本軍基地で働いていた慰安婦を示している。1991年以前には、日本軍のために働いていた慰安婦への言及はこの二紙にはほとんど全く見られない。



□ 慰安婦一般記事 □ アメリカ軍向け慰安婦記事 □ 日本軍向け慰安婦記事

1982年、1984年、1989年には、この2紙は10回にわたって、いわゆる「挺身隊」に言及している。「挺身隊」というのは日本政府が朝鮮人を工場などへ動員した組織のことであり、1944年末から1945年にかけての国民徴用令に基づくものだった（この法では日本人も動員された）。短期間のことではあったが、この挺身隊が慰安婦と混同されていた時期があった。（秦[1999: 366-76]を参照）1970年代には、「挺身隊」という用語が数回現れる（年に6回以上現れた例はないが）。しかし、こういう記事の大半は2本の創作映画を現実のこととして扱っているのである。1本は沖縄の売春婦（強制ではない）に関するドキュメンタリーだった。もう1本は、「女子挺身隊」というタイトルのポルノ映画だった（Soh 2008: 162, 165を参照）この資料を見つけて下さったことで、私は朱教授に本当に感謝している。

結論：問題点は単純である：戦後の韓国の新聞は、日本占領下で、銃剣を突き付けた強制連行があったなどということ全く論じていない。そもそも、第二次世界大戦の時期に、売春が行われていたなどという記事自体、ほとんど見当たらないのである。性産業のことを論じることがあっても、だいたい米軍のための売春婦と売春宿のことである。

1945年4月、3人の朝鮮人捕虜が米軍の尋問に答えているのが、強制連行がなかったことの当時の実証だと言ってよからう（Military Intelligence 1945）その証言では、彼らが見た「朝鮮人売春婦は、ボランティアか、または親に売り飛ばされた者たちばかりだった」と彼らは答えた。「日本軍が女性たちを直接に徴用するような無法を行っていたら、老人たちも若者たちも耐えることはできなかつたろう。男たちは怒りのために立ち上がり、どんな結果を招くことがあろうとも、日本人を殺していただろう」。

ゴードン／エッカートの批判(2021)およびゴードン(2003)とエッカート(1996)の上に引用した文へ戻ってみよう。（二人ともヒックスを出典とし、ヒックスはまた吉田を出典としているのだが）、二人の報告のどの部分を読んでも、吉田の著書が出るまでは、慰安婦たちのクレームはされてはいなかったということには触れていない。女たちの中に、前言を翻した者が少なからずいたという事実にも口を噤んでいる。一番重要な元慰安婦は老人ホームに住んでいるのだが、その経営者が、前々から北朝鮮との癒着を噂されているいかがわしい人物であるということを読者に告げてはいない。また、吉田が著書を出す前には、この問題に関係しているジャーナリズムが強制連行についてほとんど全く論じていなかったことにも口を拭っ

ている。一番重要な問題は、この問題は一から十まで吉田が捏造したお話だということも隠している。それどころか、そもそも吉田の存在さえ知らないかのように振舞っている。¹⁴

(e) 挺対協（韓国挺身隊問題対策協議会）——現在の日本との論争の中核に一つの団体が居座っている。残念ながら、それは、日本との和解に情け容赦なく反対して強引な論争を挑む組織である。この組織は前々から「チョンデ・ヒュップ」(挺対協 CDH) という名で知られていた。正式名称は「韓国挺身隊問題対策協議会」(KIH 2016d) である。近年になってからは、「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(正義連) と名を変えたようである。挺対協 (CDH) は、ソウルの日本大使館の前で毎週行われていた抗議集会を組織化し、世界中に慰安婦像を建て始めた。さらに、日本が提供した賠償金を元慰安婦が受け取らないようにと圧力を掛けた(KIH 2018b)。また、「性奴隷」という物語に疑義を唱える学者には暴力的な攻撃を掛けた。西欧の学者の間では、性奴隷の話など相手にしなくなっていたのに (Ji 2005; Gunji)。この団体を長期にわたって牛耳っていたのが尹美香だった。挺対協 (CDH) は、慰安婦の公の証言に工作をした。そんなことができるのも、「ナヌムの家」という老人ホームを共同経営していたからだった。挺対協 (CDH) の指示通りの証言をした女性は、この老人ホームに住めることになっていた (Soh 2008: 96)。政治社会学者のジョセフ・イ (Joseph Yi) は、「強制連行されたという流布している物語は、活動家たちと密接な関係にある少数の女性たち (1990年代に生存していた元慰安婦238人のうちの16人) の口頭の証言に基づいている。つまり、シェアハウス [老人ホーム] ; 挺対協 (CDH)) (イ 2018)。ナヌムの家の経営にかかわっていたからこそ、挺対協 (CDH) は、学者やレポーターを誰に会わせるか、女性たちに何を言わせるかを独断で決めることができていたのである。

慰安婦の中には尹などの挺対協 (CDH) 幹部を恨んでいる人が少なくない。2004年には、数人の元慰安婦がこの運動のリーダーシップを取り戻すために、挺対協 (CDH) を訴えた。しかし、挺対協 (CDH) は支配力を維持し、残っている女性たちの大部分を脅迫によって従わせた。挺対協 (CDH) を激しく非難していた韓国の歴史家のパク・ユハ (朴裕河) は、何度も女性たちとのインタビューを申し込んだが、ただの一度も会わせてもらえなかったと告白している。(KIH 2016b):

21世紀に入ったばかりの頃、私は挺対協 (CDH) が、生存している元慰安婦たちを「ナヌムの家」という名の老人ホームに監禁していると聞いて、再び慰安婦問題に関心を持つようになった。元慰安婦たちは外部の人と話をすることが許されたのは、国連特別報告者や米国の政治家に対して証言をさせるために、この女性たちを必要とするようになった場合だけだった。

しかし、どういうわけか分からないが、私は2003年のある日、彼女たちと言葉を交わすことを許された。

朴はナヌムの家の女性たちが挺対協 (CDH) に非常な不満を抱いていることに気づいた。朴は続ける。(KIH 2016b) :

この場所に監禁されていることに女性たちが深い不満の念を持っていることが察せられた。一人の女性 (ペ・チユンヒ) は私に、日本人兵士とのロマンスのことを懐かし気に語ってくれた。彼女は自分を売り飛ばした父親が憎いと告白した。また、女性たちは、挺対協 (CDH) の指示で虚偽の証言をしていることに憤りを感じており、不承不承その命令に従っているだけだとも述べた。

¹⁴ 残念ながら、日本史の分野では、こういうことはごく普通に行われているようである。この慰安婦の分野では長老の学者であり、日本に関する卓越した知的な学者であるコロンビア大学のキャロル・グラック(2021)でさえ、その「文献一覧」の中で、慰安婦問題のキャンペーンが、吉田の詐欺から始まり、詐欺師まがいの老人ホームの経営者が片棒を担いだことには全く触れていない。逆に彼女は、慰安婦の強制連行がなかったという説は、日本の「右翼のナショナリスト」の捏造だと言い張っている。

挺対協（CDH）は、このように女性たちを恫喝して従わせているのに、1995年に日本が初めて補償金を提供した時には、開き直って自己正当化を図った。やがて、和解が達成されると読んだ挺対協（CDH）は、破壊工作に取り掛かり、慰安婦たちに、その金を受け取らないようにと指示した。それでも、受け取る女性もいた。朴は次のように語る（KIH 2016b）:

日本が1995年に、アジア女性基金を通して、補償金を提供した時には、元慰安婦61人が、挺対協（CDH）の指示に背いて、金を受け取った。この61人は国賊扱いをされることになった。名前も住所も新聞にさらされて、売春婦の汚名にまみれてしまった。余生を恥辱の中で生きることを強いられたのだった。

サラ・ソー(2008: 101)は、元慰安婦たちの恐怖がどのようなものであったかを再現してくれた。中には、新しい話を捏造して、マスコミにもてはやされる道を選んだ者もいたが、まともな女性たちは、政府の確認のための聞き取り（the government certification process）が終った後は、それ以上のインタビューを受けることを拒絶した。ソーは説明する。「（彼女たちは）『下手なことを言って』登録を抹消され、福祉援助金が打ち切られてしまうことを恐れているのです」。

日韓の和解を妨げようとする挺対協（CDH）の真の意図は奈辺にあるのだろうか。それは北朝鮮の政治的目的を支援することなのであろう。挺対協（CDH）は、慰安婦問題を政治的目的のためにつかっている、と朴は説明する。すなわち、安全保障に関する米日韓のパートナーシップに楔を打ち込むことである。挺対協（CDH）は共産主義者によって組織された気配があり、一時は韓国政府から、北朝鮮関連団体に指定されていた（KIH 2016b）。長期にわたって代表を務めている尹美香本人も、2013年に、北朝鮮との関連に関して当局の尋問を受けている。その上、現在は、金銭問題で同じように尋問を受けている（慰安婦から金を横領したという容疑）。この人の家族の中には、北朝鮮のスパイであるとの噂が立ち、裁判沙汰にまでなった人が複数名いる。（裁判所は2018年にそのような疑惑はないとの結論を出した。しかし、これが、元慰安婦の公の発言を管理している団体の実態なのである。

4. 私のアプローチ (a)はじめに 慰安婦契約の論理を明確に再構築したければ、日本政府が国内で行っていた認可システムを雛型として参照するのがよからう。米国の韓国系人類学者サラ・ソー(2008: 117)は、日本は「国内の売春認可制度を長期の戦争に出ている軍のために応用して、慰安婦制度を認めることになった」と書いている。ソウル大学の歴史経済学の名誉教授李栄薫（イ・ヨンフン）(2019: 233, 258-59)も同様に、「日本の慰安婦のシステムは、1870年代に始まった認可売春制度に基づいていた」と説明している。そこで私はまず、日本国内の売春制度を要約してみたい。朝鮮で行われていた制度についても述べるが、日本国内のものと大差はない。そして、私は慰安婦のシステムについても、入手できる情報はいかなるものでも採用し、さらに、慰安所でどんなことが行われていたか確認するために、日本と朝鮮の慰安婦制度の実態について分かっている事実をすべて呈示する。

ここでまず、二つのことを宣言しておく。第一に、私はこのアプローチについて、いささかなりとも隠し事をしない。第二に、当時の慰安婦制度の契約構造は、日本国内や朝鮮の認可売春制度と質的に異なる所はない。当時の第一次的資料に当たってみても、その見方を覆す証拠は出て来ない。西欧の学者の中には、両者の契約構造は異なっていたと主張する者が少なくない。私の論文に対しては、当然出て来そうな反論だ。そのような学者たちの意見には敬意を表すが、しかし、少数の元慰安婦の話を鵜呑みにしている謗りは免れまい。何と言っても、彼女たちは、日本に対して損害賠償を要求し、しかも、晩年になってからの証言が、最初の頃に言ったことと矛盾するようなことを言う人々なのだ。

認可を受けた日本の売春婦（最低年齢18歳／朝鮮では17歳）は、伝統的な書面による雇用契約の下で働いていた。売春宿は女性に（あるいは家族）に、多額の前払金を支払った。女性はそれに応じて、年季一杯働くことに同意した（年季は日本では六年だった）。女性が十分な額を稼いだ場合には、早期に退職することが認められた。

たいていの女性は現実にその金額を稼いだので、日本本土の場合、三年勤めると止めて行くのが通常だった。(IRLE, p. 2-3, sec. 2.2 for Japan; p. 4-5, sec. 2.3 for Korea)

海外一特に前線一で働いている場合には、いろいろな意味で危険な目に遭うことが多かった。そういうリスクに鑑みて、慰安婦の契約は年季は短く、前払金は高く（雇用期間比で）なっていた。終戦の数か月前になると旅行すること自体が困難になったから事情は違うが、それ以前には、慰安婦たちは、年季が明けるか、または早期に前借金を完済して、去って行ったようだ(IRLE, at pages 5-7, sec. 3)。私が論文の中で述べるのはそのような事情についてである。もちろん、私が頼った資料に限界があることは率直に認める。そその資料がどのようなものであったかは) Appendix III に記してある。アンバラス氏、スタンリー氏、茶谷氏が、ディプロマツト誌を恫喝して掲載をブロックしようとしたが、最近の同誌には、著明な韓国の経済学者李宇衍(2021b)が寄稿して、この経緯を見事に要約している。

「慰安婦」は「ハイリスク・ハイリターン」の職に従事していた。膨大な金額を稼ぐ者もいた。そして、相当数の者が年季が明けた後は朝鮮へ帰るか、あるいは通常の職業に復帰した。日常生活に制限はあったが、それは、軍人や公務員や看護婦などの、戦場で働く人々に共通のレベルだった。結論を言おう。慰安婦は性奴隷ではなく、基本的には、今日の性産業労働者とほぼ同じような性関係労働者だったのだ。

もう一度言っておきたい。私の述べていることは事実即ちものである。このやり方についての正当性を判断してもらうつもりはない。

(b) ゴードン／エッカート ゴードン／エッカートは、私が慰安婦制度を説明するために、日本と朝鮮の認可制度を持ち出したことに反対している。彼らがそういうことを言うのは、単純な理由からである：もしも、女性たちが強制されて慰安所で働いていたものならば、日本や朝鮮での通常の売春宿の契約と慰安所の契約とを比較する理由がないということになるからである。そして、慰安婦契約に関する私のデータが不完全なものであるならば、私は結論などを出すべきではない、とゴードン／エッカートは言い募るのである。

ゴードン／エッカートの批判を読んでいると、二人は、吉田の主張と声高な一部の元慰安婦の言いがかりを額面通りに受け取っているとは思われない。そもそも、私が日本本土と朝鮮内部の雇用状況を分析することから始めようと思いついたのは、吉田の主張が捏造であり、口やかましい元慰安婦たちの言いがかりが信頼できないと見切りを付けたからだ。ソウル大学の歴史経済学名誉教授李栄薫（イ・ヨンフン）(1999, 233)は、「日本政府は慰安婦を規制する制度を、国内の認可売春宿をモデルにして作り出した」と明確に述べている。彼は次のように説明している。(Phillips, Lee & Yi, 2019, 453／より引用。)

慰安婦のシステムは、認可された売春制度であり、軍の監督を受けていた。――慰安婦は性奴隷ではなかった――朝鮮人慰安婦はポン引きのようなやくざ者に勧誘されて業界に入ったが、一つには前払金に誘われたのであり、またその際、募集業者があからさまな詐術を弄したこともあった――20万人の慰安婦がいたという証拠はない。概数は5000人程度であつたろう。

日本政府は兵士が慰安所へ通うことを止めることはできないと信じていた。（それでも、性病の蔓延だけは防がなければならないと思っていた。そこで、基地の近くに売春宿を認可するシステムを思いついたのだ。コンドームの使用を強制し、定期的に健康診断をした）。資料を読むと、政府は国内の認可制度をほとんどそのまま戦地に持ち込んだようだった。その実情（および慰安婦制度全体）がどうだったかを英文で読みたければ、秦(2018)が最適である。

ゴードン／エッカートは、「慰安婦の契約構造は日本国内と朝鮮での認可制度を反映している」という私の所論の証拠を出せと急ぎ立てる。その要求は、ブーメランとなって、彼らに跳ね返って行くだろう。ゴードン(2003)とエッカート(1996)こ

そ、吉田の捏造した物語を鸚鵡返しに言っているだけではないか。私に証拠を出せとは口幅ったい。（ヒックスの著書を丸写ししているのだが、そのヒックスが吉田の丸写しなのだ）。¹⁵ 逆にゴードン／エッカートの方が、慰安所の制度が国内の制度の模倣ではないということを証明する義務を負っている。

さらに、ゴードン／エッカートは、どうも、私に対して、朝鮮人慰安婦が日本人慰安婦と変わらない待遇を受けていたことを証明する責任を負わせたいようだ。初めに書いたように、私はそんなことは一言も言っていない。私が論文のどこで、そんな主張をしていると言うのか。日本人女性と朝鮮人女性が同一の契約をしていたなどとは誰も思うまい。言うまでもないことだが、朝鮮は日本よりも貧しかった。したがって、応募者の求める賃金水準が低かったことは否めまい。しかし、強制連行があったなどというのは全くの嘘であり、私の持っている証拠（Appendix IIIを参照）のどれを見ても、朝鮮人女性と日本人女性の契約は質的に非常に似ていたとしか思われぬ。いずれにせよ、私は、IRLE に載せた論文の中で、待遇が同じだったということは言っていない。そんな比較は断じてしていない。ゴードン／エッカートがこの点に関して証拠を出して、雇用契約の両グループの比較をしようと言うのなら、私は歓迎する。学問とはそうやって進歩して行くものなのだ。

くどくど言うのも気が引けるが、もう一度問題点を確認しておきたい。この学問的な論争は、事実かどうかを争っているだけだ。私は、日本の認可売春制度を支持しているのではない。いや、道徳的な判断などするつもりはないのだ。ただ、この雇用関係の当事者たちが実際に使った契約の実情を理解したいだけなのだ。

5. 吉見 私が吉見義明について何も言わないことで、批判する歴史学者もいる。吉見は、慰安所に関して日本政府に批判的な歴史学者の中で、一番有名な人物だ。（私は、Appendix II で、彼の反対意見を紹介した）。2015年に、日本政府は、マグローヒル社の高校用教科書の慰安婦の記事について、苦情を申し立てた(Dudden 2015)。ゴードンやその他学者は、日本政府を激しく攻撃し、特に吉見を取り上げて、この問題に関する「慎重な研究」を行っているとして、絶賛した。実の所、こういう歴史学者たちは、吉見の著作をきちんと読んではいないのだ。吉見は、日本軍が朝鮮人女性を強制連行したわけではないと、はっきりと認めているのである。最近の毎日新聞のインタビュー(Yoshimi 2019)で、彼は次のように言っている。

では、慰安婦はどうやって集められたのか？大雑把に言って、方法は三つあった。第一には、軍の選んだ募集業者が女性の家族に金を貸し（前借金）、女性は慰安所で働くことになる（人身売買）。第二に、募集業者は女性を騙して、ホステスか看護婦のような仕事をするのだと故意に誤解させる（誘拐）。第三に、政府の役人か業界人が、脅迫か暴力を使って、女性を徴発する。「朝鮮半島は植民地だったので、第一、第二の方法を取るのが普通だった。政府による徴発は、中国や東南アジアのような占領地域で行っていたということを示唆する証言や裁判資料がある。

軍は、中国や東南アジアでは、女性たちを強制連行したのかも知れないが、朝鮮ではそういうことはなかった、と吉見は明確に述べている。2021年の末には、そのインタビューをインターネットで読むことができるようになった。摩訶不思議にも、毎日新聞が吉見（どちらであるかははっきりしない）が、この記事を抹消しようと躍起になっている様子が見られる。今ではもう、毎日新聞の公式のホームページで見ることはいない。

6. ソー市場と奴隷制について ソーは、日本の売春に関する私の著作について、詳細に記述している(Ramseyer 1991)。

¹⁵ もっと正確に言おう：ゴードン(2003)は、慰安婦の推定人数の出典としては、ヒックス(1966)の外には一人の著書しか挙げていない。異なった主張をする人の資料は全く取り上げていないのである。

「ラムザイヤーが学者たちに警告しているのは、『売春が野蛮な制度だからと言って、農民の女性たち、いや男性たちも、この方法によってしか、最悪の事態を効果的に回避する方法はなかったと事実から目を逸らしてはならない』ということである。ラムザイヤーは、『認可された売春婦たちは、他に魅力的な選択肢を持たない女性たちだった。また、売春はよい収入を得られる道だった』と指摘している。ラムザイヤーの研究によると、戦前の日本の女性たちは、6年間の年季奉公契約を締結し、認可売春婦になったのであり、『たいていの売春婦は奴隷になったのではなかった（強調は原典。）』ということである』 逆に、彼女たちの大部分は、契約期間が満期になると退職した。中には、3年か4年で、借金を完済して退職することができる者もいた」

とソーは結論付ける。

朝鮮人慰安婦の生きた経験は、ラムザイヤーの研究結果の正しさを立証している。しかし、彼女たちの個人的な歴史は、現代の政治的環境の下では、戦略的に「抑制された知識」になってしまっている。

ソーの文の前半「生きた経験はラムザイヤーの結論を実証している」に対して後半「個人的な歴史は顧みられなくなっていること」は、ソーが性産業の理解に関して、我々の理解を根本的に分かつものとなっている。

慰安婦に関しては「商業セックス vs 性奴隷」という対立図式が出来ているのだが、これが、日本社会に亀裂を作る原因になっている。大衆が判断を下すにしても、事実としてどう見るかについても、日本人は真っ二つに分かれるのである。

こうした論争が、私の論文に敵対する一部の人たちの見方を促進していないとは考えられない。

E. ソク・ジョン

私を批判する人々の中で、一番多くの人から支持されているのは、ソク・ジョンであろう。その原因は、私を攻撃する際にも、いかにも公平であるかのようなオーラをまとっていることであろう。ソク・ジョンが、ニューヨーカー誌に寄稿した論文は、冒頭でまず読者に、自分が作り出した「解放後の民族主義」の歴史を吹き込んでいる。この歴史観は韓国の一部の人々の間で非常に人気を得ている。これはチェが語る歴史なのであるが、ソク・ジョンは、これを使って、「慰安婦問題に関する歴史的なコンセンサス」を主張したのである。

少女を含めた慰安婦のうち、前線の「慰安所」へ送られた者たちは、日本帝国陸軍の兵士たちのために性的サービスを提供させられることになった。アジアの内外で、女性たちは暴力あるいは詐術によって、連行されて行った。特に朝鮮からが多かった。被害者の数は、概算で数万、あるいは十万を超えるとも言われる。それ以来、この人道に対する罪は、実際には何が起こっていたかをめぐって、論争のタネになり、あるいは日本側が否認したりして、泥仕合を展開している。

ソク・ジョンには、知っているのに書いていないことがある。私は2021年2月3日に、彼女にそれに関する資料を渡したのだから、知らないはずはない。つまり、朝鮮人慰安婦が日本軍に強制連行したという主張を始めたのは、1983年に吉田が著書（すでに詳細に論じた）を出版して、日本軍が朝鮮で「慰安婦狩り」をしたと述べてからだだったという事実に頼かむりをしているのである。日本で一番信頼されているジャーナリズムということになっている朝日新聞が、話を何層倍にも膨らませたということは今では誰でも知っているのに、知らぬふりをしているのである。吉田の話は全部捏造であるということももちろんソクは知っているはずだ。

1996年に国連は、吉田の詐欺的告発を全面的に信じる日本叩きの報告書を発表した。ソクはそのことも知っている。ソクはこの報告書には一切触れていない。まことに巧妙な手口である。ソクが知っていて知らぬふりをしていることはまだある。朝日新聞はさんざん調査をした挙句に、とうとう2014年、吉田が虚言を弄していたと結論付けないわけ

には行かないという発表を行い、吉田関係の一切の記事を取り消した。また、朝鮮人慰安婦の中で一番有名な数人は、日本から損害賠償が取れると分かった後で、証言を変えた。そういうことをみんな、ソクは知っているのだ。

ソクは何もかも承知の上で、長い長い慰安婦物語を書きながら、都合の悪いことには一切触れなかったのである。逆に、日本に対する悪意に満ちた創作を発表して人気を博し、これを「歴史のコンセンサス」と称したのである。しかも、日本研究者に面接して、人道について語った。それでいて、自分は偏っていない、中立であると強弁するのである。

「この3週間、私はラムザイヤーの異議に関して、学者たちと会話を続けた。その結果、この人々の学者としての良心と研究に対する誠実さに触れて感動する所が大きかった。ラムザイヤーの主張を読むと、多くの人は愕然とせざるを得ないが、学者たちの関心はそういう情緒的な所にはなく、ひたすら真実を探求することだった。」

スク・ジョンは、ゴードンやエッカートとも接触して、ラムザイヤーは見てもない契約書のことを語っていると吹き込まれたようだ。それを真に受けて、彼女は次のような結論に達した。

ラムザイヤーの脚注をよく見ると、戦時中の朝鮮人女性がかかわる契約など一つも実例を挙げていないし、そういう契約があったという補強証拠になる二次的な資料も出していない。さらに、ラムザイヤーが言うような条項を確認できる第三者の証言さえ見当たらないのである。

思い出してみても欲しい。ゴードンのこの説は私がこれを批判したようにたった2点の英語資料の裏付けしかないということ。そしてこの一つはヒックスの著書で、日本語の読めないヒックスは吉田のウソ話を翻訳者から聞いてまとめたものである。

(Hicks[1994]を参照)。さらにまた、慰安婦の契約に関する資料の一覧表は Appendix IIIに載せるが、それは5ページにもわたるものである。

スク・ジョンは、5人の若い学者と接触し、この人々は、私の8ページの論文の中に間違いがたくさんあるということで、それを指摘しているが、その指摘だけで30ページ余りにも及んでいる。私は Appendix I で、そのリストを検討する。敢えて言いたい、そのうち本当に間違っていたのは3か所だけで、しかもどれも重要な間違いではない。しかし、スク・ジョンは、これによって、彼らの結論の正しさが立証されたと言い張るのである。5人の若い学者の1人はデービッド・アンバラス。ディプロマット誌で、韓国人経済学者の論文を検閲した御仁である。ソクはアンバラスに接触して、彼は私の論文の他の何点かにも取り組んでいるということを知ったのである。

学者たちは、ラムザイヤーが最近の数点の論文を書くに当たって、歴史的な資料を誤用しているのを発見した。

それは特に、日本国内でひどい差別を受けて来た少数グループに関する記述である。少数グループとは、部落民、沖縄と韓国の人々を指す。

ソクは、アンバラスがいかに中立な立場にあり、学者としての良心に従っているだけだということを示そうとする余りに、「デービッド・アンバラスはアンチファシストだ」という当人のツイッターのハンドルネームを紹介している。ソク・ジョンが頼りにする5人の中には、アンバラスの外にも、「学者としての良心に忠実」になる余りに、ツイッターで私のことを「白人至上主義者」¹⁶と誹謗して憚らない。自分たちのことを何様と思っているのか知らないが、何とでも言うがよい。しかし、2021年という時代になってもなお自分を「アンチファシスト」だと宣伝する人はどんな存在なのか興味を惹かれる。彼が、あるいは彼らが、旧派のシカゴの法経済学の教授の論文に暴力的な弾圧を加えている様子を見ると、到底学者のとしての良心に従っているとは思われない。

スク・ジョンの論文は、李容珠(イ・ヨンス)の話で締めくくっている。スク・ジョン氏は、李容珠氏を「グランマ・イー」と愛称で呼び、李氏が15歳の時に慰安婦として徴用されたと説明している。また、李氏が最近ハーバード・ロー・スクールで

¹⁶ E.g., <https://twitter.com/SzendiChelsea/status/1379969613631393794>

講演したことも紹介している。さらにソクは、その講演の直前に、私を擁護して李を「ニセの慰安婦」だと誹謗する e メールを受け取ったと言っている。読者に、e メールを送って来たのは、少数の極右の跳ね上がり分子だと印象付けたかったのだろう。

どうせ最後を飾るなら、もっと適切な例を持ってくればよかったのにと思われてならない。しかし、そんな例を探し出すことはできなかったのだろう。声高に叫ぶ慰安婦の中には、日本から金を受け取れると思ったら、途端に 180 度話を変えてしまう人も少なくない。すでに述べたことだが、その中でも李容珠（イ・ヨンス）が一番したたかだ。始めのうちは、歴史学者たちに向かって、自分は友達と二人で、真夜中に家を出たと言っていた。友達が「早く出よう」とせかしたということだった。そこで、抜き足差し足で家を出て、友達の跡を付いて行ったはずだった。出て行くと、日本人男性が待っていて、「箱に入った赤い着物と革靴」をくれた。あんまり嬉しかったので、「簡単に」かつ「深く考えずに」、男に付いて行った（ソー 2008: 12-13, 98-100; ハワード 1995: 89; イ 2018; イ 2020）。

それから十年が経った頃には、李は日本に金をよこせというキャンペーンに参加していた。話はコペルニクス的に転換していた。2002年に、彼女は日本の国会を訪れ、「14歳で銃剣を突き付けられて連行された」と断言した。2007年には、米国の下院で証言し、「日本人兵士に誘拐された」と語った。米国から日本へ戻ったすぐ後には、東京で記者会見を行い、「日本人兵士が私を家から引きずり出し、手で口をふさいで、母親を呼ぶことができないようにした」とも言ったのである。（Fackler 2007）

ソク・ジョンはこのことを知っていた。私がソクに提供した資料の中に記録されている。いや、ソクが見たはずなのに、その事実を認めないのはこの話だけではないが。¹⁷

F. 見せかけの「コンセンサス」

残念ながら、慰安婦に関する正統的な解釈に英語圏で疑義が呈され、学者たちが激しい反発をしたのは、これが初めてのことでなかった。すでに述べたように、2015年に、日本政府はマグロー・ヒル社の高校教科書に対して不満の意を表明した。この教科書は、慰安婦制度をチェ顔負けの奇怪な嘘で塗り固めている。14歳からの20万人の女性が、「天皇からの贈り物」として軍隊に届けられたというのである。しかも、その女性たちは、それ切り戻って来ない者が多かった。一つには、「作戦の秘密が漏れるのを恐れて、軍が慰安婦を虐殺した」からだったという。日本政府は、同社に対して、事実と反しているとして、遺憾の意を表明した。これに対して、ゴードンなど20人の歴史学者がアメリカ歴史学会の会報で、日本政府に激しい反発を示した。（Dudden 他. 2015; Suk-Gersen [2021]でソク・ジョンが絶賛した攻撃[2021]）日本政府の行動は検閲であり、自分たちはこの検閲に対して断固として戦う、というのである。この20人の言う所によると、慰安婦制度は、「国家がスポンサーとなった性奴隷制度」なのであった。日本政府は「慰安婦に関する確定された歴史に異を立てている」と彼らは主張するのである。

彼らの狙いは何だろう。ソク・ジョンは、英語圏の歴史学者で、日本の「軍が銃剣を突き付けて朝鮮人女性を連行した」という事実と異論を唱える者はいないと言っている。なぜこんなことを言うのだろう。日本人学者の熊谷奈緒子

¹⁷ すでに述べたように、CDH のリーダー・尹美香（ユン・ミヒャン）に対する批判が高まるに連れて、尹と李容珠（イ・ヨンス）の関係は齟齬を来たして行った。2020年代の中葉、李（CDH の慰安婦の代表者）に反駁して、尹（CDH のリーダー）は李が自分の経歴を偽っていたとして公然と非難した。尹は自分のフェイスブックに、李との最初の出遭いの記憶を掲載した。尹の記憶によると、李は尹を訪問して、「私が被害者なのではなく、私の友人が-----」と自己紹介をしたということだった。山岡(2021)、室谷(2021)

老人ホームの関連団体が李の説明を公にしたことについて、漢陽大学のジョセフ・イー教授は「李の説明は、疑わしいと知っていたものだった」と書いており、さらに、李の証言は長年の間に変化したと述べている。

(2015; Multiple Authors 2015b) は、やはりアメリカ歴史学会の会報で、マクグローヒル社の教科書は間違っていると述べた。これに対して、ゴードン氏やその同僚たち(Multiple Authors 2015a)は、熊谷氏をディナイヤー＝歴史修正主義者として非難した。ジェーン・モーガン(2015)は、ウィスコンシン大学の日本史研究科の博士課程の大学院生だった。日本で学んでいたが、やはりアメリカ歴史学会の会報のゴードンたちの意見に反論した。米国の学者たちは日本の学者の誰よりも非寛容だ、と彼は書いている。モーガンの指導教官（女性）は、同学部内の関係者に e メールを送り、モーガンが慰安婦問題について騒動を起こしたことに困惑していると述べた。この指導教官は、マディソンのフルブライトの担当者と相談して、東京のフルブライトの責任者に、慰安婦問題に関して、このような意見を述べたことで、モーガンを叱責するように要請した。

理解していただきたい： このひどい非寛容は、西欧（特に米国）の大学の産物である。日本軍が慰安婦を強制連行したという「コンセンサス」を日本専門家に押し付けることができるのは、西欧においてだけである。銃剣を突き付けて強制連行したというおとぎ話は吉田清治の回想録の嘘八百で始まった。韓国がそれを輸入し、枝葉を付けて、壮大な物語に仕立て上げた。しかし、日本人はさすがに詐術は詐術だと見破っている。吉田の回想録が嘘だらけで、朝日新聞の記事が砂上の楼閣だったとは、今では誰もが知っている。まだ強制連行だなどと言っている連中は、ほんの少数の活動家か左に偏った歴史学者だけである。いくらでも嘘を信じるのはかまわないが、そんな嘘の記事を撤回しろとジャーナリストに迫る人はいない。

韓国では、物言えば唇が寒くなる。そのレベルは日本よりひどく、かつ月ごとに事態が悪化する。銃で脅して連行したというほら話に異議を唱えると、大学から懲戒処分を受けかねない。それでも勇敢な学者たちは、必死で声を挙げている。クビになる人もいる。いや、刑事訴追を受ける危険さもある。現に、少なくとも一人は実刑を食らった。彼らは講演を行い、論文を書き、著書を発表して、伝説は伝説だとはっきり言う。考えてみれば、この捏造報道は、吉田清治が泥を捏ね、それを、慰安婦の老人ホームが固い日干し煉瓦に変えてしまったのだ。これが「コンセンサス」の正体だ。

Appendix I:

エイミー・スタンリー、ハナ・シェパード、サヤカ・チャタニ（茶谷さやか）、デービッド・アンバラス、チェルシー・センディ・シーダーによる「太平洋戦争における性サービスの契約：「学問的な過誤のゆえをもって、撤回を求める」に対する回答。

A. はじめに

30 ページを超える私をまじめに弾劾するこの文章に焦点を当てる。攻撃文の文脈をまとめてみよう。

私が IRLE に寄稿した論文は 2020 年に世に出た。「限界革命」誌がウェブサイトに取り上げてくれたので、多少の注目を浴びることができた。ここが取り上げてくれなかったら、世間から無視されていたろう。

しかし、去年の 1 月末に、日本の日刊紙が論文の要旨を掲載してくれた。論文がウェブサイトに乗ったのは、1 月 28 日（木曜日）のことだった。日曜にはこの新聞の紙面に載った。

2 月 1 日（月曜日）、私は起床するとすぐに e メールをチェックした。ヘイト・メールの洪水が始まっていた。韓国のメディアが日本の新聞に載った私の論文を紹介したのだった。日付が変わる頃には、ヘイト・メールの数は 77 に達していた。大半は口汚い悪意に満ちた反日メールだった。その後 2 か月にわたって、ヘイト・メールは続いた。日に何十通にも及ぶことがあった。ヘイト・メールをもらって、ハッと気が付いて、IRLE のウェブサイトの論文をチェックしてみた。すると、「エルゼビア」誌が山のようなツイートを掲載しているのが見つかった。私の論文は 1200 回ツイートされていた。過去には、誰も、ラムザイヤーの論文をツイートしてはいなかった。ただの一人もしていなかったのだ。ツイートを見つける方法さえわからなかった。

ツイッターのアカウントを開ける方法を息子が教えてくれ、やっと検索できるようになった。すぐに分かったことは、米国の学者、米国をベースにした学者たちが、韓国のメディアで私の論文のことを知り、怒り狂ったのだった。おそらくは、エール大学助教授のハナ・シェパード氏がその第一号だったろう。彼女は月曜の早朝に、ツイートして、こうつぶやいたのである。「どこから手を付けたらよいのか分からない。三菱に買収されたハーバードの法律学教授が、慰安婦はみんな売春婦だったと主張している」と。一時間後に追伸があった。「こんな論文は無視すればよいのだが、韓国の新聞の一面に掲載され、一つ一つの記事にハーバードの名が出て来るのだから、無視することもできないし、また無視すべきではないのである」。エイミー・スタンリー、デービッド・アンバラス、チェルシー・センディ・シーダーがこの陣営に加わった。彼らは一日中ツイッターのやり取りをしていた。一人は「ラムザイヤーはホロコーストもなかったと言っているのだろうか」とつぶやいた。別の一人は、「ラムザイヤーは、『英語を話す右翼のファシスト』」と評してくれた。アンバラスは、「ラムザイヤーは、白人男性の優越的地位が批判され始める前からこんなふうだった」と仲間たちに喧伝した。現在 UCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）にいう、ポーラ・カーティスというポストドクは、私の「忌まわしい文書」について、仲間たちとツイッターを交換していた。¹⁸

火曜の朝を迎える前に、ツイートを交わしている連中は、私の論文を撤回させるキャンペーンをしようということで話がま

¹⁸ 彼らは礼儀正しい方だった。しかし、授業の学術的なものをいつもあてにすることはできない。：コロンビア大学の日本史の助教授であるポール・クライトマンは、私（ラムザイヤー）の論文を、「偏見に満ちた狂気の沙汰」と評した。

とまっていた。スタンリーとシェパードはそれを実行に移し、まだ月曜のうちに、個人的に撤回を求める文書を送っていた。シェパードは自分の手紙を誇らしげにツイッターに掲示し、他の人々に、これを見本にして要求書を作れと使喚したものであった。やがて、彼女はこの「サイト検閲プロジェクト」のグループに参加することになったが、すでに私の論文に気づいた日に、ただちに IRLE の編集者にメールを送って、撤回を要求していたのだった。「ラムザイヤーのしたことは結局、日本の極右の歴史修正主義者たちの主張を、学会誌で鸚鵡返しに言っているだけではないか」。

ツイートを送って来る学者たちは、カーニバル並みの大騒ぎをしていた。「ヘイ。少なくとも女が 5 人、編集者に手紙を送ったぜ。JMR (ジョン・マーク・ラムザイヤー) の恐ろしい論文のことなのさ (みんな俺たちと同意見だ)」とカーティスはかなり立てる。「男の学者は何人が同じことをしたんだ？」 IRLE の編集者は私に書いてよこした。「やあ、マーク。こいつらはみんな君を憎んでいる。今日、e メールを 50 通も受け取ったよ」。2～3 週間後には、5 人組 (冒頭に挙げたエイミー・スタンリー以下の 5 人) は、集団的に取り消し要求を送ってよこした。

学問の世界のはずなのに、何ということなのだろう。この連中は徒党を組んで、自分たちと違う考えの者の出版の自由を奪おうとしているのだ。すでに述べたように、2021 年 11 月半ばに、韓国の著名な経済学者・李宇衍 (イ・ウヨン) は「ディプロマット」誌に論文を発表した。彼は私と同様に、性奴隷説に異議を唱えている。性奴隷説というのは、ゴードンやスタンリーが英語世界で受け入れ可能な唯一の解釈だと喧伝している考え方である。デービッド・アンバラスは李宇衍 (イ・ウヨン) の論文のスクリーンショット (画像) を載せている。「慰安婦否認主義者は軽蔑すべきだ」と彼は訴える。「ディプロマット」誌はいったいどうして、こんなクズの論文を掲載するのだろうか エイミー・スタンリーはこの論文をリツイートした。他の連中がそれをまたリツイートした。サヤカ・チャタニ (茶谷さやか) も書き込んだ。数時間のうちに、「ディプロマット」誌のミッチ・シン記者は、ツイッターで返信をした。「撤回します。申し訳ありません」 さらに、それだけでは不十分だと思ったのか、「もう撤回しました。このような恐ろしい受け入れがたいミスをして、本当に申し訳ないと思っています」とまで書いた。¹⁹ これだけではまだ叩かれると恐れたのであろう、さらに、謝罪を付け加えた。「こんな話を我が社のウェブサイトに掲載したことを心からお詫びします。もう撤回しました」。²⁰ それに対して第三者が賛同の意を示して書き込んだ。「よいニュースだ。よく撤回してくれた」

ところが、アンバラスはそんなことでは満足しなかった。「編集者は社会に対して、説明責任がある。第一に、なぜこんな論文を発表させたのか、第二に、このミスがこれから社会を侵食して行くのをどうやって防ぐつもりなのか。返答を要求する」。これに対してシンは答えた。「改めて、オフィシャルアカウントで正式な返答をします。デービッド。もう一度言いますが、お詫びの言葉もありません。私は、南北朝鮮に関する主任通信員です。今後は、外部の寄稿者の論文を掲載するに当たっては、編集者ともっとよく相談致します」。アンバラスの返事は、「ミッチ。了解した。修正主義の論文を扱う場合には、みんなよくよく注意を払わなければならないのだね」。しかし、シンはまだ謝り続ける。「最後に深く感謝の意を表したいと思います。皆様がこの問題を持ち出して下さったおかげで、私も我が社も、遅くなりすぎないうちに行動を起こすことができました。今後とも、私どもの発表する物をよく監視して、機会ある度に優れた御意見を賜れば幸いです。ありがとうございます」。²¹

¹⁹ <https://twitter.com/dambaras/status/1460099767279755269>

²⁰ <https://twitter.com/dambaras/status/1460112141684559875>

²¹ <https://twitter.com/dambaras/status/1460266541434429455/photo/1>.

アンバラス、スタンリー、チャタニ (茶谷) が「ディプロマット」誌に検閲を強要した記事に興味のある読者は、Lee(2021b) および、
<https://archive.ph/20211115071637/https://thediplomat.com/2021/11/anti-japantribalism-on-the-comfort-women-issue/>を参照のこと。

ポーラ・カーティス(2021a)は、歴史学者で法学界、経済学界をみているかを示す例である。彼女の説によると、私がこんな論文を発表することができるのは、「こういう所論を保護してくれるエコシステム」の中で私が仕事をしているからであり、そのエコシステムは閉鎖回路になっている、というのである。さらに、「こういうグループは、特権、組織、ネットワークを利用して、生き残っている。たいていは老人の白人で、エリートの組織に勤めており、自分の地位を悪用しているのだ」と憎々し気に語る。そして、彼女のような学者たちは、こういう「老人の白人」の支配をはねのけて、大学を「改革し、独立させる」ために、戦っているのだということである。

こういう筆者たちのうちの3人（スタンリーなど 2021b）は、ラムザイヤーが「憎しみのスパイラルを作り出した」と書いている。それは私が「何十年もの歴史研究の流れに逆行」しているからだそうだ。馬鹿も休み休み言うがよい。私は、「ワーク」の記事のような売春肯定論にははっきりと反対した。日本の帝国主義などにも厳しい目を向けているつもりである。しかし、上述のエッセイの Section F に記したように、「何十年もの歴史的研究」に基づいたコンセンサスが英語圏だけに存するという主張を否認するようになった。むしろ、英語圏に「コンセンサス」が存するのは、こういう解放主義者たちの独りよがりだが、他の意見を持つ者を悪意を以て叩き潰しているからに過ぎない。日本の学者たち、いや韓国の多くの学者たちの主流の意見に対して、経済学者・李宇衍（イ・ウヨン）氏などが反論しているのを見ても、合意などというものは全く成立していないと私は断言する。

B. 論争

1. 初めに この後、私は、スタンリー等(2021a)が提起した反対意見に答えよう。彼らの反対意見の中核をまとめると次のようになる：

ラムザイヤーの主張の基礎となる事実には2つのポイントがある。いずれも事実認識の問題である。一つは、女性たちと慰安所の経営者の間には、契約による合意があり、経営者は女性たちに多額の前払金を支払ったという認識である。もう一つは、慰安所の女性たちは、借金を完済すれば早期に退職することができたという認識である。いずれもその証拠はない。ムザイヤーが援用する証拠は、こういう主張とは矛盾するものばかりである。

この主張は、完全な間違いである。

私は、こんな無様な間違った論を続けることを拒否したいが、しかし、スタンリー等は「学問的な過誤」と戦うと称して、利己的な主張を繰り返すのである。私も逃げるわけには行かない。第一に、ゴードンとエッカートに起こっている問題は、スタンリー等のこういう説明にそっくり当てはまる。彼らは、明らかに、彼らのいわゆる「修正主義」に取りつかれている。しかし、彼らはこれでもかこれでもかと証拠らしきものを突き付けるが、一つだけ、決して読者に知らせたがらない事実がある。それは慰安婦が強制連行されたと言い出したのは、吉田が著書を出してからのことだったという事実である。吉田のスクandalのことは口を拭って知らぬふりだ。また、強制連行されたと主張する女性たちのうちの数人が、昔から北朝鮮とのつながりを疑われている女性とつながりのある老人ホームで暮らしているという事実も読者には告げていない。（しかも、この疑惑の女性は、日本を攻撃する著書を発表する前に慰安婦基金の金を横領した容疑で起訴されているのである）驚くなかれ、まだまだある。吉田の著書が出る前には、韓国のマスコミには、慰安婦の記事は皆無と言っていいほどに載っていなかった。そして、強制連行されたと主張する慰安婦の多くは、以前には全くそれとは矛盾する話をしていたのである。それもこれも、この一派は読者の目から隠そうとしているのである。

第二に、この一派——カーティスによれば学問的誠実さのモデルだということだが——の言うことには、取材源についてひどい間違い、もしくは嘘がある。彼らは、私がある売春婦（慰安婦ではない）の証言を取り上げていないと攻撃する。その女性はオサキという名前で、初めて客を取らされた時の証言である。私はこの証言を採用しなかった。そして、そのた

めに今こんなに叩かれている。この一派は、この女性の証言を重視する――しかるにその一方では、これから述べるように、読者には大事なことを告げていない。実は、この段落の数ページ前で、オサキは自分で、この仕事がどんなものであるかの大筋を知りつつ、職に就いたと明言しているのである。オサキの姉妹も従姉妹も、みんな海外で売春婦として働いていたとは、これが驚かずにいられようか。

まだ終わりではない。スタンリー等は、文玉珠（ムン・オクジュ）という慰安婦に関する私の意見について、詳細にその非を鳴らしている。何を言うのか。私は文玉珠について、一切間違いを言ってはいない。この連中は、最後にどんでん返しがあつたことを読者には秘密にしている。実は、文玉珠は、契約期間が満期になって、朝鮮へ帰る自由を得た後、港まで行ったが、そこからまた引き返したのである。彼女は、全く強制のなくなった後で、自分の意志で、金を稼ぐために慰安所へ帰る決心をしたのである。その詳細については以下に述べる。

スタンリーは、5月のウェブサイトで、私を攻撃するつもりで、インドネシアの悪名高い日本軍戦争捕虜収容所の話を詳述している。この収容所の兵士たちは、自分たちのために「慰安所」を作り、若い捕虜の女性たちを常習的にレイプしていたというのである。私の論文は、日本人、朝鮮人（朝鮮は日本の一部だった）の慰安婦の話に限定するはずだった。また、場所も「慰安所」に限るはずだった。それはさておき、インドネシアの収容所では、明らかに、慰安所の規律にも、戦争捕虜収容所の規律にも違背して、そういう性犯罪を繰り返していた。日本軍は、軍規が厳しいことを誇りにしていた。司令部は、この無法な「慰安所」の存在を知ると、ただちに閉鎖を命じた。

しかし、真面目な歴史学者が、日本軍の司令部が、無法なことをしている「慰安所」の閉鎖を命じたと指摘すると、スタンリーは、彼らを「歴史修正主義者」だと言って叩くのである。スタンリーは仲間と一緒に、オサキや文玉珠の件を取り上げる時、重要な情報については読者の目に触れないように気を付けている。Woke 誌の記事とは逆に、スタンリー等は、日本軍司令部は女性への暴力に対して見て見ぬふりをしていたと言いたいようである。ところが実際には、日本軍司令部は、事実を知るとただちに、収容所の「慰安所」の閉鎖を命じたのである。さらにスタンリーは言わなければならないことを言わずに、読者を欺瞞している。一人の兵士が悪習を断ち切れずに、収容所の若い女性捕虜をまたレイプした時、新任の将校は全軍を集合させ、当該の兵士を一番前に立たせて、拳銃を手渡した。レイプをした兵は、将校がそこに立って見ているのを知り、とうとう自分の頭を撃ち抜いたのだった(Ruff-O'Herne 2008)。スタンリー、まさか知らなかったと強弁するわけではあるまい。

他の間違いについても指摘する。続けてお読み頂きたい。

1, 前払金

スタンリー等は、まず第一に、「契約による合意があつた。慰安婦は多額の前払金を受け取っていた」という私の主張に戦いを挑んで来る。

残念ながら、彼らがどういう意図を持っているのか、私にはよく分からない。第一に彼らは、女性たちの相当部分が巨額の前払金を受け取っていたという事実を否認するのだろうか。それとも、チュウの「憂慮する経済学者たち」のように、朝鮮の女性たちはみんな強制されてこの職に就かされたと言いたいのだろうか。あるいはまた、朝鮮の女性たちは、日給または月給をもらえれば、前払金なしで働くことに同意したと主張するのだろうか。そんな記述はどの文献にも見られない。最後にまた、女性たちは、前払金を受け取ったが、契約に署名はしなかったと主張するのだろうか？ 募集業者や慰安所経営者が、証拠書類を要求しないで、多額の前払い金を与えたとはとうてい考えられない。慰安婦たちが現実には多額の前払金を受け取るという契約の下で働いていたという証拠は、Appendix IIIを見れば十分であろう。契約の資料のリス

トは5ページにもなる。もう一度言わせてもらいたい。私は事実を述べているだけだ。多額の前払金が払われていたからと言って、私はこの制度が道徳的に許容できるものであったなどと言うつもりはない。私は、道徳のために学問をしているのではない。

2, 退職

私は「慰安所の女性たちは、自分の稼ぎで借金を完済した場合には、早期に退職することができた」と書いた。スタンリー等はこれをも間違っていると言う。こんなことに異議を唱えて何になるのだろうと不思議でならない。契約によって奉公期間が決まっていたという事実を否認するのだろうか。あるいは、女性たちは、借金を完済しても退職することができなかったと言いたいのだろうか。どちらにしても、全く間違っている。韓国の経済学者・李宇衍（イ・ウヨン）が「ディプロマツ」ト誌に書いているように、アンバラス、スタンリー、チャタニ（茶谷）は、編集者を恫喝して、検閲を行っているのである。

「慰安婦」は「ハイリスク・ハイリターン」の職に従事していた。膨大な金額を稼ぐ者もいた。そして、相当数の者が年季が明けた後は朝鮮へ帰るか、あるいは同じ売春という職業に復帰した。日常生活に制限はあったが、それは、軍人や公務員や看護婦などの、戦場で働く人々に共通のレベルだった。結論を言おう。慰安婦は性奴隷ではなく、基本的には、今日の性産業労働者とはほぼ同様なその関係の労働者だったのだ。

私は、ボルネオの売春宿で働くために、シンガポールの売春宿を去って行った3人の売春婦を紹介した。スタンリー等は、この記事にも反駁する。私の論文のSection 2.2.4では、シンガポールの売春宿に不満を持つ3人の売春婦（慰安婦ではない）のことを論じた。彼女たちは、港まで行き、ボルネオ行きの船に乗り、ボルネオで新しい売春宿を見つけた。そのうちの2人は、ボルネオの経営者を説得して、シンガポールの経営者から借りていた借金を完済してもらった。そして、ボルネオの売春宿に留まることになった。もう1人は、ボルネオの経営者を説得することができなかったので、シンガポールへ帰って行った。私の論文のこの部分の趣旨は明白である。「女性たちは退職することができた。しかし、借金を完済できていない場合は、まだ支払いを続けなければならなかった」という趣旨だ。こういうやり方を契約というのである。

スタンリー等は、戦時中に女性たちが、現実には日本や朝鮮に帰ることが難しかったことを強調したいようだ。そういう現実問題があることは間違いない。だからこそ、私は、IRLEに寄せた論文で、この問題について明確に論じたのだ。しかし、この問題は戦争に関連しているという事実を忘れないで欲しい。契約の内容が悪かったわけでもなければ、きちんと履行されなかったわけでもない。

女性の退職する権利については、慰安婦の契約書式のサンプルの次の条項を見て頂きたい（スタンリー等がすでに読んだと主張している資料の中で見つけたもの）。²²「契約期間が継続中に契約が解消された場合には、残った元金と違約金（他の箇所では元金の10%と規定されている）と採用の際にかかった費用を慰安婦が支払うことになる」という条項である。

どの契約を見ても（少なくとも私が確認した限りでは）、女性は、前払金を完済さえすれば、契約期間が満了する前に、退職することができた。そして特に、このサンプルの慰安婦契約では、女性は、前払金を完済していなくても、契約期間満了前に退職することができたのである。前払金の残額は負債として残るが、ともかくも合法的に退職することはできた。

日本本土では、認可売春婦は、自分の望む時にはいつでも退職することができるという司法判断が出ていた。すでに

²² 女性1-50（1938年）に収録されている。茨城県知事室が作成した「上海の慰安所に売春婦として雇用した女性たちについて」より。

1896年に、大審院は、女性が認可売春婦として働くように合意を強要することはできないと判示していた。裁判所はたびたび反復的にこの点を強調していた。日本国内では、女性は、負債を完済していなくても、退職することができた。例えば、次のような判例がある。Musashino v. Kushi, 2-3 Daihan minroku 50 (Sup. Ct. Mar. 11, 1896); Sakai v. Yamada, 6-2 Daihan minroku 81 (Sup. Ct. Feb. 23, 1900). ソウル国立大学の経済歴史学者・李栄薫（イ・ヨンフン）氏は、私と全く同じことを指摘している。「慰安所とは実に流動的な場所であった。慰安婦たちは自由に去って行った。契約期間が終わった時、目標の貯金額を達成した時、前借金を完済した時、彼女たちは慰安所を去って行った。ここでもまた、前に述べたことを反復させてもらうが、契約の文言がどう言っていたとしても、契約が道徳的に正しいかどうかとは関係がない。私の論文は事実を述べているだけだ。

C. 詳細

スタンリー等が編集者に私の論文を撤回しろと要求しているそのほかの点を一つ一つも抵抗。次の3つの異議を別にすれば、私の言っていることが間違いだという彼らの主張は根拠のないものである。第一に、私はオサキの伝記経歴を誤解していた。この間違いは、私の論文の価値を損なうほどのものとは思えない。しかしそれでも、ともかくも甚だ困惑していることは事実だ。第二に、スタンリー等は、私が内務省の書類にあった前払金の額を表にしたものが間違っていると指摘した。(Sec.5 (a))。第三に、彼らは、私が別の書類を論ずる際に、実際には日本陸軍が許可した請願のことを言っているのに、朝鮮総督府に対して行った請願だと言っていると指摘する(Sec. 9)。

印刷ミス以外で、スタンリー等が私の論文の中に見つけた間違いはこの3つだけである。いずれも、これが間違っていたからと言って、私の分析の非を鳴らすほどのものではない。ところが、以下の記述に注意されたい。5月11日に、スタンリーはツイッターで嬉し気にこうつぶやいている。

嬉しいお知らせです。ニューオルリーズのアメリカ歴史学会で、我々の会議「戦おう 学際的な共同研究によって歴史修正主義と対決する」が開催される運びとなりました。ラムザイヤーの策略を打破するために、聴講して下さい。

スタンリー等にとっては、日本軍が銃を突き付けて朝鮮人女性を連行したという主張に疑義を呈する者は「歴史修正主義者」、そして、「歴史修正主義」という常套句を持ち出せば、私と同じような論文を掲載しようとする編集者に際限のない攻撃を仕掛けることができるというわけだ。

そして、どうやら、アメリカ歴史学会もこの連中に加担しているようだ。

スタンリー等の言いがかりに対抗するために、私も反論をしなければならない。(

1. 証拠がないということを認めない

a. 現実の契約はなかった ゴードン／エッカートは、朝鮮人慰安婦も日本人慰安婦も契約をした上で働いていたということを認めている。スタンリー等は、契約が存在したことは認識していると私は思っている。彼らの主張によると、私は、「慰安所で働くための署名付きの契約書を持っていない。しかも、持っていないことを認めようとしない」と主張しているらしい。そもそも、ゴードン／エッカートの手紙自体、誤解を誘導しようという意図が見えるのだが、この主張もまた同じような策略を企んでいる。私は、契約書を持っているなどとは一度も言ったことはない。慰安所と慰安婦が交わした私的な文書や契約書などは、みんな戦争で失われてしまったようだ。そのことは、この分野の学者なら、誰でも知っていることだ。そこで、失われた証拠文書の代わりに、私は、手に入る限りの歴史的証拠から類推し、かつ基本的な経済学の原理に従って論理立てをしているのである。スタンリー等は、ゴードン／エッカートと同様に、その点においてごまかしをしているとしか

言いようがない。どちらも、私が所論の根拠とした歴史的な証拠が最善のものではないと言っているわけではなく、また、もともと証拠能力を欠いていると言っているわけでもない。

b. 代表性 スタンリー等は「ラムザイヤーは、読者を誘導して、自分の挙げた事例が、現実の慰安婦の代表的な例であって、例外的なものではないと思わせようとしているが、代表的な例だというのは何の根拠もない自己主張に過ぎない」と言い募る。私の論文の Sections 3.2 と 3.3(p.6)を見て頂きたい。私はさまざまな事例を無選別に集めている。自分の持っている事例が一般的なものであるとも主張したことはない。いや、逆に、私は、私の持っている資料を紹介し、それに基づいて作業をしているだけだ。Appendix III に紹介する契約の事例のリストを見て頂きたい。

より大局的に言うならば、朝鮮は日本の一部であり、朝鮮人は日本国民だった。何十年にもわたって、朝鮮の認可売春婦は、日本の認可売春婦と同じパターンの契約の下で働いていた。慰安婦が認可売春婦が使ったのと同じパターンの契約書を使っていたのは、決して偶然のことではない。日本政府は、慎重に国内の認可売春婦制度をモデルにして、慰安婦制度を作り上げたのだった。「日本軍は、朝鮮人慰安婦を募集する際に、日本人慰安婦の募集とは違う方法を使った」と言う意見の根拠は、少数の元慰安婦の晩年になってからの証言だけなのだ。この論文で詳細に論じたのと同じ理由で、彼女たちの証言は信用できない。反対の趣旨の証拠がない以上は、論理的に成り立つ推論は私の立てた推論以外にはありえない。すなわち、慰安婦（朝鮮人も日本人も）は、国内の認可売春婦と同じパターンの契約の下で働いていたという推論である——そして、それを、Appendix III に示そう。

批判する人々が、私が詳細に検討した事例が例外的な事例だったという証拠を出したいのならば、是非そうして頂きたい。そのようにしてこそ、学問は進歩するのだ。しかし、一言言わせて欲しい。私の挙げた事例が代表的な事例ではないと考える理由はないのだ。

2. 山崎の性格付けの過ち

a. 作業の性質の認識 スタンリー等は、オサキという名の少女の事例を紹介するに当たって、間違いを犯したと主張するが、それについてはその通りである。オサキは、個人的な売春婦（慰安所とは無関係）として二十世紀初頭に海外へ働きに行った。そして、1972年に、山崎朋子という作家が、オサキに面接して、非公式な回想録を書いた。Section 2.2 では、私は、オサキは詐欺に騙されたのではなく、「この仕事はどんなものであるかを知っていた」と書いた。それに対して、彼らは、彼女が最初にセックスをするように要求された時にショックを受けた、と反論したのだった。

この反論は正しい。スタンリー等は、オサキの申し立てを指摘した点では正しかった。そうは言っても、読者には、スタンリー等が隠蔽している事実を理解して頂きたい。私が解説した、87ページにわたる回想録の中で、オサキ（姉妹も従姉妹も、みんな海外で売春婦として働いていた）は、仕事がどのようなものであるかは誰も教えてくれなかったが、実際には、売春婦としてどんな仕事をするようになるかは雑把に理解していた（日本語では「うすうす見当が付いていた」）と述べている。152ページに著者の山崎氏は、同様なことを書いている。すなわち、オサキは、伝統的に海外志向の強い売春婦の出身地である島で生まれたので、どんなことをする仕事なのかは雑把に理解しながら（日本語では「うすうす承知の上で」）、ことさらにこの職に就くことを選んだのだった。

オサキの訴えを無視するということは、私としては戸惑いを感じないではいられないが、論文の中心的な主題にさほどの影響を与えるものではない。私が彼女の話を入れたのは、無味乾燥な主張ばかり並んでいる中に、生活感のある証言を含めたかったからだ。この話は、日本人にせよ、朝鮮人にせよ、慰安婦の契約の経済学的理論とは無関係である。オサキは、認可されていない売春宿で働いていた。慰安婦ではなかった。そして、第二次世界大戦の前に、何度も洋行

した経験があった。

b. 慰安所の会計 私を批判する人々は、慰安所内部の会計処理についてもっと語るべきだったと指摘する。彼らは、オサキの回想録から9行を引用している——しかし、会計に関する記述は92ページから97ページに及ぶのである。さらに、この著書の中の会計に関する記述を見ると、批判者たちが言うほどには、一方的な搾取ではなかったことが分かる。オサキは毎月100円を返済できていたと私は書いた——それはオサキが自ら言ったことだった。もちろん、会計処理の際に慰安婦が騙されることはあったろう。そこを私はごまかしてはいない。彼女の当初の負債300円が、2000円まで膨らんでいたことを私ははっきりと記述した。私が論文の中で書いたことであるが、詐術は行われた。慰安所の経営者が女性たちの弱みに付け込んだこともあった。そのことはきちんと頭に入れておかなければならない。道德規範の問題としてこれを見過ごしてはならない。とは言っても、言わせて欲しい：私の論文はひたすら事実だけを述べているのである。そして、募集の時点において（意識的に）締結された契約の構造の解明に的を絞っているのである。

c. 退職 私は、「海外でも、売春宿での仕事がいやになった場合は単純にやめることができたし、実際にそうしていた」と書いた。この記述が証拠の使い方として批判されるのは結構だが、私は考えを変えるつもりはない。すでに述べたように、オサキのパトロンが年季証文を買い取ることを拒絶したとき、友人の一人は、もとの売春宿へ帰って行ったのだった。批判者たちは、このことを知っているはずだ。ところが、彼らは明白な事実を無視している。この3人の女性は、シンガポールの売春宿を去って、ボルネオ行きの船に乗った。オサキと友人の一人は、親切な経営者に会い、その人が負債を買い取ってくれることになった（もう一人の友人はそうは行かなかった）。しかし、ボルネオは大きな匿名的な町である。人間は消えていなくなることができる。負債を買い取ってくれる人を見つける必要などないではないか、と彼らは言うのである。これは法律の問題ではなく、常識の問題である。消えてしまおうと決心したら、簡単に消えることもできていただろう。

3. 文玉珠の証言の間違った解釈

スタンリー等は、私が文玉珠の証言を誤解していると主張する。どんな点から見ても、そういうことはあり得ない。この言いがかりは特に無茶なものであり、それについて、3点を指摘したい。

a. 強制連行 第一に、スタンリー等は、文玉珠が憲兵隊に誘拐されたと言っていることを私が無視したと言って非難する。すでに私が詳細に述べたように、数人の元慰安婦も、同じ証言をしている。文もその一人だ。文がそういう証言をしていることを私は否認しない。しかし、この証言は、文が慰安所で稼いだ金について私が論文の中で述べた骨子とは関係のないことである。この問題点の重要なポイントの一つは、このような拉致されたという証言がどこまで信頼できるかということである。特に、書類などの確実な証拠がないのだから、証言の信憑性が決めてになる。

b. 吉見 第二に吉見義明。2015年の要求（前述のD5および後述のAppendix IIを参照）に名を連ねたゴードン等の有力者である。吉見本人は文の証言に疑義を抱いている。スタンリー等は『『憲兵2人』が文を誘拐した』と書いている。実は、吉見自身は次のように書いている。

（文を）誘拐したのが軍人だったのか、警察関係者だったのか、それともカーキ色の私服を着た民間人だったのかを判断することは不可能である。しかし、時刻は夕暮れ方であった。彼らは2人だけだった。文は民間人の家のような所へ移された。このことから、彼女は民間人に誘拐された確率が高いと思われる。

c. 自分の意志で慰安所へ戻る 第三に、スタンリー等は、文玉珠の経歴について詳細を語ることを避けている所が

ある——それは、朝鮮の自宅へ帰ろうとはせずに、自分の意志で慰安所へ戻ることを選んだという事実である。スタンリー等は、慰安婦は仕事をやめることはできなかったと主張している。ところが、契約を締結した女性の中には、契約期間が終わった後も、慰安所に残ることを選んだ者がいた。高収入が得られたからだった。文玉珠もその一人だった。1944年の時点で、文はビルマ（ミャンマー）に2年滞在して、前払金を完済していた。そして、自宅へ帰ることを許され、朝鮮へ行く船に乗るためにサイゴンへ行った。

最後の土壇場になって、文は船に乗ろうという意志を翻し、ラングーンの慰安所へ戻った(Lee 2019, 279-80; Mun〈文〉1996: 114-22) この事実は、なんとスタンリー等が引用している回想録そのものに出て来るのである。その回想録の中で、文は明確に語っている。退職することを許されたにもかかわらず、自分の意志で退職しないことを決めたと言っているのである。そして、慰安所へ戻った。文は続ける。「ラングーン・ホールへ戻ると、みんながびっくりした。『なんで朝鮮へ帰らなかったの？ どうして戻ってきたの？』と訊くのだった。ともかくも、みんなが喜んでくれたので、私は嬉しかった。(Mun〈文〉1996, 122)

d. 他の批判 批判者たちは、私が、朝鮮語の回想録(see Mun 1996／文 1996 を参照)を避けて、ウェブサイトで見られる都合のいい英訳から引用していると非難する。彼らの言い分はこうである：ラムザイヤーは、一般の読者が、自分たちが読める資料を引用してくれていると感謝されることを期待しているのだということである。いずれにしても、批判者たちは、私が紹介する資料が正確ではないといたいのだ。若干の事例について、これからお答えしよう。

(i) チップ vs 賃金 批判者たちは、文玉珠が、賃金よりもチップの方が多かったと言っていることに注目する。このことには私も注目している——文がチップで稼いだと言っていることは私は明確に述べている(see my IRLE article, page 6, Sec. 3.5／私の IRLE の論文の p.2, Sec.3.5 を参照)。第二に、チップだろうと賃金だろうと、実質には違いはないのである。ウェイターやウェイトレスとして働いたことのある人なら誰でも知っていることだが、接客産業では、チップは労働者の収入の相当部分を占める。現在の日本のレストランでは、伝統ある極めて高級な懐石料理の店では、チップは依然として義務的な習慣になっている。チップが習慣になっている場合は、労働者の正規の賃金は、期待できるチップの額を反映している（つまり、その分だけ安くなっている）。

(ii) 町へ行く 批判者たちは、文玉珠の証言について、次の部分を私が引用しなかったことを指摘する。つまり、「文は、『完全に自由に』町へ行くことが許されていたわけではなく、『週に一回もしくは月に二回韓国人経営者の許可を得て外出することができた』」という部分である。確かに、私はこの部分を載せなかった。しかし、この部分は私がもともとの論文で述べたことといささかなりと矛盾するものではない。こういう慰安所は日本帝国の到る所に存在していた。女性が慰安所を出て町へ行くことが許されるかどうかは、さまざまな事情によって異なっていた——一つ明らかなことは、前線からの距離や地域の抗日運動の激しさに左右されていたということである。

現に私は、p.6 Seciton3.2.1 で、問題の点を明確に指摘して、次のように書いた。

「東京では、女性は売春宿から出て、大都会の雑踏の中に消えてしまうことができる。前線でも、それが可能である場合もある——しかし、可能かどうかは、慰安所が具体的にどんな所に位置しているかで決まる」

もっと基本的な問題を指摘しよう。韓国の経済学者・李宇衍（イ・ウヨン）が「ディプロマット」誌で説明しているように、慰安所の中には、戦闘地域に位置している所もあった。因みに、この「ディプロマット」誌の記事は、アンバラス、スタンリー、チャタニ（茶谷）が編集者を恫喝して、検閲をさせた記事である。

「日常生活に制限が課せられるのは、軍人、民間人労働者、看護婦、その他戦場にある人々全員に対してである（訳者注：慰安婦だけが制限を課せられたわけではないということ）」

(iii) 虐待 スタンリー等は、文玉珠が虐待されたと証言していることを取り上げる。虐待があったことは事実である。そして、私の IRLE の論文では、p.6, Section 3.2 で、私は、まさしくこの問題を論じた。すぐ上の Subsection(b)に、もっと詳しい引用を掲げよう。

「（慰安婦は）慰安所側の契約不履行という、はるかに重大なリスクを負っていた。東京だったならば、経営者が契約を履行しなかった場合、売春婦は、警察に駆け込むことができた。前線では、警察というのは軍の警察（憲兵隊）しかなかった。東京なら、契約不履行で、経営者を裁判所に訴えることができた。前線では、そのような選択肢はなかった。東京では、女性は売春宿から出て、大都会の雑踏の中に消えてしまうことができる。前線でも、それが可能である場合もある——しかし、可能かどうかは、慰安所が具体的にどんな所に位置しているかで決まる。

(iv) 貯金の返還 批判者たちは、文玉珠が、終戦後になっても、自分の貯金を手にすることができなかったと書いている：「下関郵便局は、1952年のサンフランシスコ講和条約の後では、文は日本国民ではなくなったという理由で、金を払い戻すことを拒絶した。もしそれが本当であれば——そして私はこの件についてはまだ調査していないが——そのような制限は、終戦以前に、郵便貯金口座を持つすべての朝鮮人に適用されていたはずだ。この問題は、吉見氏に対する返答の中で、もっと詳細に論じることになる(Appendix II)。

4, 証拠としての軍の資料の恣意的な選択

a. 応募者を詐術にかける 批判者たちは、応募者に対する詐欺行為の詳細を記した、1944年の尋問報告書を引用している。これはおそらく真実を告げているだろう；しかし、応募者に詐術を用いたというのは朝鮮内での問題だろう。私は、このことを頭に入れて、論文の中では、この点を強調した（p.7, Sec.4）

a. 帰国 批判者たちは、1945年の報告書を引用している。それによると、1943年までには、「戦局が悪化したために、女性たちは契約期間が満了しても、帰国することが難しくなっていたとのことである。p.7, Sec4 でわたしはそのような女性の一人を紹介している。「終戦直前の数ヵ月前までは」、女性たちは契約期間が満了して負債を完済すると帰国して行った」

b. 引用ミス 連中は私の論文のミスを見つけ出そうと躍起になっている。その努力の様子は滑稽としか言いようがない。p.13n.28 で、スタンリー等は、私が「米軍報告書 49」(U.S. military report49)を「間違って引用している」と書いている。「報告書 49」のタイトルは、「日本人戦争捕虜尋問報告書 49」となっている。これが私が引用したものである。スタンリー等は、これは、「情報報告書(Information Report)」というタイトルにすべきだと言っている。彼らの提案するこのタイトルは、日本人編集者がこの報告書を女性シリーズの第5巻に入れて編集した時に、付けた名前である。ご提案には敬意を表するが、やはり私は、私の付けたタイトルの方が正確であると思っている。

5. 日本内務省の書類の性格付けの間違い

a. 前払金 IRLE の論文の Sec.3.3, page6 で、私は慰安婦に支払われた前払金の額について論じた。スタンリー等はこれに焦点を当てている。特に、支払い額に差があることに目を付けているようだ。これは議論する価値のある重要な点だ——そして、私は、前払金の額を推定するにも限界があったということは明白に述べて置いた。私は、「1937年の上海の慰安所に雇用されることになった日本人女性の契約書のサンプルでは、前払い金は500円ないし1000円が支払われた」と書いた。また「1938年の内務省の文書では、上海へ行った日本人女性の前払金は600～700円で、1人が700～800円、2人が300～500円を受け取った」とも述べた。

私は、500～1000円という金額の出所は「契約のサンプル」だったと説明している。批判者たちは、これを「間接的な証拠」だと言ってケチをつける。つまり、「実際の契約条件について特定の具体的な情報を含んで」いない、と言うのである。この批判はなるほどと首肯できる——しかし、私は他のことは何も主張していない。

重要なポイントが一つある。スタンリー等は、1938年の報告書には、700～800円の前払金についての記述はない、と言う。私は、元の文書を調べなおしてみた。その結果、この点はそのとおりだという結論に達した。これは、私の間違いであった。間違いについては謝罪し、この部分は撤回する。喜んで撤回するが、だからと言って、金額は500～1000円の幅だったという、私の主張の根本が崩れるわけではない。

b. ページ数 批判者たちは、私が引用文書の名を記しても、何ページにあるのかを示していないと攻撃する。報告書は14ページになるので、その中の何ページにあったかを示した方が親切だったということは認めよう。（「ロー・レビューズ」〈法学雑誌〉ではピンサイトという）しかし、スタンリー等は、このせいで「確認」ができなくなってしまう、という——私に言わせれば、それはいささか大袈裟な苦情ではあるまいか。所詮、この文書は14ページしかないのだ。

c. 正しい引用 スタンリー等は、当該の1938年の内務省文書の「正しい引用」は、国立公文書館のものに準拠した方だと言っている。たぶん、それは正しいであろう。スタンリー等がどうしてもと要求するなら、私は、国立公文書館の文書を引用する方が「正しい」

ということまで譲歩するのはやぶさかではない。私のもともとの論文では、国立公文書館の資料は使わずに、手に入りやすい間接的な書類を読者に呈示した。読者も、政府関係の国立公文書館よりも、主要な大学図書館の方がとっつきやすいであろう。

6. 支那 1938 と軍慰安所 1938 の誤解

a. 翻訳 スタンリー等は、政府の規定を私がえり好みして訳していると非難する。

私の IRLE の論文の p.5 の Sec.2.4.1 に私は次のように書いている。

「売春の目的で渡航する女性は、北支中支が目的地である場合に限って許可される。ただし、現在認可を得て現に売春婦として働いており、年齢が21歳以上で、性病などの病気に罹患していないものでなければならない」

批判者たちは、正しい翻訳は次のようであると主張する。

「売春をする目的で渡航する者は、～を目的地とする場合に限り、当分の間は黙認の許可を与える」

実質的な問題点は、一つの修飾語を括弧がないことに気づかず落としてしまったということらしい。しかし、実は、日本語の原文では、イタリック体の修飾語は文末についている——したがって、きちんと私の括弧の中に収まっている。

そればかりではない。Sec.2.4.1 で論じたことから明らかになったはずだが、私がこの規定を引用したのは、強調したい点があったからだ。それは、政府が、慰安所に雇ってもらうために応募できる女性を、すでに性産業で働いていた女性に限ったということである。しかも、政府がそういうことをしたのは、国内に前々から、買春禁止を目指す団体が存在していたからだ。そういう人々の圧力を回避しなければならないと政府も考えていたのである。

私の言い分を擁護するためには、「当分の間は」なのか、「永久的」なのかは問題でない。所詮、政府は、名目的に永久的な規定であっても、廃止することは簡単なのであるから。また、許可が「黙認」なのか、もっとはっきりした許可なのかも問題ではない。私が言いたいことは、政府が慰安婦を、すでに売春婦として働いていた女性たちに限ったという事実である。

b. 国際条約 この論争の後、批判者たちは規定された年齢制限と国際条約との関係について

て長い説明をしている。これがたとえ本当たとしても、この協定の契約としての性格について、私が解明して来たことに對して、何らかの影響を及ぼすとは思われない。

実は、これは本当ではないのである。早稻田の歴史学者・有馬哲夫(2021a; 2021c, 161-64)は、日本政府の文書についての専門家であるが、スタンリー等が、当該文書の重要なポイントを完全に読み間違えていると指摘する。

c. (改革者) 売春禁止論者 批判者たちは 17～18 ページで、「改革者」について、長々と

論じているが、私のももとの IRLE での重要なポイントを誤解しているように思われる。Sec.2.4.1, page 5 で、私は日本の認可売春婦についての私の研究にふれた。戦前の何十年間、活動家（私は改革者と呼ぶが）たちは、売春を禁止するために努力して来た。キリスト教会とかかわっている人が多かった。スタンリー等はおそらくこの人たちのことは知らないだろう。このセクションでは、私は、政府が配慮をしたのはこのグループからの圧力があったからだと述べた。

私は p.5 の自分の議論を読み直してみた。私は不明瞭なことはいっていないと思う。しかし、今、ここではっきりさせることができて、お役に立てたならば、よかったと思っている。

7. 「朝鮮人慰安婦の帳場人の日記」の悪用

私はこの日記を悪用してはいない。私が「チェ」という名で紹介したのは、崔吉城（チェ・キルソン）の「朝鮮出身の帳場人が見た 慰安婦の真実」[The Truth About Comfort Women, as Seen by a Korean Receptionist] (Tokyo: Haato shuppan〈ハート出版〉2017)である。私は、帳場人が慰安婦に替わって送金し、受領確認の電報を受け取ったと書いた。批判者たちの主張によると、帳場人はそんなものを受け取ってはいないということである。いや、事実、彼は確認電報を受け取っていたのだ。崔は次のように書いている。

「女性たちは一人一人、金を受け取ると、朝鮮に電報で送り、確認の電報を受け取った。結婚して、暫くの間慰安婦の職を離れた後、また慰安婦になった女性たちもいた。しかし、完全に家庭に入った女性たちもいた。概して自由であり、彼女たちは映画を見に行くようなことをしていた。

もっと後になって、崔 (2021a; see also 2021b)は、日記に関して、私の解釈が正しいと確認してくれた。そして、こう書いている。

「ラムザイヤーの論文は、日記に一致し、また、多くの場所での私の調査とも矛盾する所はない。突き合わせてみる

と、「慰安婦は売春婦だった」というのが客観的な結論になろう」

批判者たちは、「強制的に貯金させられた金は、朝鮮の戦時労働者たちの日本人雇用主によって、彼らが逃げるのを防ぐために使われてしまったのであり、そのことは広く知られている」と書いている。しかし、慰安婦・文玉珠の Sec.3.5,p.6 の証言の長い引用を読み直して欲しい。彼女は完全に自分の意志で、貯金通帳を開き、これだけ溜まると自慢している。

批判者たちは、戦後、貯金を現金にすることのできなかった慰安婦が多かったと書いている。そうだったこともあれば、そうでなかったこともあろう。しかし、それは彼女たちが慰安婦であったこととは関係がない。私は、吉見への返答 (Appendix II) の中で、このことについては詳細に述べた。

7. 武井 2012 の第一次資料のごまかし

Section2.3.2 (pp.4-5) で、私は、「1932年に最初の慰安所が開設されるよりもずっと以前から、朝鮮人女性は海外に出て、売春婦として働いていた」と述べた。その事実に対しては、大筋は、批判者たちも異議を唱えることはなかろうと私は思料する。いや、異議を唱えるとは思えない。Section2.3 および、それに付けた脚注の5では、私はこの意見に関して、さまざまな資料を紹介しているのであるから。もう一つ、ランダムに資料を紹介すると、Lee Dong-Jing(2020, tab.5)は、次のように書いている。「1940年の満洲国では、19059人の中国人女性が『酌婦』(売春婦の婉曲な言い方)として働いていた。日本人も2264人、朝鮮人も3586人が酌婦をしていた」。歴史学者の秦郁彦(1999:51)は、「1930年には、上海で売春婦として働いていた女性は、日本人が712人、朝鮮人が1173人だった」と述べている。

ところが、批判者たちは、この数字(上海に朝鮮人慰安婦が12人、無認可の朝鮮人売春婦が527人)に異を立てているように思われる。私が脚注5に資料として掲載したタケイ(2012)(タケイの意味が分かりません)は、インターネットから引いたものである。批判者たちは、これはもう今では使えない資料になっていると言う。彼らはどうも、これをキャッシュ・ウェブページの中で見つけたらしい。しかし、私はそこにも見つけることができなかった。いずれにしても、私が言いたいことは、朝鮮人女性が売春婦として働くために、大挙して渡航していたということであり、この点については、スタンリー等も異議を唱えないだろうと信じるのである。

8. 北支那1938の誤り

ここでスタンリー等は、Section2.3.2(pages 4-5)に対して攻撃を続ける。またまた、朝鮮人女性が売春婦として大挙して渡航していたという主張を彼らが覆すことはできまいと私は信じている。その点を正確に指摘している他のデータを見つけることもさほど難しくはない。すぐ上に紹介したばかりの、李(2020)および秦(1999)などがそれである。

いずれにしても、私は、Sec2.3.2 で、90人の朝鮮人女性が、天津で売春婦として働くための旅行許可証の申請をしたと述べた。批判者たちは、90人という数字は、現に許可を得られた人数だと指摘する。それはその通りである。どうも、渡航申請をした女性の数はもっと多かったらしい。

この指摘には感謝したい。これは全く正しいのである。喜んで訂正させて頂き、間違っていたことをお詫びしたい。申請者の数が私の言ったよりも多かったということは、多くの朝鮮人女性が売春婦として働くために渡航したという私の主張の反証とはならず、逆に傍証となるのである。

スタンリー等は、また、渡航許可を出したのは、日本の統治のための朝鮮総督府ではなく、日本陸軍だったと指摘する。これもその通りである。やはり、感謝して訂正させて頂く。

しかし、この二つのクレームは正しいものであるとはいえ、それを訂正したからと言って、私の主張の正しさを揺るがすことにはならない。繰り返して言うが、最初の慰安所が開設される前に、多数の韓国人女性が売春婦として働くために、渡航していたのである。

スタンリー等が、なぜこの訂正によって、私の主張が揺らぐと思っているのかについて、私が見落としている点があったら、謝罪しよう。この問題については、いくらでも議論する用意がある。

9. 金 & 金の選択的引用

批判者たちは、私が金 & 金（2018）から引用した資料が「正確である」と書いている。それにもかかわらず、彼らは、私が、二人の著書の論じていることを無視し、事実についての指摘をも看過している、と主張する。こういう批判はどうしても理解できないのである。IRLE の論文のこの section で、私は、金 & 金の提出した資料を引用している。私が強調していることに矛盾する点を含んだ二次的資料である。これがなぜ問題であるのか、私には理解できない。私は、金 & 金が私の IRLE の論文の論旨を補強してくれているとは言っていない。それらしきこと一切言っていない。私はこの書の中の、特定の資料だけを引用したのである。どちらかといえば、私は、学者というものは、自分の論旨や結論に反対する著者の作品を読んだり引用したりする方が好ましいことだと考えている。

スタンリー等の批判の攻撃を抑えるポイントは——ここでもまた——日本軍が朝鮮人女性を強制連行して、慰安所での労働に従事させたという彼らの主張である。すでに述べたように、この主張に対して、私は IRLE の論文では、何も反論しなかった。しかし、すでに述べているように、ここは明らかにスタンリー等が間違っている。日本軍は、朝鮮人女性を強制連行などしなかった。そして、私が読んだ限りでは、金 & 金も、強制連行があったとは主張していない。朝鮮には以前から、詐欺的な労働者募集業者が存在するという問題点があった。日本軍は、こうした詐欺によって搾取するどころか、それをやめさせようとしたのである。金 & 金の言うことはそれを裏書きしている。

10. 秦の引用の間違いと選択的引用

私は秦の資料を歪めたりはしていない。（IRLE article at p. 7, Sec. 3.2）で、私は「売春宿や最高級のレストランが閉鎖し始めた」と書いた。批判者たちは、私が「『売春宿』と『慰安所』を区別せずに使っている」と指摘し、なぜそれをしてはいけないのかを説明している。

区別せずに使ってはいけないことは、重々承知している。だからこそ、そんな過ちは犯さなかったのだ。「売春宿」と書いた時は、「売春宿」の意味で使ったのであり、「慰安所」の意味で使ったことはなかった。私は売春宿の閉鎖が始まったと書くつもりだったし、実際そう書いたのだ。私の記述が売春宿と慰安所を混同しているとは、理解できない言いがかりである。

Appendix II.

吉見義明の J・マーク・ラムザイヤー「太平洋戦争における性サービスの契約」に対する批判への答え

A. はじめに

西欧の読者は、この論争に於いて、吉見義明が中心的な役割を果たしていることを理解する必要がある。朝鮮人慰安婦を強制連行したという吉田の捏造記事が出てから、数人の慰安婦が日本に損害賠償を要求し始めたことを思い起こして欲しい。そして、朝日新聞が吉田の捏造話を大々的に喧伝したことを思い起こして欲しい。慰安婦制度に日本政府が責任があるということを証明する書類を発見したと触れ回った学者は吉見だったのだ。

吉見は、政府の責任を証明したと主張し、それによって、一躍、慰安婦関係の学者としては、並ぶ者なき名士に成り上がった。彼の著書は日本語の学術書であるが、2002年にコロンビア大学出版局が英語版を出版した。マグロー・ヒル社の教科書の慰安婦関係の記事について、日本政府が抗議した時、ゴードンたちは、日本政府を非難したが、この時、吉見の「念入りの調査」(Dudden 2015)を絶賛したものだ。今春(2021)、日本のある知的な雑誌が IRLE の私の論文を攻撃する記事を掲載することに決めた時、この雑誌が選んだ学者は吉見だった。チャタニ（茶谷）〈スタンリーなどの共著者〉[2021a]) 氏がこの論争を概略を紹介し(Chatani 2021)、吉見はそれにつづく文章を書いた。

吉見から IRLE に宛てた手紙は、基本的にはこの記事の翻訳だった(Yoshimi 2021b)。朝鮮人慰安婦の主張を

支援する学者たちの中では、吉見が一番役に立ったようだ。しかし、この言いがかりは謎に満ちていた。IRLE の論文では、私は、性産業で使われた契約の背後にある経済学的論理を理解しようと努めた。この点については、吉見の書翰は、全く不適切なものだった——人権に関する規範的な記述も、何十年にもわたる慰安婦制度に対する日本政府の責任を論ずる意見でも、当を得ていなかった。吉見が重要な法的な主張、あるいは事実に関する主張をしている場合でも、単純に間違っていると断ぜざるを得ない所が数か所あった。

B. 吉見への返答

はじめに pages 1-2

第1段落：脚注5で、吉見は、軍が慰安所を「所有」していたと断言している。私は戸惑いを感じないではいられなかった。ひょっとしたら、軍が建物を所有していて、それを娯楽関係の業者に賃貸していたという意味なのかと思った。崔吉城(2021a)「朝鮮人慰安婦の帳場人の日記」(前述)によれば、慰安所の建物そのものは、買うこともできた売ることもできたと言っている。吉見は、慰安所の建物の所有権にはいくつものモデルがあったと主張する。それはなるほどと思われる——前線の近くでは、軍は私的な娯楽産業を招致することは難しかったろう。

私の論文では、慰安所の中でも、特に日本人と朝鮮人の慰安婦を雇用していた慰安所ばかりを扱った。私の読んだ議論による限りは、こういう慰安所では、経営者が所有者だった。この人々は男であることもあれば女であることもあり、夫婦一緒に経営していることもあった。彼らは、軍に定額の家賃を払っていたが、慰安婦に契約による前払金を支払うのも彼らだった。また、基本的に経済リスクを負うのも彼らだった。リー(2019, 275)は、この点を確認している。

第2段落 吉見の3つの主張

(i) 吉見は、私が、「実際の契約書のサンプルを全く提供していない」と書いている。私はこれまでの文章で、このことについて詳細に説明したので、もうここでは論じない。

(ii) 吉見は、私が、「慰安婦たちが、自分の自由意志で行動したことを前提としている」と書いている。そんなことはない。私は、女性たちの中には親に言われて泣く泣くこの仕事に就いた者もいた、とはっきり述べた(IRLE, page 2, sec. 2.1)。しかし、私は、女性たちのうちの相当な人数が、自分の意志でこの職を選んだことは前提にしている。これについては、下の Sec.1-1 で詳述する。

(iii) 吉見は、慰安婦の契約は「一種の人身売買であって、通常の市民社会の合法的な契約ではない」(page 2)と書いている。私は、この論文では、この業界で使われる契約構造の背後にある経済学的論理を説明しようとした。したがって、私は、事実関係に関する問を發したのだ——この業界に関与する男女が、このような取引にかかわった理由はどんなものだったのだろうか、と。

こういう契約が「合法的」だったかどうかは、今私の問う所ではない。逆に、男女を問わず、人々がなにゆえにああいうことをしたかを解明することに全力を注いだ。事実はどうだったを問題にただけであるから、日本政府が売春婦に認可を与えるべきだったか、あるいは、裁判所はこういう契約を認めるべきだったか、などという問題は関与する所ではない。さまざまな事情に鑑みて(see, e.g., Sec. 1-1 below; 私は「ラムザイヤー1991」で、その様々な事情について論じる)、裁判所はこの前借金契約を合法と認めたのだ。吉見は、たびたび道徳的な主張をさしはさむ。私は事実だけを究明しているのであるから、こんな道徳的なコメントを突き付けられても無意味だというしかない。ここまでお読みになった読者はうんざりなさると思うが、私は、「起こったかも知れないこと」を正当化しているのではない——道徳的な主張をするつもりは全くない。吉見から道徳的な話を蒸し返される度に同じことを答えるのは、私もうんざりする。そういうことについては、もう今

後は触れない。

1-1 当時の法的な問題点 p.2～p.3

吉見は、日本人の認可売春婦は、親族によってこの業界に売られたのだと主張する。

(a) はじめに 東京の認可売春宿の売春婦たちは、年季奉公契約の下で働いていた。彼女たちはまず最初に多額の一括払いの契約金を受け取った。契約期間は最長で何年（通常は6年）というように決められていた。そして、売春宿の方は、女性たちが売春宿で働いて得た金で前払金を完済した場合には、早期に退職することができるといふ条項に同意していた（IRLE の論文の p.3, Section 2.2.1(c)で経理問題について詳述した）。

吉見はいろいろな所で（例えば1ページで）、何度も、女性たちは「売春婦になる契約を締結する際に、自由を行使することは決してなかった」と言っている。自由の行使ができていたと考えるのは「事実に反する」と彼は書いている。女性たちの中には、心ない親によって、この業界へ送り込まれた者もいたという事実はあった。――実は、契約の性質の経済学的論理は女性の判断ばかりでなく、親の判断にも当てはまるのである。親が関与していることについては、私は明確に論じている（IRLE, page 2, section 2.1）。私は、「その通り。親が娘を売ることもあった」と書いている。

実は吉見は、事実に反すると知りながら書いているのではなかろうか。1995年の吉見の日本語の著書では、女性の中には、実際に、自分の選択で慰安婦になった者もいたと書いている。彼が扱った女性は、サイパンとパラオで売春婦として働いていたが、1939年に日本へ帰った。彼女はこう考えた（吉見の言葉）。「よいビジネスがあれば、金儲けができる」（Yoshimi 1995, 89）。そこで、彼女は中国へ行き、南京の慰安所で、慰安婦として働いた。（彼女の年齢を考えると、おそらくは売春と他の仕事を兼業していたのだらうと吉見は推測しているらしい）

下の subsection(c)で述べるような理由で、すべての女性が親に強いられてこの業界に入ると考えるのは無理がある。

(b) 年齢 日本では、公認売春婦になるためには、18歳以上でなければならなかった。

大多数は20代だった。未成年者（18,19歳）は、両親の同意がなければ、この職に就く契約を結ぶことはできなかった。しかし、20歳に達していれば、それは不要だった。日本では、成人の女性は、自分の意志で自由に契約を結ぶことができた。

その原則とはウラハラに、たいていの売春宿は、女性が20歳を超えている場合でも、契約のためには、両親の同意を要求していた。その理由は簡単である：巨額の前払金を払うのだから、本人以外に債務の保証人が必要だったからだ。

(c) 退職する権利 日本の公認売春婦は、法的には、自分の望む時に退職することができた。

前払金を完済していなければ借金として残ったが、その場合でも、売春宿は女性に、売春婦として働くことを強要することはできなかった。心ない親のために売られて、売春婦になっている場合でも、敢えて退職する者はいたはずだ。売春宿が

親を訴えて金を返せと言ってくれば、復讐ができるというものだ。女性は自分の資産を持っていないのが普通だから、売春宿は結局は、その両親を訴え、家や資産や土地（持っていればの話だが）を差し押さえていただろう。親が無理矢理に売春をさせた場合には、女性の方も親を追い詰めることにためらいはなかっただろう。儒教の倫理だって、そこまでは要求はしていなかった。現実には、親を破滅に追い込むということは滅多になかった。そして、女性が負債を完済する前に退職することが滅多になかったという事実を見ても、自分の意志に反してこの業界に入った女性は非常に少なかっただろうと私には思われるのである。

退職する法的権利について、吉見の著述は誤解を招くものであると言わざるを得ない。いろいろな箇所、吉見は、日本の認可売春婦は、前払金を完済しなければ退職することはできなかったと述べている。たとえば、p.3～p.4 で、彼はこう書いている：「退職する自由というのは、女性が望む時にはいつでも売春に従事することを止めることのできる自由の意味であるはずだ。ところが、この女性たちはそういう自由を持っていなかった」。この言いようは完全に間違っている。大審院は1896年にはすでに、売春婦は、前払金を完済しようといまいと、自分の望む時にはいつでも退職することができると判示している。たとえば、Musashino v. Kushi, 2-3 Daihan minroku 50 (Sup. Ct. Mar. 11, 1896); Sakai v. Yamada, 6-2 Daihan minroku 81 (Sup. Ct. Feb. 23, 1900)などを見て頂きたい。大審院の論理は単純明快である。雇用契約は、前払金契約と個人的な労働契約とを包含している。そして、この二つの契約は別々のものである。前払金契約は一般的にア（この場合においても、常にではないが）履行を強制することができる。売春婦として働く契約は履行を強制することができない。売春婦が退職しようと思えば、売春婦（とその保証人）は、一般的に未払いの前借金の負債を追っている。しかし、売春宿は働き続けることを強制はできない。

さらに、吉見は自分の言っていることがミスリーディングであることを知っている。1995年に出した本（日本語）（吉見1995, 227）で、1900年以降は法律により認可売春婦は自由にやめることができる、と書いているのだ。彼女の売春婦として働く約束は強制できない（無効）と。夫妻は依然として残るので、一と吉見は付け加える――満期以前にやめることは「事実上困難であった」というのである。吉見自身契約期間が満了する前に退職することは、「事実上困難」である。吉見は私を非難し、「売春労働の合意は非合法であり無効である(p.2)」と述べ、それにもかかわらず、女性は依然として「売春宿の支配下に置かれ、出て行くことはできなかった」と断言する。

(d) 限界分析の決定的重要性 どれを取ってみても、吉見は限界分析のポイントを見落としているようだ。相当数の女性が自分の意志で売春婦になることを選択したという事実がある以上、さらにまた相当数の女性がそういう選択をしなかったかも知れないという事実は私の分析には関係ない。私の論文の趣旨は、当該の契約構造の背後にある論理を説明することだった。論文の冒頭で説明したように、売春宿は標準的な契約書式を使っていた。売春宿が女性に払う前払金の額は、人によって違っていたが、一般的には、違う契約書式を使うことはなかった。この市場では、売春宿の側も、応募者の側も、双方の利益を最大にする契約書式を使うことを望んだ。もともと応募者の方は気が進まないのだから、なおさらのことだ。この応募者とは、自分の意志で売春婦になることを選択した女性たちだった。

この問題を別の角度から眺めると、心ない親のせいで売春業界へ売られた女性たちは、限界値以下である。限界値以下なので業界で使われていた契約書式には影響を及ぼさないことになる。言うまでもなく、こういう論理は現代経済学では常識である。どうも、歴史学者はそういう訓練を受けていないと見える。吉見はこういう基本を理解していないのはあるまいか。

(e) 戦前の民法下の家族 吉見は戦前の日本の家族法について誤解をしている。ラムザイ

ヤー(1996)の Chapter5 で、私は、戦前の日本の民法典が「家長」にどの程度の権限を与えていたかを詳細に論じた。通常言われていることとは違って、民法典の下では、家族のメンバーがどこに居住するかについては、家長が実質的な命令をすることはできなかった。また、家長がメンバーの職業選択の自由を侵害することもできなかった。家長に出来たことと言えば、非協力的なメンバーを法的な「家」から放逐するのがせいぜいだった（あまり実効を伴う懲罰ではなかった）。一方、長子相続が原則だったとはいえ、それは、遺言をしないで死んだ人を相続する場合だけに適用された。被相続人が、財産を家族全員に分割したいと望んだ場合には、遺言を書けば自由にそうすることができた。（「遺言に異議」のある家族のためには別の規定があった）

1-2 売春宿の女性たちの境遇 p.3～p.5

私は、女性たちは「（日本国内の）売春宿を去って、都会の匿名の雑踏の中に消える」ことができた、と述べたが、吉見は、それは「正しくない」と書いている。

そういうことを言われては、自己防衛をしなければなるまい。第一に、Item(c)で述べたことだが、吉見の法解釈が間違っている。女性は負債を完済しなくても合法的に退職することができた。そして、売春宿は、その女性に仕事を続けるように強要することはできなかった。第二に、1928年までに、東京の人口はすでに500万を超えていた。男であれ女であれ、500万の雑踏の中に消えて行くことは可能だと考える方が常識ではなかろうか。

吉見は、「売春婦は負債を完済するか、あるいは道府県ごとに決められた最長年限の契約期間が経過した後でなければ、この業界から出て行くことはできなかった」と書いている。吉見の法解釈は間違っている。それはすでに、今までに何度も述べたことだ。さらに、道府県によっては、最長の契約期間を決めている所もあったというが、この主張については聞いたことがない。しかし、通常は、契約期間は当事者同士が契約によって決めたのである。

2 朝鮮の認可売春婦 p.5

(a)退職することはできたのか 吉見は、「朝鮮では、認可売春婦が業界から出て行くことは実質的に不可能だった」と書いている。

この事実についても吉見は間違っていると私は確信する。朝鮮の認可売春婦は、3年が経過すると退職することができ、現にそうしていた。1924年の、朝鮮の二つの道の統計を見て欲しい(Doke 1928)。

1924年の認可売春婦の年齢分布 (Doke 1928, 787, 800):

<u>京畿道</u>			<u>慶尚南道</u>		
		<u>%.</u>			<u>%</u>
18-19	104	9.45	18-19	176	19.22
20-24	680	61.76	20-24	415	45.30
25-29	273	24.80	25-29	230	25.11
30+	44	3.99	30+	95	10.37

たいていの場合、認可売春婦は20代だった。吉見は、女性たちが退職することが「事実上不可能」だったと言っている

が、もしそれが本当だったら、慰安所側では、20代末まで仕事を続けろと要求していただろうが、実際にはそんなことはなかった。

認可売春婦の就労年数

<u>京畿道</u>			<u>慶尚南道</u>		
		%.			%.
0+	134	11.17	0+	328	35.81
1	154	13.99	1	198	21.61
2	186	16.89	2	158	17.25
3	222	21.16	3	99	10.81
4	294	26.70	4	65	7.10
5	65	5.90	5	44	4.80
6	17	1.55	6	20	2.18
7+	29	2.64	7+	4	0.44

たいていの売春婦が20代前半だったことと話が合うが、ほとんどは数年しか働かなかった。京畿道では、売春婦は4年か5年働くと退職していたように思われる。慶尚南道ではもっと短く、2年か3年だった。吉見の言うように、退職することが「事実上不可能」だったならば、もっとずっと長く働いていたはずではないか。それなのに、彼女たちは数年働くと退職しているのである。

同様に、李(2019, 284)の指摘によると、1924年の1年間のうちに、3,492人の女性が朝鮮の売春業界に入り、3,388人が退職している。1923年の末には、合計7,527人の売春婦がいた。言い換えれば、毎年売春婦の三分の一が退職していたのである。李は、平均すると売春婦の就業年数は二年半だったと計算している。

(b)健康診断 吉見は、朝鮮の売春婦は「強制的に性病の検査を受けさせられた」と書いている。この問題は、私の論文とは関係がないようだが、敢えて指摘しておく：(i) この検査は売春婦の利益になった。(ii) 女性たちは、この職に就こうと決めた時には、検査を受けることに同意した。

(c)募集業者 吉見は、私（ラムザイヤー）が「朝鮮の問題点は、非常に多数の募集業者がいたことだった」と言っていると書いている。私は、募集業者が多かったのが問題だったとは書いていない。私は、多数の「詐欺的な」募集業者がいたことが問題だった、と書いたのだ(IRLE, page 5, sec. 2.4.2)。募集業者の詐術が、日本でも問題になったとは私は聞いていない。台湾と満洲については、私の論文とは関係がないので触れない。

3. 「からゆきさん」 p.6～p.7

(a)彼女は何を知っていたのか 私の IRLE の論文では、売春婦として働く契約をしたおサキという名の女性の苦しみを論じた。この論文の中で、私は、「彼女は売春婦になる契約をした時、どんなことをさせられるのかを知っていた」と書いた。吉見は、スタンリー等と同様に、おサキは実は、売春がどんなことをするのかを理解していなかったと主張する。

吉見は、おサキが、最初、セックスをするように言われた時にあわてふためいたと書いているが、これは正しい。（私もスタンリー等に対する返答として、このことを論じた。App. I, Sec. 2(a)）私の間違いであった。

このことはつまり、吉見がスタンリー等と同じように、一貫性を欠いていることを意味している。回想録（山崎 1972）の 87 ページで、おサキは、「どんなことになるのか、誰も実際には教えてくれなかったけれども、売春とはどんなことをするのかは『うすうす見当が付いて』と語っている。152 ページでは、著者は、おサキの出身地は、外国へ売春をしに行く女性の一番多い場所だったので、これからのことは『うすうす承知の上で』、自分の意志でその職に就くことに同意した」と書いている。

(b)それが問題なのか おサキのことを論じるのは、私の論文とはかかわりがない。彼女は慰安婦ではなく、しかも、この回想録に出て来る出来事は第二次世界大戦よりも数十年も昔の話なのだ。この件を私が取り上げたのは、彼女の話が、読む人の胸を打つ内容であり、貧困な日本女性が海外で売春婦として働くことを選ばなければならなかった経済的な事情をよく説明してくれるからであった。

(c)誰が署名したのか 吉見は、おサキが海外へ行くかどうかを決めたのはおサキの兄だったと主張する。それは事実ではない。おサキには姉と兄が一人ずついた。父親は死に、母親は愛人を作って、子供たちを棄てた。姉は海外へ行って売春婦になった。おサキと兄は、掘立小屋で残飯を食べて生き延びた。募集業者がやって来たので、おサキはこの職に就くかどうかを兄に相談した。兄が応募してくれと頼むので、おサキは兄が農場を開く金を作ってやるために応諾した。おサキは、自分の意志でこの職に就いたと自ら語った。どんな仕事であっても構わないと思った。兄は金を受け取って、書類に署名した。

(d)海外で働く売春婦たちはどのくらい稼いだか 私は、海外で働いていた売春婦は国内で働くよりも多額の金を得たと書いたが、吉見はこれに異議を唱える。吉見によると、私（ラムザイヤー）は、朴裕河（パク・ユハ）教授の著書（2014）の 451 ページから引用していると言っているが、そんなページは存在しないというのである。これは私のミスで、本当は 41 ページである。そして、ここで、朴は実際に、慰安婦は国内で働くよりも高給を得られたと言っているのである。おサキが、毎月 100 円を返済することができたということを報告した。これは吉見も間違いだとは言っていない。ただ、その腹癒せか、会計に関する彼女の苦情に触れていないと言って、私を非難する。いや、そのことはちゃんと率直に言っている（IRLE, page 4, sec. 2.2.4）。おサキの前払金は、当初は 300 円だったのが、売春婦として働き始めるまでには 2000 円に膨らんでいたと、私はちゃんと書いたのである。

(f) 契約の譲渡 吉見は、私（ラムザイヤー）が、「彼女がいったん売り飛ばされた後でまた売り飛ばされた、という重大な事実をごまかしている」と非難する。おサキは「譲渡」された。言い換えれば、働いていた売春宿が、彼女の負債を別の売春宿に譲渡したのである。現在でも債権者は債権を譲渡することは多い。そして、20 世紀初頭の日本でも、売春婦の負債が譲渡されることはあった。何の不思議もない。私はごまかしはしていない。

私の冒頭のエッセイに掲載した慰安婦ヒュン・ビュンスクのインタビューを思い出して欲しい。ヒュンが雇用されるに至る交渉の間に、彼女の父親は、契約書の中に、債権譲渡をしないという項目を入れることを要求し、売春宿の側はこれを

呑んだ。

(1) 女性は消えてしまうことができたか ボルネオやシンガポールのような大都市では、売春婦は「消えてしまう」ことが可能だったという考え方に私は同意する。吉見はこれを「捏造」だと言う。両方とも巨大な町である。私は自分の推理を信じる。これは法的な問題ではない。私にとっては常識の問題だ。もし吉見が、ボルネオやシンガポールの匿名性を認めないのならば、どうぞ証拠を見せて頂きたい。この両都市が、実は秩序の取れた場所であり、社会資本の密なネットワークが出来ていて、人間が消えてしまうことはあり得ないという証拠を出して頂きたい。繰り返して言うが、学問の進歩を望むなら、こういう手法を大事にしてもらいたいものだ。

4 - 1 1938年の内務省の通達(directive) p.7～p.8

吉見は、この一通の通達が、日本政府の慰安所に対する道義的責任を証明するものだと言主張して、一躍名声を博した。私は、この通達がそんな役割を果たしているとは思わない。しかし、ともかくも吉見の主張は理解する。この点については、私は単に、この問題は私の論文の論争の主題とはかわかりがないと言うにとどめよう。私が検証したいのは、契約の経済的論理なのである。

4 - 2. 朝鮮人募集業者による誘拐および軍／朝鮮総督 p.8～p.11

(a) 誘拐 吉見は、朝鮮人慰安婦の中には誘拐された者が少なくない、と論じている。正
確に言えば、「女性を『慰安婦』として誘拐するのはごく普通のことだった」(p.9)と書いているのである。現実に朝鮮人募集業者が詐術を用いたことはあった。それについては私はきちんと書いている (page 5, sec. 2.4.2 (p.5 の sec.2.4.2 を参照))。ここでまた、前と同じ引用をさせて欲しい。私が冒頭で紹介した2019年の毎日新聞の吉見インタビューである。

問「では、慰安婦はどうやって集めたのですか」

答「通常の方法は3つありました。第一には、募集業者という業界のメンバーが出て来ますが、その人選は軍が行います。この募集業者が女性の家族に金を貸します（前払金）。そして、娘がそれと交換に慰安所で働くのです（人身売買）。第二に、募集業者が女性を騙して、女給か看護婦のような仕事をするのだと思わせるのです（誘拐）。第三に、政府の役人か募集業者が、脅迫か暴力を用いて、言うことを聴かせるのです（監禁）」

「当時植民地だった朝鮮半島では、第一の方法と第二の方法がふつうに使われていました。中国や東南アジアのような占領地域では、政府の役人が脅迫によって言うことを聴かせていたという証言や裁判資料があります」

募集業者や政府の役人が中国や東南アジアで女性を強制連行していた、と吉見は説明するのである。朝鮮では、女性たちは前借金と引き換えに慰安婦として働く契約をするか、あるいは、「騙され」て、この職に就かされるかだった、と吉見は書いている。

「嘘も方便」とはこのことだ。通常、「誘拐」と言ったら、強制的に捕まえることを言う。募集業者が嘘をついて女性を騙すことは言うには、「詐術」という言葉がある。吉見はインタビューの際に、朝鮮人女性を強制的に捕まえて慰安所へ送った者はいなかった、と明白に述べている。むしろ、時に嘘をつき、騙してこの職に就かせたことがあったと述べているだけである。これが、私が IRLE の p.5, Section 2.4.5 で私が言いたかったことである。

(b) 退職 U.S.Office(1944) (Report No. 49)の著者は20人の朝鮮人慰安婦にインタビューした。吉見の言う所によると、この女性たちは、1942年の8月にラングーン（or ヤンゴン）に到着し、1944年の8月に捕虜になった時、まだこの地にいたということである。吉見は、この女性たちは6か月ないし1年の期間で契約しているのだから、まだここにいたということは、退職が可能だったという私（ラムザイヤー）の主張が間違っていることを証明する反証になると論じるのである。

そんなことがどうして反証になるものか。第一に――極めて基本的なことであるが――吉見はごまかしているとは思われない：関係書類は明確に次のように述べているのである。

「1943年の後半のことであるが、軍は、負債を完済した若干名の女性が帰国できるようにしてやれという命令を発した。このようにして、朝鮮へ帰国できた女性もいた」

第二に、私が結論(at IRLE, page 7, sec. 4)で明確に述べていることであるが、女性たちは「終戦の数ヵ月前までには」帰国することができたのである。もうこのころには、戦局が悪化して、旅行そのものが不可能になることもあった。

第三に、女性たちの中には、契約期間が終わっても、売春宿に残ることを望む者がいた。高収入が得られたからである。現に、文玉珠は、その典型的な例だった。この女性については、吉見が p.14～p.16 で論じている。文は1944年には、もうビルマ（or ミャンマー）に2年間滞在し、前払金も完済していた。彼女は帰国許可を得、朝鮮行きの船を捕まえるために、サイゴンへ行った。最後の土壇場になって、彼女は船には乗らないことに決め、ラングーン（or ヤンゴン）の慰安所へ戻って行った(Lee 2019, 279-80)。

吉見は、またまた、日本政府が朝鮮で慰安婦募集に責任があると必死で言い募る。すでに述べたように、この問題は、私の論文の扱う範囲の外にある。

4-3. 慰安所設立の目的と、設立を働きかけた機関 p.11～p.12

日本軍が慰安婦制度を設立した目的は性病の防止にあったというのが私の所論である。吉見は、それは二次的な関心事だったと反駁する。また吉見は再び、慰安婦制度に関して、日本政府の責任がただならぬものであったと強調する。そういう問題は、私の論文の扱う所ではない。

4-4. 契約期間と収入 p.12～p.13

(a) 高収入 吉見は、「慰安婦は国内の売春婦よりも高収入を得ていたという私の主張は間違っていると言う。ソウル大学の歴史経済学の名誉教授・李栄薫（イ・ヨンフン）氏も私と同意見で、慰安婦は高収入を得ていたと主張する。「国内の認可売春婦の場合と比較して、軍関係の慰安婦は、仕事は苦しく、収入は高く、リスクも大きかった」と李氏は書いている(Lee 2019, 261)。一日の接客数も慰安所の方が多く、戦地で働くことから来るあらゆるリスクを負っていた。しかし、「慰安婦の目から見れば、慰安所は需要が保証され、高収入の得られる職場だった」(Lee 2019, 262)。秦(1999: 392)も同様に、慰安婦は国内の売春婦の5倍に収入を得ていたと推定している。平壤の売春婦と比較すれば10倍だ。

アンバラス氏、スタンリー氏、チャタニ（茶谷）氏などは、「ディプロマット」誌を恫喝して、検閲をしているが、韓国の有名な経済学者・李宇衍（イ・ウヨン）は、同誌に寄稿して、次のように書いている。

「『慰安婦』は、『ハイリスク・ハイリターン』の職業に従事していた。そして、大多数が朝鮮へ帰って、雇用契約が終了した後またこの仕事に戻った。日常生活に制限が課せられるのは事実だが、それは、軍人、民間

労働者、看護婦など、誰の場合でも同じことだ。結論を言えば、慰安婦は性奴隷ではなく、今日のふつうの性産業労働者と基本的に変わることはない労働者だったのである。

吉見は、私（ラムザイヤー）が IRLE の p.6, Section 3.2 に掲げた出典のリストに、6 か月ないし 12 か月の契約期間についての出典を入れなかったことを問題視する。正しくは、前述の尋問報告書 4 9 (U.S. Office 1944, 203) だった。実は、吉見は、後になって、自分の文章の中で、この出典を正しく表示している。それなのに、「これは一つの特定の慰安所のことに過ぎない」とケチを付けている(p.12)。

吉見は、また、上の Section 4-11 に載せた 1938 年の内務省の文書についても論じている。書類の内容については、私の言っていることに異議を唱えてはいない。しかし、「これがすべての日本人慰安婦に当てはまるものではない」と書いている。

(b) 何十年をも隔てた比較 吉見は、1920 年代の東京での契約と 1930 年代の慰安婦契約とを比較することに問題はないのかと疑義を呈している。

気を付けて欲しいのは、1930 年代には全般的に物価は安定していて、それが、1940 年代に急騰したということである。卸売り物価指数は 1921 年には 1.296、1926 年には 1.157、1931 年には 0.747、1936 年には 1.036 だった。それが、1939 年には 1.466、1941 年 1.758、1943 年には 2.046 と跳ね上がったのだ。（安藤良雄 1987, 2-3）と跳ね上がったのだった。

第二に、1940 年代の物価は、政府が賃金と物価を厳しく規制したために、複雑な様相を呈していた。1930 年代の末から 1940 年代初頭にかけて、政府はかつてなかったほどの規制を着実に課するようになっていた。その結果は、まさしく経済学者が予測する通りのものだった。政府はある名目的には物価をある程度安定させることができた。ところが、それとはウラハラに、一部の部門での物資の甚だしい不足を招き、一部商品は甚だしく騰貴し、資源の配分はめっちゃめっちゃになってしまった。こんな状況の下で、卸売り物価指標などを当てにすることはできない。

第三に、1920 年代から 1930 年代にかけては、慰安婦の名目賃金はわずかながら下落した。この女性たちは、慰安婦にならなかつたら、工場や農場で働いていたはずの人々だった。女性が工場で働いた場合、その賃金は 1930 年代は、1920 年代よりも低くなっていた。標準的な経済史の教科書(安藤 1987, 12)には、製造業に従事する女性の日給は、1920 年 96 銭、1925 年 103 銭、1930 年 92 銭、1935 年 67 銭、1939 年 82 銭だったと書いてある(統計の表は 1939 年で終わっている)。農業に従事する女性の場合は、もっと乱高下がひどく(安藤 1987, 12)、1920 年 94 銭、1925 年 131 銭、1930 年 86 銭、1935 年 70 銭、1939 年 131 銭となっている。

4-5 戦況が退職を困難にした p.13~p.14

売春婦は契約期間が満了すると帰郷することができたと私は述べた。経済学者・李栄薫（イ・ヨンフン）氏も同じことを書いている：「慰安所とは極めて流動的な場所だった。多くの女性たちが去って行った。契約期間が満了したら出て行った。目標の金額が貯まったら出て行った。前払金を完済したら出て行った。」

吉見は、慰安婦が退職するためには、慰安所の経営者の許可が必要だったと言っている。慰安婦が契約期間を満了しておらず、かつ前払金を完済していない場合でなければ、経営者は慰安婦が去って行くのを止めることはできなかった。

吉見は、戦況が悪化すると、女性が帰国するのが難しくなることもあったと書いている。私も IRLE の論文の p7 Section 4 でこの点を指摘した。：「終戦の数ヵ月前までは、女性たちは、契約期間が満了するか、あるいは早期に負債を完済すると、帰国して行った」（下線筆者追加）。

吉見は中国、フィリピン、ジャワの例を挙げる。私は議論の対象をことさらに、日本人と朝鮮人の慰安婦に限った。吉見は、毎日新聞のインタビューでも、この地域出身の慰安婦と日本人・朝鮮人の慰安婦とを別扱いしている。

吉見は、千田(1973)の著書に紹介されている募集業者が私利を貪っていたと記している。私もまさしくそう思っていた。IRLE, p.6, Section3.4 でそう述べた。

4 - 6 高収入の「慰安婦」 p.14～p.16

(a) 文玉珠の収入 吉見は、将校たちが文玉珠に惜しげなくチップをくれたのは、価値のない軍票を使ったからだったと主張する。慰安婦は高収入を得てはいなかった、と彼は言う。そう見えたのは、ひどいインフレが進行していたからだったというわけだ。

これはひどい情報操作もしくは印象操作である。文玉珠は自分の貯金口座を持っており、その口座は円建てだった。慰安所内部の取引は軍票を使う場合も、そうでない場合もあった。チップも軍票を含む場合もそうでない場合もあった。取引やチップで軍票を受け取った場合でも、円に交換することは簡単だった——貯金口座が円建てだったからだ。

ここで、文玉珠が自分の収入をどのように説明しているかをご紹介します。読者に読みやすいように、ウェブサイトから引用するが、このウェブサイトは、スタンリー等や吉見のお気に召さないようだ（吉見は p.15 で、このウェブサイトは「右翼」だと言っている）。しかし、内容が正確であることについては、争わないようである。²³

「私は、チップを取っておいて、相当な額の貯金ことができました。そこで、事務スタッフに、貯金口座を開いて、そこに貯金を預けることができないものかと訊きました。スタッフは大丈夫だと言ってくれました。兵士たちが自分たちの給料を戦地の郵便局に預けていることを私は知っていました。そこで、私のお金を口座に入れることに決めました。私はある兵士に頼んで印鑑を作ってもらい、口座に 5 0 0 円を入れました。出来て来た貯金通帳を見ると、5 0 0 円が記帳されていました。私は生まれて初めて、預金通帳の持主になったのです。私は子供の時から、大邱（テグ）で、子守や行商をして働いていましたが、どんなに働いても貧乏なままでした。貯金通帳にこんな大金が記帳されているのを見て、自分の目が信じられませんでした。その当時、大邱では、1 0 0 0 円あれば、家一軒が買えました。これで、母に楽な生活をさせて上げられる。私は嬉しくて、また誇らしく思いました。貯金通帳が私の宝物になったのです」

同じウェブサイトには文の郵便貯金通帳口座の写真が載っている。日本円に換算している。²⁴

それとは別に、ラングーン（or ヤンゴン）で、高価な品を買うだけの現金を持っていたことにも注目して欲しい。彼女は、ダイヤモンドを買うためにラングーンまで言ったと証言している。（同じ資料からの引用）

「ラングーン（or ヤンゴン）では、以前よりも自由がありました。もちろん、完全に自由というわけではありませんでしたが、月に一度か二度、朝鮮人経営者の許可を得て、外出することができました。リキシャ（人力車）で、買物に行くのが楽しみでした。ラングーンの市場で買物をした経験は忘れることができません。ビルマ（or ミャンマー）では宝石がたくさん生産されているので、宝石店がたくさんありました。ルビーや翡翠はそれ

²³ <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/former-korean-comfort-woman-munoku.html> に引用されている。

²⁴ <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/former-korean-comfort-woman-mun-oku.html>

ほど高価ではありませんでした。友達の一人は、宝石をたくさん収集していました。私も宝石を持てたいと思ったので、ダイヤモンドを買いました」

吉見は、ここでもまた、慰安婦制度の責任は日本政府にあったということにするために一生懸命だ。すでに述べたように、この問題は私の論文の論題とは無関係だ。

(b) チップと賃金 スタンリー等への回答(Appendix I, Sec. 3(a))の中で、サービス産業の賃金とチップ渾然一体となっている、と私は述べた。

(b) 生活費調整 吉見は「開戦に至る数年の間に、日本帝国内の生活費が変わって来たために、文玉珠の貯金は価値がなくなってしまった」と言い張る。文玉珠の郵便貯金は円建てだった。軍票で貯金するわけではない。また、ビルマ（ミャンマー）、京城、東京などの特定の地域でしか通用しない通貨を使うわけでもない。円一本建てだった。25,142 円を口座に入れたら、東京でも、京城でも、25,142 円だ。吉見が言うように、124,8 円になったり、21.8 円になったりするわけではない。

凄まじいインフレのおかげで文玉珠が損害を蒙ったのは事実だろうが、それは彼女が慰安婦だったこととは関係がない。円建ての貯金をしていた人は、男女を問わず誰も彼もが、同じ損失を蒙ったのである。

(c) 貯金の引き出し制限 吉見はまた、文玉珠の貯金は、引き出すことができなくなったので、価値がなくなってしまったと言い募る。

実際、経済学者の李栄薫氏(2020, 67-71)の結論では、慰安婦は、1944年の初頭までは、朝鮮や日本に、自由に送金することができたとのことである。いずれにせよ、文玉珠が貯金を引き出すことができずに損害を蒙ったとしても、それは、彼女が慰安婦であったこととは無関係である。

Appendix III.

慰安婦契約に関する情報

注意：批判者たちが、証拠の数が足りないと言い募り始めて以来、私は、さらに慰安婦契約の証拠書類を探し続けた。Section G から Section M までは、IRLE の論文では利用しなかった資料である。この 2 つは、Section A から Section F までの資料および IRLE の論文の契約に関する分析と矛盾する所は全くない。

A. 内務省警保局 支那渡航婦女の取り扱いに関する件 1938 年 2 月 18 日 鈴木裕子など 日本軍「慰安婦」関係資料集成 (東京 明石書店 2006) 第 1 巻 124—138 ページ)

* 神戸の売春宿経営者が、北支の慰安所へ送るために、山形県の 500 人の女性を採用しようとした。(2500 人を送る計画の一環だった) 年齢は 16～30 歳。前払金は 500～1000 円。契約期間は最長で 2 年。
(p.127)

* 神戸の売春宿経営者が、群馬県の 500 人の女性を採用しようとした。(3000 人を送る計画の一環だった) 第一のサンプルでは、前払金や契約最長期間は不明。第二のサンプルでは、年齢は 16～30 歳。前払金は 500～1000 円。契約期間は最長で 2 年。 (p.127～p.129)

* 宮城県知事の報告書によると、福島 of 業者が、約 30 人の女性 (すでに売春婦として働いている女性たち) を採用して、上海の慰安所へ送ったとのこと。年齢は 20～35 歳。前払金は 600 円。契約期間は不明 (p. 130)

* 茨城県知事の報告書によると、神戸の業者が、2人の女性（すでに売春婦として働いている女性たち）を採用して、上海の慰安所へ送ったとのこと。前払金は1人は642円、もう1人は691円。サンプルの契約書が付いている。最長契約期間と前払金の額は不明。年齢は20～35歳。契約期間は不明（p.130） 第二のサンプルの契約書(p.132)も付いており、こちらには年齢は16～30歳。前払金は500～1000円。最長契約期間は2年となっている。（p.131～p.132）

* 和歌山県知事の報告書によると、70人の女性を上海の慰安所へ送る計画があった。（3000人を送る計画の一環）勧誘の文書には、前払金は最大で800円。さらに、この報告書によると、1人は26歳で前払金は470円、別の1人は28歳で362円だった。（p.134～p.135）

* 日本人女性の全契約については、IRLEのp.5 Section2.4に引用した内務省指示を参照のこと。：「日本から北支および中支へ売春婦として渡航する女性はすべて、契約書を携帯し、自ら警察へ出頭して許可を得ること。彼女たちの仮の契約期間が満了したら、ただちに日本へ帰らせること(p.125)。歴史学者で政府文書に詳しい有間哲夫(2021c, ch. 11)は、アンバラスは当時の政府の習慣を誤解していると説明し、かつ、この通達は、朝鮮から渡って来た女性にも適用されたであろうと指摘している。

B.「SCAP（連合軍総司令部）の調査報告書」：日本軍のアメニティ1945年11月15日 「女性のためのアジア平和基金」編集の政府調査（：「従軍慰安婦」関係資料集成（東京・龍溪書舎1998）第5巻 p.137～p.166。

*この報告書は、さる慰安婦関係業者のことを論じている。この業者は「22人の朝鮮人の少女を買い、その家族に300～1000円を支払っている」。女性たちの年齢は19歳～31歳であり、1942年に到着している。（p.15）

* 報告書はさらに言っている：「『慰安婦の少女』はみんな、次のような条件で雇用された。――慰安婦が総売り上げの50%を取る上に、旅費、食費、医療費などはすべて無料とされる(p.152)。

C.「米国戦争情報局尋問報告書」No.49 1944年10月1日 「女性のためのアジア平和国民基金」ed., 政府調査：「従軍慰安婦」関係資料集成 [政府調査：『従軍慰安婦に関する書類』]（東京・龍溪書舎1998）第5巻 p.203～p.209。

*これは1944年にビルマ（ミャンマー）で見つかった20人の朝鮮人慰安婦の尋問報告書である。この女性たちは、1942年に詐術によって募集され、「数百円の前払金」を受け取った。そして、6か月ないし12か月の最長契約期間の間働いた(p.203)。吉見(p.95)は、受け取った金額は300円ないし1000円だったろうと述べている。

* 報告書によると、この計画によって、約800人の女性が採用されたとのことである。

*報告書によると、軍は、「負債を完済した若干名の少女」が帰国すること許可したということである(p.205)。

* 報告書によると、慰安所と慰安婦の取り分の比は 50:50 または 60:40 だった。しかし、また、慰安所は慰安婦に、さまざまな物資購入のために、高額の料金を取ったという報告もある。

D. 福岡県知事 支那渡航者に対する身分証明書発給に関する件。1937年12月15日。「女性のためのアジア平和基金」編集 政府調査：「従軍慰安婦」関係資料集成（東京・龍溪書舎 1997）第1巻 p.113～p.115。

* 書類は、売春婦が2人、上海の慰安所への渡航の申請をしたことを示している。——1人は1年の契約、もう1人は1年9か月の契約だった(p.115)。

E. 朴裕河（パク・ユハ）「帝国の慰安婦」（朝日新聞出版）

* 朴は1938年の朝鮮の新聞の記事を引用している(p.29)。

「チョイ・ジエイヒョン（37）とその妻李ソンニョ（24）は、数日前にキム・インソプの次女 Yohngoon（12）を誘惑して、売春婦として、中華料理店の経営者 Chang Wookyeong に売り飛ばそうと画策した。価格は50円だった。チョイ・ジエイヒョンは、契約書を起草した容疑で逮捕され、目下厳しい取り調べを受けている」

*朴裕河（パク・ユハ）は慰安婦募集広告を掲載した朝鮮の新聞広告をコピーしている(p.33)：一枚は、年齢18歳～30歳、契約の詳細は面接した上で決める、となっている。もう一枚は、年齢17歳～23歳、月収は最低で300円、前払金は最高3000円である。

F. 千田夏光「従軍慰安婦」（東京：双葉社 1973）

* 本書によると、北九州出身の100人を超える日本人と朝鮮人の女性たちが、慰安婦として採用されたとのこと(p.24～p.28)。前払金は大体において約1000円。女性たちは、負債を完済したら自由に帰国することができた。

* 本書によると、1938年に、上海の慰安所で慰安婦として働くために、20人の女性が渡航した。この女性たちを上海へ連れて行った北九州出身の募集業者に関する報告書。募集業者が言うには、女性たちは上海へ行く途中の慰安所で、日本軍関係者に性的サービスをし、上海に着いた頃には、1000円の前払金を完済して、自由になっていたとのことだが、私には真実だとは思われない。

G. 李栄薫 「反日種族主義」（東京 文芸春秋 2019）

* 本書によると、1937年に、22歳の朝鮮人の娘が父親によって満洲の売春宿に売り飛ばされた。前払金は1300円。彼女は同意せず、警察に駆け込んだ(p.251)。

* 本書によると、ビルマ (or ミャンマー) の朝鮮人経営の慰安所で、1942年、慰安婦たちが前払金を6か月で完済した。

* 本書によると、ラングーン (or ヤンゴン) の慰安所で、1944年に、全20人の慰安婦のうち15人が、契約上の義務を完了して、朝鮮の実家へ帰った。慰安婦の一人はその年、実家に11000円を送金していた(p. 275, p. 283, p.320)。

H. 吉見義明 「従軍慰安婦」(東京：岩波書店1995)

* 本書は、ある日本人女性が1938年初頭に、前払金1000円で上海の慰安所へ行ったことを報告している(p.88～p.89)。

* 本書によると、ある日本人女性は1939年に、サイパン島とパラオ島から帰国した。彼女は前借金を完済していたが、今度は志願して、他の数人の女性と一緒に南京の慰安所で働くために渡航した(p.89)。

* 本書によると、ある日本人の芸者は、1942年にトラック諸島の海軍経営の慰安所で働くために渡航した。彼女が置屋から借金していた4000円を慰安所が肩代わりしてくれたからである。契約期間は1年半だった(p.89)。

I. 李宇衍 (イ・ウヨン) 朝鮮人業者と契約し、慰安所を転々とした慰安婦の証言。ヤフーニュース・ジャパン 2021年3月7日 (JB プレスより)

* 16歳の朝鮮人女性が、3年間慰安婦として働くという契約書に署名した。前払金は3000円。結局、この女性は、慰安所で働くという契約に同意した。日付は不明。

J. 山田清吉 「武漢兵站」(東京 図書出版 1978)

* 本書によると、1943～1944年 (このころには深刻なインフレが進行していた) に、武漢地方で慰安婦になった女性たち (日本人130人、朝鮮人150人) は平均して6000～7000円の前払金を受け取り、毎月400円～500円を返済していた。その結果、1年半くらいで前払金 (or 前借金) を完済し、帰国することができた(p.77, p.84)。

* 収入を分割する際の、「慰安所：慰安婦」の取り分の比は、負債を抱えている女性の場合は60:40、負債のない女性の場合は50:50だった。

* 本書によると、大阪出身のある慰安婦の場合は、年齢 20 歳、前借金は 10000 円だった(p.87)。

* 本書によると、ある女性は、2 歳の時に母に死なれ、父には捨てられてしまった。後になって、彼女は、慰安婦の募集に応募して武漢へやって来た。(朝鮮の募集業者は、この仕事を別の言葉で呼ぶことが多いとのこと) 2 年間働き、朝鮮へ帰り、それからまた、武漢でもう一度働くために、契約をした。

K. 西野瑠美子など 『慰安婦』パッシングを超えて』(東京：大月書店 2013)

本書では、日本人慰安婦が慰安婦の仕事に応募して、1 年か 2 年で前払金を完済して、帰国した事情を説明している。

* 本書によると、ある 18 歳の日本人女性は、1942 年に慰安婦として働くために渡航した。1943 年に帰国した時には、4000 円の前借金を完済し、他に 10000 円を貯めていた(p.37, p.53～p.54)。おそらくは前記の吉見の報告と同一人物であろう。

* 本書によれば、ある日本人芸者は、前払金 2300 円を受け取って、1 年の契約で慰安婦になった。

* 本書によれば、ある日本人売春婦は、1500 円の前払金を受け取って慰安婦になった。2 年後に帰国して料理店を開いた(p.37～p.38)。この女性の言う所によると、上海の慰安婦は、1 か月ないし 3 か月で前借金を完済することである。

L. ソー・C・サラ 「慰安婦：朝鮮と日本における戦時性暴力とポストコロニアルの記憶」(シカゴ シカゴ大学出版局)

* 本書によって確認されることは、「朝鮮人慰安婦の生きた経験」が日本人売春婦の働いていた契約制度を鏡のように映し出していることである。巨額の前払い金、最長期限、負債を完済すれば早期に退職できることなども含まれている。(p.114)

M. 秦郁彦 「慰安婦と戦場の性」(東京：新潮選書 1999)

* 本書によると、トラック諸島のある朝鮮人慰安所経営者は、女性たちは 1 年か 2 年で、300 円～500 円の前借金を完済するのが普通だった、と語った。しかも、慰安婦は、その外に貯金までしていた。そして、結婚するか帰国するかだった。やめられた後釜を補充するのが、この経営者の最大の悩みだった(p.382～p.383)。

N. 細谷清 「日本軍人が証言する戦場の花：朝鮮人慰安婦」

* 元満洲国警察官僚が慰安婦について報告している。慰安所の収入は経営者が40%を取り、女性が60%を取った。この報告によると、負債がふくらんで行くことについての苦情があり、そのような計画を止めさせるのが警察の仕事だったと言っている。また、朝鮮人慰安婦は全員が以前から売春婦として働いていた女性たちだったと述べている（本書の記述はたいていは、日本語を多少なりと話せる朝鮮人慰安婦を対象にしている）。

* ある元海軍将校の報告証言によると、採用された女性たちは、4000円～5000円の前払金で、1年の契約を結んだ。そのうちの大半は、前払金を6か月で完済することができた。中には3カ月で済ませた者もいた。さらに、女性たちは5000円～10000円の貯金をするのができたとも証言している。

* 本書によると、フィリピンの慰安所では、取り分は50:50だった。

本書によると、慰安所と慰安婦の取り分の比は40:60（場所は不明 p.172）だった。

O. 長谷川伸 「生きている小説」（東京 中央公論社 1990 再版）（初版は1958）（注意：題名には「小説」とあるが、実質は回想録である）

* 中国南部の沖にある島の慰安所のお話：一人の慰安婦が慰安所の内部でトラブルを引き起こしたので、経営者が旅費を負担して、故郷の台湾へ送り返した。船主は、この女性が騙されて現地に来たと証言している(p.106)。

* 本書によると、島の慰安所では（1938年当時）、前払金は500円～600円ないし1200円～1300円だった。また本書によると、女性たちは5円で将校を相手にするよりも、2円で下士官兵を相手にする方を喜んだ。多数の客をこなした方が収入が多くなるからである。

* 本書には、医師が診察して、処女だと判明した新規採用者がいた。将校たちが彼女の貯金を管理し、前借金を払ってやり、早期に帰国できるように交渉してやった(p.107～p.109)。

Bibliography

- Ando, Yoshio. 1987. Kindai Nihon keizai shi yoran [Overview of Early Modern Japanese Economic History], 2d ed. Tokyo: University of Tokyo Press.
(安藤良雄 1987 近代日本経済史要覧 第二版 東京 東京大学出版会)
- Arima, Tetsuo. 2021a. Ramseyer kyoju "ianfu ronbun" wo hihan suru Harvard daigaku kyoju ha bunken wo yomete inainodeha naika [The Harvard Professors Criticizing Prof. Ramseyer's "Comfort Women Article" Seem Unable to Read the Documents]. Daily Shincho, Apr. 5, 2021 (part 1) and Apr. 6, 2021 (part 2).
(有馬哲夫 2021b. ハーバード大「慰安婦」論文を批判する教授は文献を読めていないのではないか デイリー新潮 2021年4月5日(part I)、4月6日 (Part II))
- Arima, Tetsuo. 2021b. Harvard dai "ianfu" ronbun wo hihan suru Kankokukei kyoju no rojikkuha goin dewa naika [The Logic of the Korean Professor Criticizing the Harvard "Comfort Women" Article Is Forced]. Daily Shincho, Apr. 13, 2021 (Parts I & II).
(ハーバード大「慰安婦」論文を批判する韓国系教授のロジックは強引ではないか デイリー新潮 2021年4月13日(part I & II))
- Arima, Tetsuo. 2021c. "ianfu" ha mina goi keiyakuwo shiteita [The "Comfort Women" Had All Agreed to Contracts]. Tokyo: WAC, K.K.
(「慰安婦」はみな合意契約をしていた 東京 ワックKK)
- "Asahi shimbun moto kisha [Former Reporter for Asahi Shimbun]," Zakzak, Aug. 5, 2014.
(朝日新聞元記者 Zakzak (タ刊フジ) 2014年8月5日)
- Chatani, Sayaka. 2021. Ramseyer ronbun wa naze "jiken" to natta no ka [Why Did the Ramseyer Article Become an "Incident"?], Sekai, May 2021.
(茶谷さやか 2021 ラムザイヤー論文はなぜ「事件」になったのか 世界 2021年5月)
- Choe, Kilsung, 2017. Chosen shusshin no choba nin ga mita ianfu no jijitsu [The Truth About Comfort Women, as Seen by a Korean Receptionist]. Tokyo: Haato shuppan.
(崔吉城 朝鮮出身の帳場人が見た慰安婦の事実 東京 ハート出版)
- Choe, Kilsung. 2021a. "ianfu nikki" kenkyusha ga akasu "kyosei renko" to wa kakehanareta jittai [Research of "Comfort Women Diary" Shows Reality Far Different from "Forced Concription"], Daily shincho, June 14, 2021.
(崔吉城「慰安婦日記」研究者が明かす「強制連行」とはかけ離れた実態 デイリー新潮 2021年6月14日)
- Choe, Kilsung. 2021b. Genshiryo wa watashino "ianjo nikki" kenkyu [The Original Source Was My Research on the "Comfort Station Diary"]. Shukan shincho, June 10, 2021, at 46.

- (崔吉城 2021b. 原資料は私の「慰安所日記」研究 週刊新潮 2021年6月10日p.46)
- Chwe, Michael. 2021. Letter by Concerned Economists Regarding "Contracting for Sex in the Pacific War" in the International Review of Law and Economics. Available at: <http://chwe.net/irle/letter/>.
- Coomaraswamy, Radhika. 1996. U.N. Commission on Human Rights: Report on the Mission to the Democratic People's Republic of Korea, the Republic of Korea and Japan on the Issue of Military Sexual Slavery in Wartime. E/CN.4/1996/53/Add.I.
- Curtis, Paula R. 2021a. Ramseyer and the Right-Wing Ecosystem Suffocating Japan. Tokyo Review, May 30, 2021.
- Curtis, Paula R. 2021b. Taking the Fight for Japan's History Online: The Ramseyer Controversy and Social Media. Asia-Pacific Journal: Japan Focus, 22: No. 3, December 1, 2021.
- Devine, Maija Rhee. 2016. Are Comfort Women Lying? Korea Times, June 8, 2016. Available at: http://www.koreatimes.co.kr/www/news/opinon/2016/06/162_206538.html.
- Doke, Saiichiro. 1928. Baishunfu ronko [A Study in Prostitution] (Shishi shuppan, 1928), reproduced in Yuko Suzuki, et al., Nihon gun "ianfu" kankei shiryō shusei [Collection of Materials Relation to the "Comfort Women" of the Japanese Military] (Tokyo: Akashi shoten, 2006), vol. 1, pp. 786-820.
- (道家斉一郎 売春婦論考 1928 史誌出版 鈴木裕子「日本軍『慰安婦』関係資料集成」に再録。(東京：明石書店 2006) 巻 1 p.786～p.820)
- Dudden, Alexis, et al. 2015. Standing with Historians of Japan, Perspectives on History, Mar. 1, 2015.
- Eckert, Carter J. 1996. Total War, Industrialization, and Social Change in Late Colonial Korea. In Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie, eds., The Japanese Wartime Empire, 1931-1945. Princeton: Princeton University Press. pp. 3-39.
- Fackler, Martin. 2007. No Apology for Sex Slavery, Japan's Prime Minister Says. N.Y. Times, March 6, 2007.
- Fackler, Martin. 2014. Rewriting the War, Japanese Right Attacks a Newspaper. N.Y. Times, Dec. 2, 2014.
- Gluck, Carol. 2021. What the World Owes the Comfort Women. In J.H. Lim & E. Rosenhaft, eds., Mnemonic Solidarity, Entangled Memories in the Global South.
- Gordon, Andrew. 2003. A Modern History of Japan: From Tokugawa Times to the Present. New York: Oxford University Press.
- Gordon, Andrew & Carter Eckert. 2021. Statement. Feb. 17, 2021. Available at: <https://perma.cc/8ZHY-RD5C>. N.B.: This is a later expanded version of their attack, and not the version they sent to the journal.
- Gunji hyoronka no Chi Man-won [The Military Commentator Chi Man-won], Sept. 29, 2013, available at: https://s.webry.info/sp/92971510.at.webry.info/201309/article_88.html.
- (軍事評論家の池万元 2013 年 9 月 29 日)

Hasegawa, Shin. 1990. Ikiteiru shosetsu [A Living Novel] (Tokyo: Chuo koro, 1990 reprint) (orig. pub. 1958).

(長谷川伸 1990 生きている小説 (東京：中央公論 1990 再版 初版は 1958 年))

Hata, Ikuhiko. 2018. Comfort Women and Sex in the Battle Zone. Lanham, MD: Hamilton Books.

Jason Michael Morgan, transl.

(秦郁彦 1999 年 慰安婦と戦場の性 東京 新潮社)

Hicks, George. 1994. The Comfort Women: Japan's Brutal Regime of Enforced Prostitution. New York: W.W. Norton & Co.

Hicks, George. 1996. The "Comfort Women." In Peter Duus, Ramono H. Myers & Mark R. Peattie, eds., The Japanese Wartime Empire, 1931-1945. Princeton: Princeton University Press.

Hosoya, Kiyoshi. 2019. Nihon gunjin ga shogen susu senjo no hana: Chosenjin ianfu [The Flowers of War, Reported by Japanese Soldiers]. Tokyo: Haato shuppan (English translation at Mera & Hosoya [2020]).

(細谷清 2019「日本軍人が証言する戦場の花；朝鮮人慰安婦」東京ハート出版)

Howard, Keith, ed. 1995. True Stories of the Korean Comfort Women. London: Cassell.

Ji Man-Won shi "gi no ianfu" [Ji Man-Won "Fraudulent Comfort Women"], Chuo Nippo, Apr. 14, 2005, available at:

https://japanese.joins.com/article/j_article.php?aid=62513§code=400&servcode=400.

(池萬元 偽の慰安婦 中央日報)

Jiyu wa ubawareta kyoseisei atta [There was Coercion in the Sense that They Lost Their Freedom]..., Asahi shimbun, Aug. 5, 2014.

(「自由は奪われた 強制性はあった 朝日新聞 2014 年 8 月 5 日」)

Josei no tame no Ajia heiwa kokumin kikin, ed. 1997, 1998. Seifu chosa: "Jugun ianfu" kankei shiryo shusei [Government Investigation: Materials Relating to the "Comfort Women Accompanying the Military]. Tokyo. 5 volumes.

(女性のためのアジア平和基金編 1997, 1998 政府調査「従軍慰安婦」関

係資料 東京 全 5 巻)

KIH 2016a. Korea Institute of History. 2016. "The Comfort Women" by Professor C. Sarah Soh, Apr. 29, available at <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/the-comfort-women-by-chunghee-sarah-soh.html>.

KIH 2016b. Korea Institute of History. 2016. "Comfort Women of the Empire" by Professor Park Yuha,

Apr. 30, 2016, available at <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/summary-of-professor-park-yuhas-book.html>.

Kim, Pu-ja & Yon Kim. 2018. *Shokuminchi yukaku* [Colonial Pleasure Quarters]. Tokyo: Yoshikawa kobunkan.

(金富子 (キム・プジャ) & 金榮 (キム・ヨン) 2018 植民地遊郭 吉川弘文館)

Kimura, Kan. 2014. *Nikkan rekishi ninshiki mondai toha nanika* [What is the Japan-Korea History Recognition Problem. Tokyo: Mineruba shobo.

(木村幹 2014 日韓歴史認識問題とは何か 東京：ミネルバ書房)

Kumagai, Naoko. 2015. On "Standing with Historians of Japan," *Perspectives on History*, Sept. 1, 2015.

(熊谷奈緒子 2015 日本の歴史家たちを支持するについて 米国歴史学会月報『(歴史展

望)』 2015年3月1日)

Lee, Dong-Jin. 2020. *Minzoku, chiiki, sekushuaritii: Manshukoku no chosenjin "seibaibai jujisha" wo chushin to shite* [Nationalism, Localism and Sexuality: The Case of Korean "Prostitution" in Manchuguo], *Quadrante*, 22: 39-62 (2020).

(李東振 (イ・ドンジン) 民族、地域、セクシュアリティー 満洲国の朝鮮人「性売買従事者」を中心

として クヴァドランテ誌 22:39-62(2020))

Lee, Wooyoun. 2021a. *Chosenjin gyosha to keiyaku shi ianjo wo tenten to shita ianfu no shogen* [The Testimony of a Comfort Woman Who Contracted with a Korean Member of the Industry and Moved from Comfort Station to Comfort Station], *Yahoo News Japan*, Mar. 7, 2021 (originally JB Press). Alternative translation available at Lee Wooyoun, *Controversy over Harvard Article Can't Erase the Facts of Comfort Women Contracts*, *Japan Forward*, Apr. 3, 2021.

(李宇衍 (イ・ウヨン) 2021a 朝鮮人業者と契約し慰安所を転々とした慰安婦の証言 Yahoo

News Japan 2021年3月7日 (初版はJB Press)

Lee, Wooyoun . 2021b. *Anti-Japan Tribalism on the Comfort Women Issue*. *The Diplomat*, Nov. 14, 2021. Censored under pressure from Ambaras, Stanley and Chatani, available at alternative site: <https://archive.ph/20211115071637/https://thediplomat.com/2021/11/anti-japan-tribalism-on-the-comfort-women-issue/#selection-1231.547-1231.1052>

Lee, Wooyoun. 2021b. *No Debate? The Diplomat's Cancellation of My Comfort Women Article*. *Japan*

Forward, Dec. 4, 2021.

Lee, Yong-Shik, Natsu Taylor Saito & Jonathan Todres. 2021. The Fallacy of Contract in Sexual Slavery: A Response to Ramseyer's "Contracting Sex in the Pacific War." Mich. J. Int'l L. 42: 291.

Lee, Younghoon, ed. 2019. Hannichi shuzoku shugi [Anti-Japanese Tribalism]. Tokyo: Bungei shunju.

(李栄薫 (イ・ヨンフン) ed. 反日種族主義 東京 文藝春秋)

Lee, Younghoon, ed. 2020. Hannichi shuzoku shugi to no toso [The Battle Against Anti-Japanese Tribalism]. Tokyo: Bungei shunju.

(李栄薫 (イ・ヨンフン) ed. 2020 反日種族主義との闘争 東京 文藝春秋)

Martin, Timothy W. & Dasl Yoon. 2021. Professor's 'Comfort-Women' Lecture Gets Him Indicted -- And Sparks Debate on Academic Freedom. Wall. St. J., Aug. 21, 2021.

Mera, Koichi & Kiyoshi Hosoya. 2020. American Soldiers Witnessed Korean Korean Comfort Women- "Flowers of the War." Privately published (translation of Hosoya [2019]). 日本軍人が証言する

戦場の花 朝鮮人慰安婦 (日本語訳自費出版)

Military Intelligence Service Captured Personnel & Material Branch. 1945. Composite Report on Three Korean Navy Civilians, April 24, 1945, reproduced in Mainichi shimbun, June 10, 2016.

Morgan, Jason. 2021a. Waseda Professor Offers Evidence of Comfort Women Working Under Contract. Japan Forward, Oct. 15, 2021. Available at: <https://japan-forward.com/waseda-professor-offers-evidence-of-comfort-women-working-under-contract-now-come-the-attacks/>

Morgan, Jason. 2021b. The Comfort Women Issue: Bashing the Factfinders and Policing the Party Line. Japan Forward, Oct. 18, 2021. Available at: <https://japan-forward.com/the-comfort-women-issue-bashing-the-factfinders-and-policing-the-party-line/>

Morgan, Jason. 2021c. Conform or Get Attacked: Bigots Use Comfort Women Issue to Assault Free Speech in Japan. Japan Forward, Oct. 20, 2021. Available at: <https://japan-forward.com/conform-or-get-attacked-bigots-use-comfort-women-issue-to-assault-free-speech-in-japan/>

Morgan, Jason. 2015. On "Standing with Historians of Japan," Perspectives on History, July 1, 2015.

Moto "ianfu" e hoshō wo [Compensation for Former "Comfort Women"], Akahata, June 26, 2002.

(元慰安婦へ補償を 赤旗 2002年7月1日)

Multiple Authors. 2015a. Response to Naoko Kumagai, Perspectives on History, Dec. 1, 2015.

- Multiple Authors. 2015b. On "Standing with Historians of Japan," Perspectives on History, Dec. 1, 2015. (50 Japanese academics).
- Mun, Ok-ju. 1996. Biruma sensen: Tateshidan no "Ianfu" datta watashi [The Burmese Front: I Who Had Been a "Comfort Woman for the Tate Division]. Tokyo: Nashi no kisha (Machiko Morikawa, transl.).
- (文玉朱 (ムン・オクジュ) ビルマ戦線館師団の「慰安婦」だった私 東京 梨の木舎 森川万智子訳)
- Murotani, Katsumi. 2021. Kihonteki na daigimon [A Basic, Major Doubt ...], Zakzak (Yukan Fuji), June 11, 2020.
- (室谷克実 2021 基本的な大疑問 Zakzak (夕刊フジ) 2020 年 6 月 11 日)
- Nishino, Rumiko, et al. 2013. "Ianfu" basshingu wo koeta [Beyond "Comfort Women" Bashing]. Tokyo: Otsuki shoten.
- (西野瑠美子「慰安婦バッシングを越えて」東京 大月書店)
- Park, Yuha. 2014. Teikoku no ianfu [Comfort Women of the Empire]. Tokyo: Asahi shimbun shuppan.
- (朴裕河 2014 帝国の慰安婦 東京 朝日新聞出版)
- Phillips, Joe, Wondong Lee & Joseph Yi. 2019. Future of South Korea-Japan Relations: Decoupling or Liberal Discourse. Political Quarterly, 91: 448.
- Protecting the Human Rights of Comfort Women. 2007. Hearing before Subcom. on Asia, the Pacific, and the Global Environment, of Com. Foreign Affairs, House of Rep. Feb. 15, 2007.
- Ramseyer, J. Mark. 1991. Indentured Prostitution in Imperial Japan: Credible Commitments in the Commercial Sex Industry, J. Law, Econ. & Org. 7: 89 (1991).
- Ramseyer, J. Mark. 1996. Odd Markets in Japanese History: Law and Economic Growth. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.
- Ramseyer, J. Mark. 2021. Contracting for Sex in the Pacific War. Int'l Rev. L. & Econ., 65.
- Ruff-O'Herne, Jan. 2008. Fifty Years of Silence. North Sydney: William Heinemann.
- SCAP. 1945. Amenities in the Japanese Armed Forces, Nov. 15, 1945. In Josei (1988, vol. 5, 139-66).
- "Saishuto de renko" shogen ["Forced to Accompany in Jeju" Testimony], Asahi shimbun, Aug. 5, 2014.
- (「済州島で連行」証言 朝日新聞 2014年8月5日)
- Senda, Kako. 1973. Jugun ianfu [Military Comfort Women]. Tokyo: Futaba sha.

(千田夏光 1973 従軍慰安婦 双葉社)

Soh, C. Sarah. 2008. *The Comfort Women: Sexual Violence and Postcolonial Memory in Korea and Japan*. Chicago: University of Chicago Press.

Stanley, Amy. 2021. On Contract, March 18, 2021. Available at:

<https://www.amy-stanley.com/blog-1/on-contract>.

Stanley, Amy, Hannah Shepherd, Sayaka Chatani, David Ambaras & Chelsea Szendi Schieder. 2021a.

"Contracting for Sex in the Pacific War": The Case for Retraction on Grounds of Academic Misconduct. *Asia-Pacific J.*, 19: no. 13. Available at:

<https://apjjf.org/2021/5/ConcernedScholars.html>.

Stanley, Amy, David Ambaras, Hannah Shepherd. 2021b. Confronting Denialism on the "Comfort Woman" Issue, *Global Lunchbox Podcast*, Apr. 16, 2021. Available at:

<https://soundcloud.com/wccias/confronting-denialism>.

Suk-Gersen, Jeannie. 2021. Seeking the True Story of the Comfort Women. *New Yorker*, Feb. 26, 2021.

Suzuki, Yuko. 2006. *Nihon gun "Ianfu" kankei shiryō shusei* [Collection of Material Related to the Japanese Military "Comfort Women"]. Tokyo: Akashi shoten. Two volumes.

(鈴木裕子「日本軍『慰安婦』関係資料集成」東京：明石書店 2006 巻 1 p.786～p.820)

U.S. Office of War Information. 1944. Japanese Prisoners of War Interrogation Report No. 49, in Josei (1998: v. 5, 203)

Uooru sutoriito jaaneru ni kansuru Lew kyoju to media uocchi no hanno [The Reactions of Professor Lew and Media Watch to the Wall Street Journal], *Rekishī ninshiki mondai kenkyū kai*, Aug. 23, 2021. Available at: harc.tokyo/?p=2275

(ウォールストリートジャーナルに関するルー(Lew)教授とメディア・ウォッチの反応 歴史認識問題研究会

2021 年 8 月 23 日 harc.tokyo/?p=2275 を参照)

Yamada, Seikichi. 1978. *Bukan heitan* [Wuhan Logistics]. Tokyo: Tosho shuppan.

(山田清吉 1978 武漢兵站[Wuhan Logistics] 図書出版)

Yamaoka, Tetsuhide. 2021. Ianfu harumoni ... [The Comfort Women Grandmothers ...], *Gekkan Hanada purasu*, May 26, 2020.

(山岡鉄秀 2021 慰安婦ハルモニ すべての、真っ赤な嘘だったのですか？

月刊花田プラス 2020 年 5 月 26 日)

Yamazaki, Tomoko. 1972. Sandakan hachiban shokan [Sandakan Number 8 Brothel]. Tokyo: Chikuma shobo.

(山崎朋子 1972 サンダカン八番娼館 東京：筑摩書房)

Yi, Joseph & Joe Phillips. 2021. On "Comfort Women" and Academic Freedom. The Diplomat, Feb. 18, 2021.

Yi, Joseph, Joe Phillips & Wondong Lee. 2019. Manufacturing Contempt: State-Linked Populism in South Korea. Society, 56: 494-501.

Yi, Joseph. 2018. Confronting Korea's Censored Discourse on Comfort Women. The Diplomat, Jan. 31, 2018.

Yi, Joseph. 2020. Illiberal Means for Liberal Ends: Low-Road Challenge to Public Discourse and International Relations. Available at: <https://preprints.apsanet.org/engage/apsa/article-details/5f52aa1a9277460012015626>.

Yi, Joseph. 2021. Debating Korea's Last Taboo: "Comfort Women." Asia Times, March 3, 2021.

Yoshida, Seiji. 1983. Watashi no senso hanzai [My War Crimes]. Tokyo: San'ichi shobo.

(吉田清治 1983 私の戦争犯罪 東京 三一書房)

"Yoshida shogen" yoyaku torikeshi ... [At Last, the "Yoshida Testimony" Withdrawn ...], Yomiuri shimbun, Aug. 6, 2014.

(「吉田証言」ようやく取り消し 読売新聞 2014年8月6日)

Yoshii, Riki. 2019. "Hyogen no fujiyu" ko: "Jugun ianfu ha dema" to iu dema, rekishigakusha, Yoshimi Yoshiaki shi ni kiku [Thoughts on the "Lack of Freedom of Expression": Asking Historian Mr. Yoshiaki Yoshimi about the False Rumor that "Military Comfort Women Were a False Rumor"], Mainichi shimbun, Aug. 15, 2019.

(吉井理記 2019 表現の自由浩考：「従軍慰安婦はデマ」というデマ 歴史学者吉見義明氏に聞く毎日新聞 2019年8月15日)

Yoshimi, Yoshiaki. 1995. Jugun ianfu [Military Comfort Women]. Tokyo: Iwanami shoten.

(吉見義明 1995 従軍慰安婦 東京 岩波書店)

Yoshimi, Yoshiaki. 2021a. Response to "Contracting for Sex in the Pacific War" by J. Mark Ramseyer. Emi Koyama, Norma Field, & Tomomi Yamaguchi, transl., 2021.

Yoshimi, Yoshiaki, 2021b. Ramseyer ronbun no nani ga mondai ka [What's the Problem with the

Ramseyer Article?], Sekai, May 2021.

(吉見義明 2021b ラムザイヤー論文の何が問題なのか 世界 2021 年 5 月)